

第5次沖縄市障がい者プラン

〈改訂版〉

第5次沖縄市障害者計画・第7期沖縄市障害福祉計画・第3期沖縄市障害児福祉計画



令和6年3月

沖縄市

本計画書における表記について

本市においては、以下のような方針に基づき、表記をしています。

【基本方針(抜粋)】

- ① 平成 16 年 4 月 1 日より、あらゆる場面において、障がい者を特定して用語を使用するにあたっては「障害者」ではなく「障がい者」と表現する。
- ② 法律名や条文を引用する際にあつては、「障がい者」への変更は必要なく、当該法律名及び条文をそのまま引用するものとする。
- ③ 「障害」の表現が前後の文脈から「人」につながる場合は「障がい」と表現する。
- ④ 医療用語等の専門用語として使用する場合で、「害」が適当な場合は漢字で表す。
- ⑤ 今後の沖縄市における制度や単独事業の名称は「がい」を使用する。

【使用例】

(ア) 表記

身体障害者	→	身体障がい者
知的障害者	→	知的障がい者
精神障害者	→	精神障がい者

(イ) 法律用語等

「障害者基本法」における障害者福祉の推進にあたっては・・・

↓

「障がい者基本法」における障がい者福祉の推進にあたっては・・・

(ウ) 医療用語等

肝機能障害	→	肝機能障害
言語障害	→	言語障害

目次

I 序章	1
1. 計画策定にあたって	1
2. 背景及び法的根拠等	7
3. 計画の位置づけ	8
4. 計画の期間	9
II 障がいのある市民を取り巻く現状	11
1. 障がいのある市民の状況	11
(1) 障害者手帳所持者数の推移	11
(2) 身体障がい者の障がい種別の推移	13
(3) 障がい種別等級別の推移	14
2. 支援が必要なこどもの教育・保育の状況	17
(1) 発達支援保育の実施状況	17
(2) 特別支援教育の実施状況	17
III 計画の取り組み状況等について	19
1. 第5次沖縄市障がい者プランの取り組み状況	19
2. 障がい福祉にかかるニーズと課題等	23
IV 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 各施策の横断的な視点	28
3. 計画の基本目標	29
4. 計画の体系	31
V 施策の展開	33
基本目標Ⅰ 共に支え合う社会の実現	33
基本目標Ⅱ 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現	42
基本目標Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現	53
VI 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画	63
1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価	63
2. 成果目標の設定(令和8年度末の目標)	73
3. 障害福祉サービス等見込み量	80
VII 計画の推進にあたって	87
1. 地域ネットワークの構築と連携による推進体制の充実	87
2. 行政機関内でのネットワークの構築と連携、役割分担	88
3. 計画の進捗管理	88
参考資料	89

I 序 章

I 序 章

1. 計画策定にあたって

ノーマライゼーションの思想は、障害者福祉の枠を超え、社会福祉全体の重要な理念になっており、「老若男女、障がい者等がともに暮らす社会がノーマルな社会である」といった共生社会を意味するようになっていきます。2006 年に国連において採択された「障害者の権利条約」の批准(平成 26 年)により、我が国は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成 28 年 4 月 1 日)を整備施行しました。令和 6 年 4 月 1 日には改正「障害者差別解消法」の施行により、「障害者差別の禁止」の義務化に加え、民間事業者においても「合理的配慮の提供」が義務付けられることとなります。このように障害者の権利に関わる法律の整備は進展していますが、一方、障がい者が障がいのない人たちと同様の自由等を享受しているとはいえないのが現状です。

本市においては、これまで『障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち』を基本理念にかかげ、障がい者福祉施策の実施と障害福祉サービス・地域生活支援事業等の供給体制の整備を図ってきました。

現計画が令和5年度末に最終年度を迎えることから、この間の取り組みを点検・評価し、計画の見直しを行っていくことが必要となっています。

本計画は、ノーマライゼーションを促進し、社会において障がい者が平等な機会を享受し、自立して参加できる環境を構築するため、障がい者に関連する法制度の動向や社会の動き、国の基本指針等及び地域に住む障がい当事者等のニーズ把握等を踏まえ、『第5次沖縄市障がい者プラン(改訂版)(第5次沖縄市障害者計画・第7期沖縄市障害福祉計画・第3期沖縄市障害児福祉計画)』を策定するものです。

■第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(2018年度～2020年度)

【基本指針見直しの主なポイント】

- ・地域における生活の維持及び継続の推進 ・就労定着に向けた支援
- ・地域共生社会の実現に向けた取組 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・発達障害者支援の一層の充実

○障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児等支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)



■第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(2021年度～2023年度)

【基本指針見直しの主なポイント】

- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害者の社会参加を支える取組 ・障害福祉サービス等の質の向上
- ・障害福祉人材の確保

○新たな項目

- ・医療的ケア児等支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(一部新)
- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築等



■第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(2024年度～2026年度)

【基本指針見直しの主なポイント】

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・地域生活支援拠点コーディネーターの配置 ・強度行動障がい者への支援体制の整備

○障がい児のサービス提供体制等

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築

○地域共生社会の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携

○新しいサービスの導入

- ・就労選択支援

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
- ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネートなどの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動介護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごと
の参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
の件数
- ヘアレントトレーニングやヘアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ヘアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施す
る研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自
治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導
監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み
【新設】
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン
等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

2. 背景及び法的根拠等

- ・平成 23 年 7 月「障害者基本法」改正
- ・平成 24 年 6 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)制定
- ・平成 24 年 10 月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
- ・平成 26 年 1 月「障害者権利条約」批准
- ・平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
- ・平成 30 年 6 月「障害者文化芸術推進法」施行
- ・令和元年 6 月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)施行
- ・令和3年5月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」改正
- ・令和3年9月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
- ・令和4年5月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行
- ・令和4年9月国連「障害者権利委員会」からの総括所見・改善勧告の公表
- ・令和5年3月「第 2 期障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」

本計画は、障がい者を取り巻く社会情勢の変化や関連法制度等の動向を踏まえるとともに、以下の根拠法に基づき『市町村障害者計画』、及び『市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画』を一体的に作成するものです。計画期間中も、各種法令等の見直しについて注視し、必要な対応を検討していくものとします。

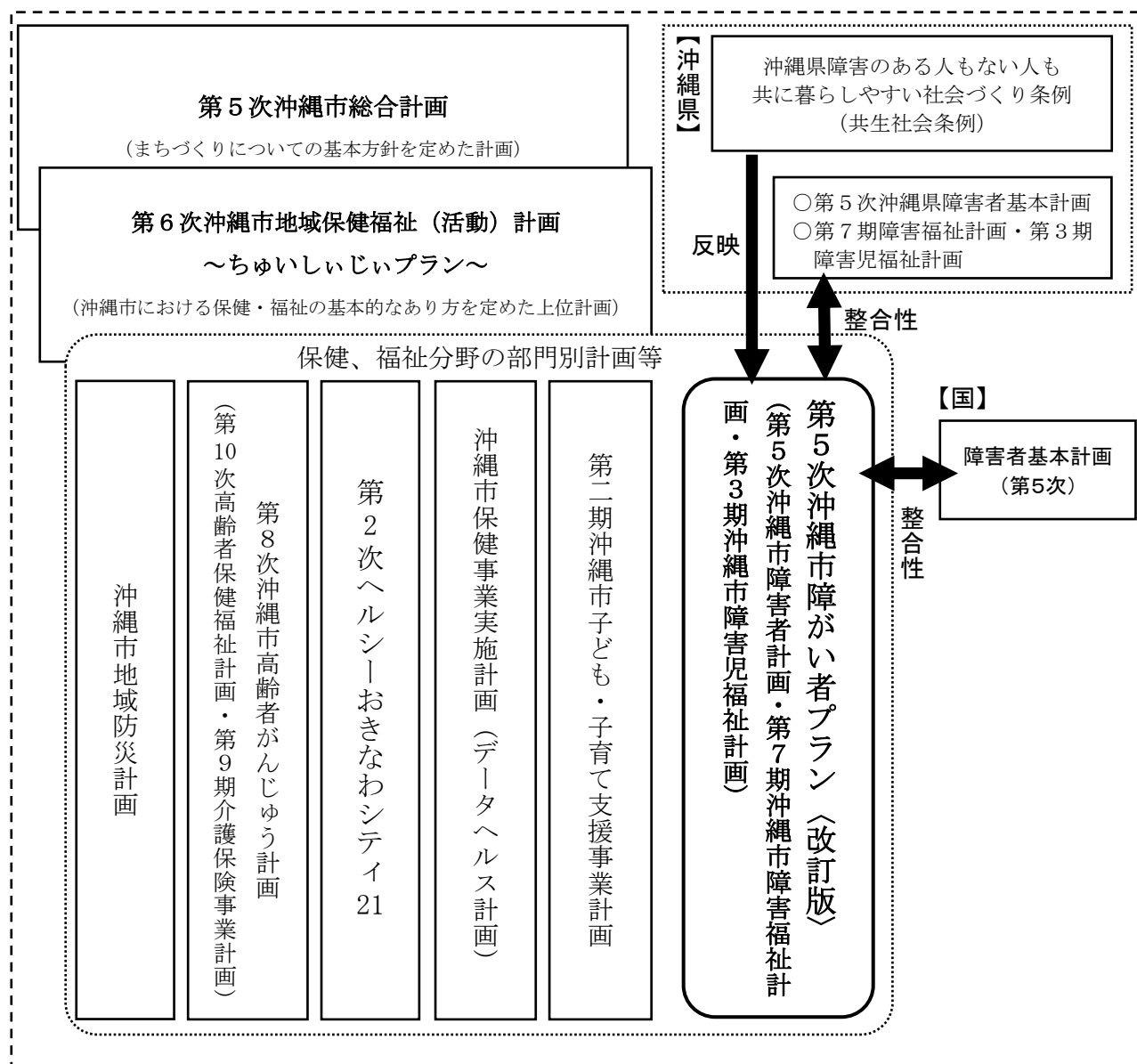
根拠法	計画名	概要
障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	市町村障害者計画	障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
障害者総合支援法 (第 88 条)	市町村障害福祉計画	障害福祉サービス等の見込量や目標値、サービスの確保に向けた方策等を定める短期の計画
児童福祉法 (第 33 条の 20)	市町村障害児福祉計画	障害児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み量を定める計画

3. 計画の位置づけ

本計画は「第5次沖縄市総合計画」を最上位計画とする沖縄市の計画体系の中で、「第6次沖縄市地域保健福祉計画～ちゅいしいじいプラン～」を上位計画とする福祉分野の部門別計画です。

沖縄県の障害者計画である「第4次沖縄県障害者基本計画」や沖縄市における各種計画との整合を図りつつ、沖縄市の障がい者施策について基本的な考え方や各種サービスの目標事業量等を定めます。

■第5次沖縄市障がい者プラン〈改訂版〉の位置づけ



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3カ年とします。

なお、計画期間中であっても根拠法の改正等の動向に応じて、計画内容の見直しを行うものとします。

計画期間

計画の名称（根拠法）	令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	
沖縄市障がい者プラン	第5次沖縄市障がい者プラン<改訂版>			第6次沖縄市障がい者プラン			
障害者計画 (障害者基本法)	第5次沖縄市障害者基本計画<改訂版>			第6次沖縄市障害者基本計画			
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	第7期沖縄市障害福祉計画			第8期沖縄市障害福祉計画			
障害児福祉計画 (児童福祉法)	第3期沖縄市障害児福祉計画			第4期沖縄市障害児福祉計画			

Ⅱ 障がいのある市民を取り巻く現状

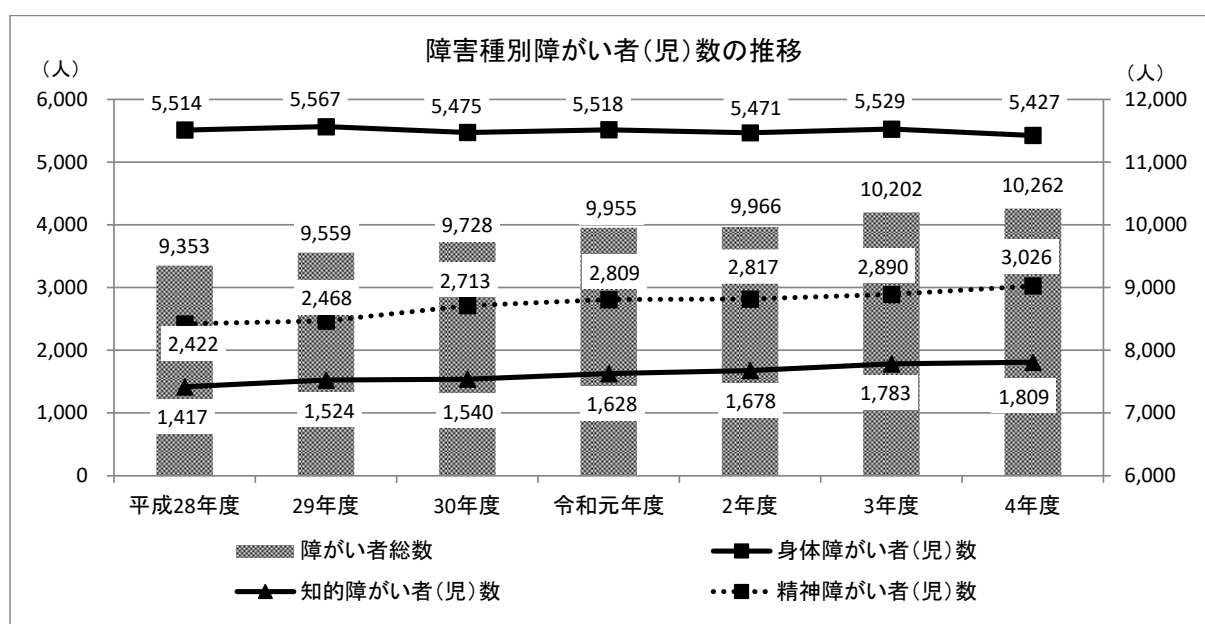
Ⅱ 障がいのある市民を取り巻く現状

1. 障がいのある市民の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

令和4年度の障害者手帳所持者数は、沖縄市総人口 142,887 人の 7.2%を占める 10,262 人となっており、平成 28 年度以降増加で推移しています。

障がい種別にみると、身体障がい者(児)が全体の 52.9%を占める 5,427 人で最も多く、次いで精神障がい者(児)が 3,026 人(29.5%)、知的障がい者(児)が 1,809 人(17.6%)となっています。知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)は、増加で推移しています。



障がい者数の推移(障害者手帳所持者)

単位: 人、%

	平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2..3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障がい者(児)総数	9,353	100.0%	9,559	100.0%	9,728	100.0%	9,955	100.0%	9,966	100.0%	10,202	100.0%	10,262	100.0%
身体障がい者(児)数	5,514	59.0%	5,567	58.2%	5,475	56.3%	5,518	55.4%	5,471	54.9%	5,529	54.2%	5,427	52.9%
知的障がい者(児)数	1,417	15.2%	1,524	15.9%	1,540	15.8%	1,628	16.4%	1,678	16.8%	1,783	17.5%	1,809	17.6%
精神障がい者(児)数	2,422	25.9%	2,468	25.8%	2,713	27.9%	2,809	28.2%	2,817	28.3%	2,890	28.3%	3,026	29.5%
沖縄市総人口	141,543		141,540		142,027		142,533		142,533		142,713		142,887	
障がい者(児)総数の割合	6.6%		6.8%		6.8%		7.0%		7.0%		7.1%		7.2%	
身体障がい者(児)数の割合	3.9%		3.9%		3.9%		3.9%		3.8%		3.9%		3.8%	
知的障がい者(児)数の割合	1.0%		1.1%		1.1%		1.1%		1.2%		1.2%		1.3%	
精神障がい者(児)数の割合	1.7%		1.7%		1.9%		2.0%		2.0%		2.0%		2.1%	

資料: 福祉事務所の概要

令和4年度の障がい者と障がい児の内訳をみると、身体障がいでは、障がい者が5,289人(97.5%)、障がい児が138人(2.5%)、知的障がいでは、障がい者が1,356人(75.0%)、障がい児が453人(25.0%)となっています。

障がい者、児別の推移(障害手帳所持者)

単位:人、%

		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障がい者(児)総数		9,353	100.0%	9,559	100.0%	9,728	100.0%	9,955	100.0%	9,966	100.0%	10,202	100.0%	10,262	100.0%
身体障がい	総数	5,514	100.0%	5,567	100.0%	5,475	100.0%	5,518	100.0%	5,471	100.0%	5,529	100.0%	5,427	100.0%
	18歳未満	155	2.8%	158	2.8%	149	2.7%	144	2.6%	146	2.7%	140	2.5%	138	2.5%
	18歳以上	5,359	97.2%	5,409	97.2%	5,326	97.3%	5,374	97.4%	5,325	97.3%	5,389	97.5%	5,289	97.5%
知的障がい	総数	1,417	100.0%	1,524	100.0%	1,540	100.0%	1,628	100.0%	1,678	100.0%	1,783	100.0%	1,809	100.0%
	18歳未満	386	27.2%	425	27.9%	417	27.1%	438	26.9%	436	26.0%	474	26.6%	453	25.0%
	18歳以上	1,031	72.8%	1,099	72.1%	1,123	72.9%	1,190	73.1%	1,242	74.0%	1,309	73.4%	1,356	75.0%
精神障がい	総数	2,422	-	2,468	-	2,713	-	2,809	-	2,817	-	2,890	-	3,026	-

※精神障害者については、年齢の内訳なし

資料:福祉事務所の概要

令和4年度末の身体障がい者の年齢区分別の障がい種別については、全ての障がい種別において70歳以上の割合が最も高くなっています。特に「聴覚・言語障がい(平衡機能障がい含む)」では70歳以上が66.3%と、他の障がい種別に比べ高くなっています。

なお、18歳未満では全ての障がい種別において5%未満となっています。

身体障がい者の年齢区分別・障がい種別の状況(令和4年度末時点)

単位:人、%

	視覚障害		聴覚・言語障がい (平衡機能障がい含む)		肢体不自由		内部障がい		計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
18歳未満	6	2.1%	20	2.7%	84	3.7%	28	1.3%	138	2.5%
18歳以上65歳未満	96	33.9%	165	22.6%	923	40.8%	527	24.5%	1,711	31.5%
65歳以上70歳未満	26	9.2%	61	8.4%	262	11.6%	244	11.3%	593	10.9%
70歳以上	155	54.8%	483	66.3%	994	43.9%	1,353	62.9%	2,985	55.0%
計	283	100.0%	729	100.0%	2,263	100.0%	2,152	100.0%	5,427	100.0%

※同一人の重複障がいは第1障がい(最も重い障がい)のみをカウントしている

資料:福祉事務所の概要

精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する精神障がい者通院医療公費負担の令和4年度の承認件数は、5,939件となっており、平成28年度(4,885件)より千件以上多くなっています。

精神障がい者通院医療公費負担承認件数の推移

単位:件

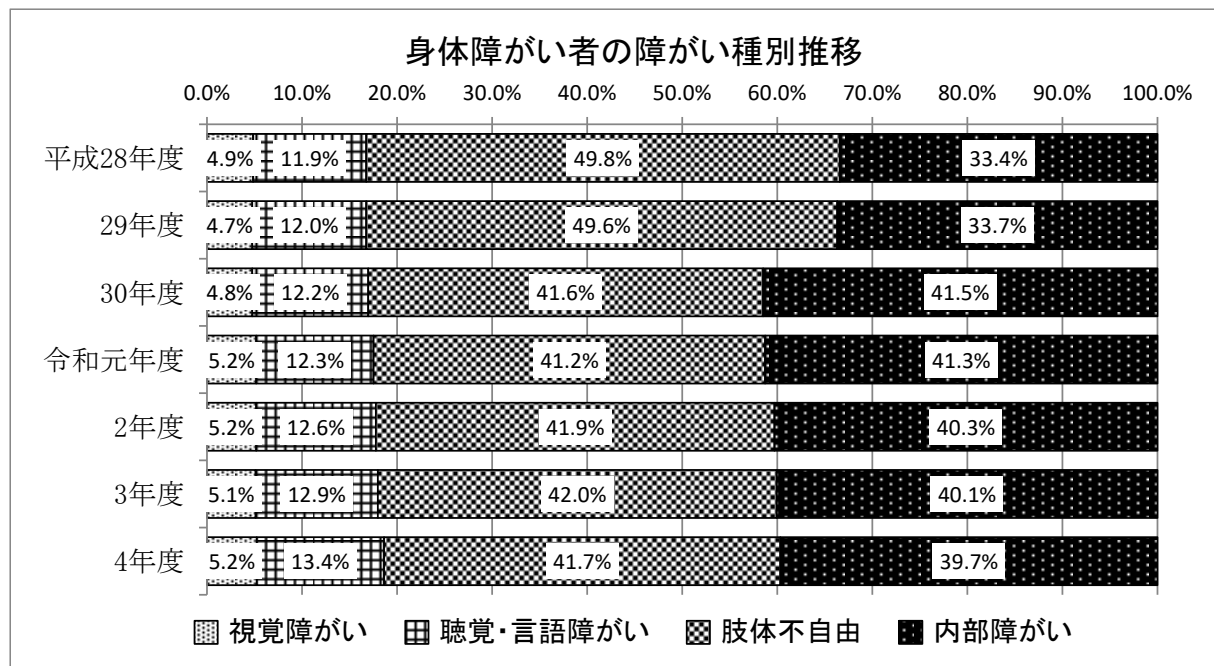
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	4,885	5,029	5,210	5,418	5,978	5,749	5,939

資料:福祉事務所の概要

(2)身体障がい者の障がい種別の推移

令和4年度の身体障がい者の障がい種別については、「肢体不自由」が 41.7%で最も多く、次いで「内部障がい」が 39.7%、「聴覚・言語障がい」が 13.4%、「視覚障がい」が 5.2%となっています。

障がい種別の割合に変化はありません。



身体障がい者の障がい種別推移

単位:人、%

	平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	7,253	100.0%	7,426	100.0%	5,475	100.0%	5,518	100.0%	5,469	100.0%	5,528	100.0%	5,426	100.0%
視覚障がい	352	4.9%	352	4.7%	261	4.8%	286	5.2%	282	5.2%	282	5.1%	283	5.2%
聴覚・言語障がい	862	11.9%	891	12.0%	667	12.2%	681	12.3%	690	12.6%	712	12.9%	728	13.4%
肢体不自由	3,614	49.8%	3,681	49.6%	2,275	41.6%	2,274	41.2%	2,293	41.9%	2,319	42.0%	2,263	41.7%
内部障がい	2,425	33.4%	2,502	33.7%	2,272	41.5%	2,277	41.3%	2,204	40.3%	2,215	40.1%	2,152	39.7%

※平成29年度までは、同一人の重複障がいをすべてカウント、

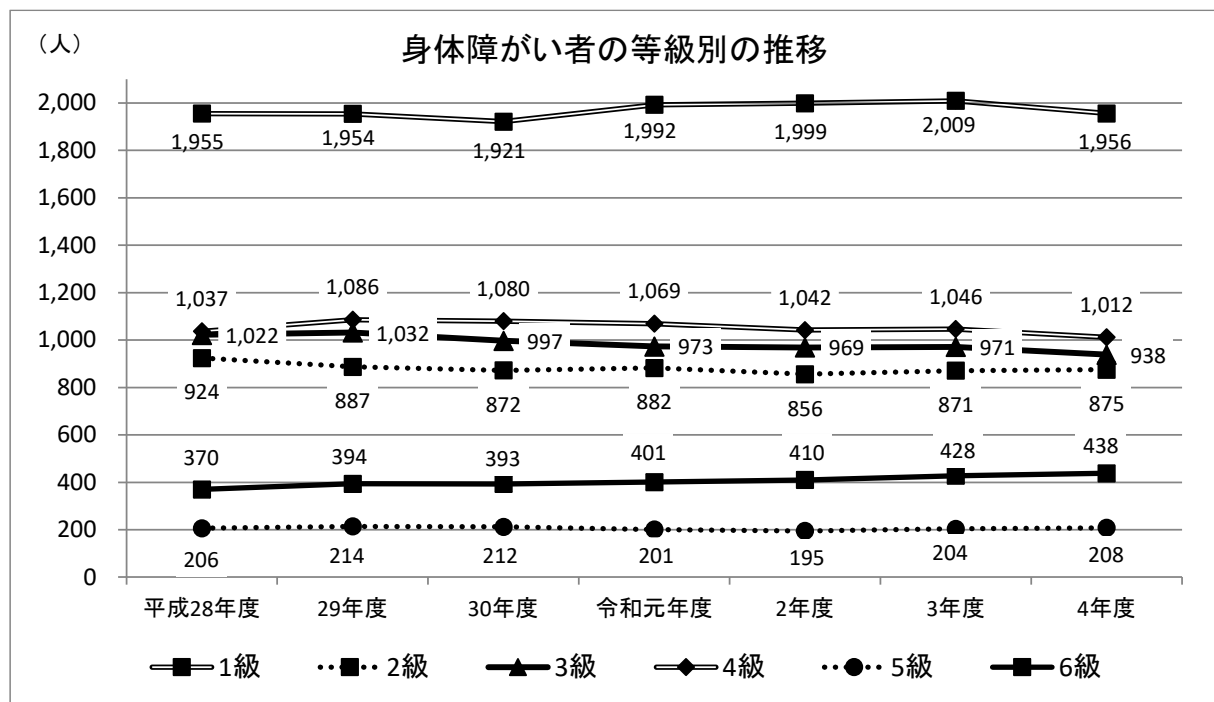
資料:福祉事務所の概要

平成30年度以降は、同一人の重複障がいは第1障がい(最も重い障がい)のみをカウントしている

(3)障がい種別等級別の推移

1)身体障がい者の等級別の推移

令和4年度の身体障がい者の等級については、「1級」が36.0%を占める1,956人で最も多く、次いで「4級」の1,012人(18.6%)、「3級」の938人(17.3%)、「2級」の875人(16.1%)、「6級」の438人(8.1%)、「5級」の208人(3.8%)となっています。



身体障がい者の等級別の推移

単位:人、%

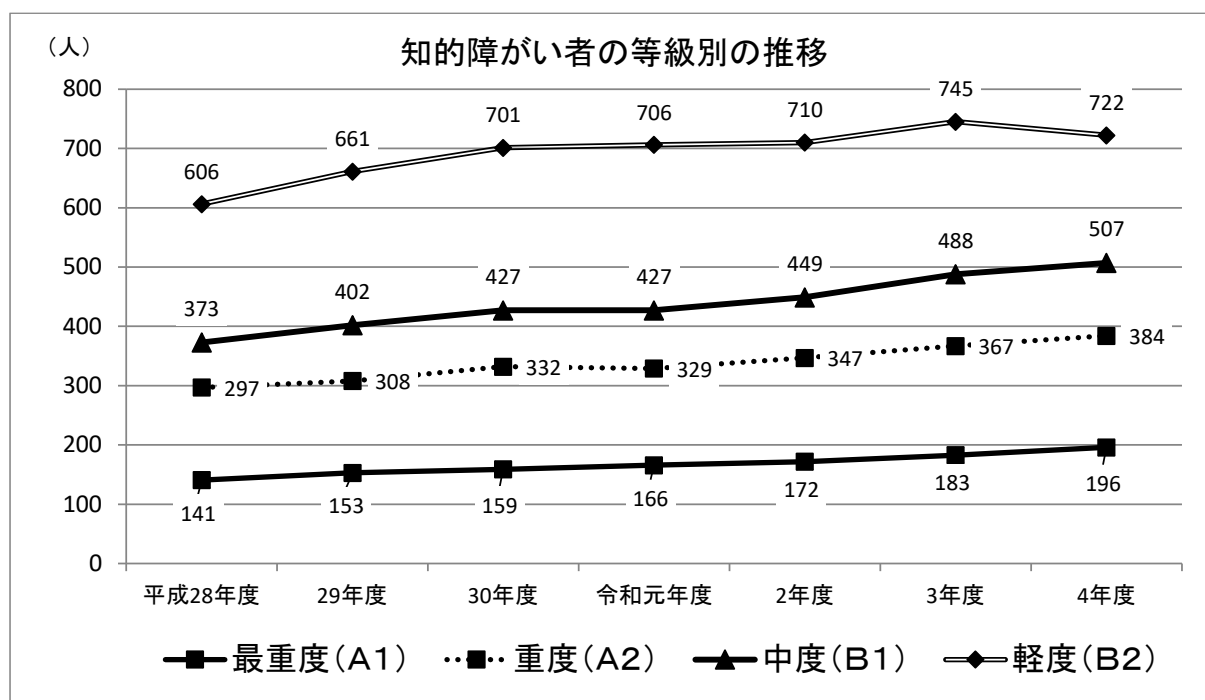
	平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	5,514	100.0%	5,567	100.0%	5,475	100.0%	5,518	100.0%	5,471	100.0%	5,529	100.0%	5,427	100.0%
1 級	1,955	35.5%	1,954	35.1%	1,921	35.1%	1,992	36.1%	1,999	36.5%	2,009	36.3%	1,956	36.0%
2 級	924	16.8%	887	15.9%	872	15.9%	882	16.0%	856	15.6%	871	15.8%	875	16.1%
3 級	1,022	18.5%	1,032	18.5%	997	18.2%	973	17.6%	969	17.7%	971	17.6%	938	17.3%
4 級	1,037	18.8%	1,086	19.5%	1,080	19.7%	1,069	19.4%	1,042	19.0%	1,046	18.9%	1,012	18.6%
5 級	206	3.7%	214	3.8%	212	3.9%	201	3.6%	195	3.6%	204	3.7%	208	3.8%
6 級	370	6.7%	394	7.1%	393	7.2%	401	7.3%	410	7.5%	428	7.7%	438	8.1%

資料:福祉事務所の概要

2) 知的障がい者の等級別の推移

令和4年度の知的障がい者の等級については、「軽度(B2)」が39.9%を占める722人で最も多く、次いで「中度(B1)」の507人(28.0%)、「重度(A2)」の384人(21.2%)、「最重度(A1)」の196人(10.8%)となっています。

いずれの等級においても平成28年度以降増加傾向で推移しています。



知的障がい者の等級別の推移

単位: 人、%

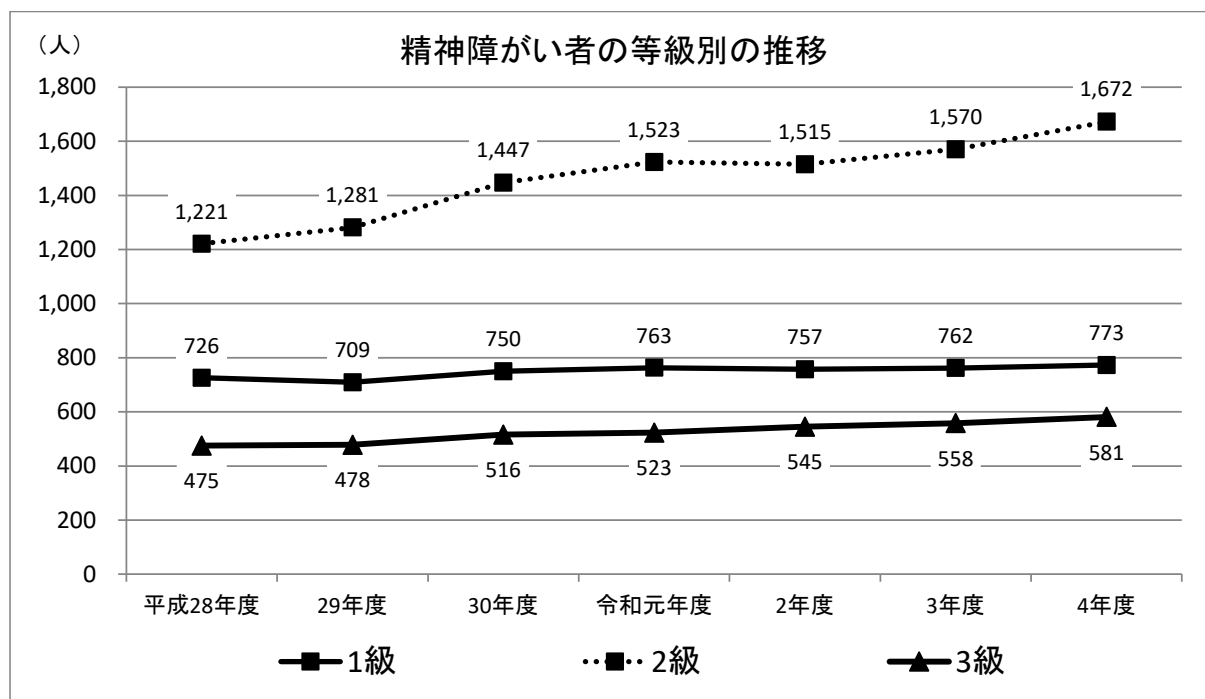
	平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	1,417	100.0%	1,524	100.0%	1,540	100.0%	1,628	100.0%	1,678	100.0%	1,783	100.0%	1,809	100.0%
最重度(A1)	141	10.0%	153	10.0%	153	9.9%	166	10.2%	172	10.3%	183	10.3%	196	10.8%
重 度(A2)	297	21.0%	308	20.2%	311	20.2%	329	20.2%	347	20.7%	367	20.6%	384	21.2%
中 度(B1)	373	26.3%	402	26.4%	404	26.2%	427	26.2%	449	26.8%	488	27.4%	507	28.0%
軽 度(B2)	606	42.8%	661	43.4%	672	43.6%	706	43.4%	710	42.3%	745	41.8%	722	39.9%

資料: 福祉事務所の概要

3)精神障がい者の等級別の推移

令和4年度の精神障がい者の等級については、「2級」が 55.3%を占める 1,672 人で最も多く、次いで「1級」の 773 人(25.5%)、「3級」の 581 人(19.2%)となっています。

いずれの等級においても平成 28 年度以降増加傾向となっています。



精神障がい者の等級別の推移

単位: 人、%

		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合	計	2,422	100.0%	2,468	100.0%	2,713	100.0%	2,809	100.0%	2,817	100.0%	2,890	100.0%	3,026	100.0%
	1 級	726	30.0%	709	28.7%	750	27.6%	763	27.2%	757	26.9%	762	26.4%	773	25.5%
	2 級	1,221	50.4%	1,281	51.9%	1,447	53.3%	1,523	54.2%	1,515	53.8%	1,570	54.3%	1,672	55.3%
	3 級	475	19.6%	478	19.4%	516	19.0%	523	18.6%	545	19.3%	558	19.3%	581	19.2%

資料: 福祉事務所の概要

2. 支援が必要なこどもの教育・保育の状況

(1) 発達支援保育の実施状況

令和4年度における発達支援保育の受け入れ園児数は 181 人となっており、令和2年度から大きく増加しています。

発達支援保育の実施状況

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発達支援保育人数	110	109	106	120	156	166	181

資料：福祉事務所の概要

(2) 特別支援教育の実施状況

令和4年度における幼稚園の在籍園児数は 80 人、小学校の在籍児童数は 690 人、中学校の在籍生徒数は 232 人、特別支援学校の在学数は 479 人となっています。

幼稚園の在籍園児数は増減を繰り返し、小学校や中学校の在籍児童数、生徒数は増加傾向で推移しています。平成 28 年度と比較して、令和4年度の児童生徒数は、小学校で 2.0 倍、中学校で 2.9 倍となっています。

特別支援学校は、平成 29 年度以降 480 人前後で推移しています。

特別支援教育の実施状況

単位：人

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	園児数	80	67	84	83	84	96	80
小学校	学校数	16	16	16	16	16	16	16
	児童数	343	419	465	542	618	661	690
中学校	学校数	8	8	8	8	8	8	8
	生徒数	86	109	145	176	213	228	232
特別支援学校	在学数	459	480	479	474	471	486	479

資料：学校基本調査報告書

Ⅲ 計画の取り組み状況等について

Ⅲ 計画の取り組み状況等について

1. 第5次沖縄市障がい者プランの取り組み状況

(1) 取り組みの評価

第5次沖縄市障がい者プランには、3つの基本目標、80 の事業・具体的な取り組みが位置づけられています。

令和4年度における進捗状況を以下のAからDまでの基準で評価を行った結果、計画全体で「A:達成できた」が36.3%、「B:概ね達成できた」が53.8%、「C:取り組んだが達成できなかった部分もある」が10.0%、「D:達成できなかった」はありません。

計画で位置づけられた取り組みの90.0%が概ね順調(A及びB評価)に展開できています。

■令和4年度 進捗状況

	A	B	C	D	計
計画全体	29 (36.3%)	43 (53.8%)	8 (10.0%)	0 (0%)	80 (100.0%)
I 共に支え合う社会の実現	11 (52.4%)	9 (42.9%)	1 (4.8%)	0 (0%)	21 (100.0%)
II 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現	7 (22.6%)	19 (61.3%)	5 (16.1%)	0 (0%)	31 (100.0%)
III 自立した生活と社会参加の実現	11 (39.3%)	15 (53.6%)	2 (7.1%)	0 (0%)	28 (100.0%)

※各評価割合は、四捨五入された表示となっており、合計が100.0%とならないことがある

■評価基準

A	達成できた
B	概ね達成できた
C	取り組んだが達成できなかった部分もある
D	達成できなかった

(2)「A」評価の取り組み

取り組みが順調で「A」評価となったのは次のようになります。

基本目標Ⅰでは、基幹相談支援センターにおける相談対応の充実や地域資源開発及び障がい者自立支援協議会の活動を通じた支援の充実等があげられます。

基本目標Ⅱでは、発達支援研修会を通じた保育所・幼稚園における受け入れ体制の充実、児童センター・あげだ児童館及び放課後児童クラブでの受け入れの充実等があげられます。

基本目標Ⅲでは、乳幼児健診を通じて「発達の気になる子」の早期発見、子育ての不安や悩みの聞き取りなど、保護者に寄り添った早期支援の充実、障がい児施設へスポーツクラブより指導者の派遣など、障がい者のスポーツの充実等があげられています。

「A」評価の項目については、取り組みの継続と更なる充実が求められます。

■「A」となった理由

評価	事業・具体的取り組み	評価の理由
A	I-4-(1)-③ 基幹相談支援センター	基幹相談支援センターは支援困難事例への対応や相談支援事業所へのスーパーバイズ等を行うとともに、市の権利擁護への助言等を行った。障がい者自立支援協議会の運営の活性化に取り組み、医療的ケア児等コーディネーターの配置検討、トライアングルプロジェクトの展開、相談支援ハンドブックの作成など地域資源の開発等の中心となった。 障がい者自立支援協議会を令和4年度3回開催した。
A	I-4-(1)-④ 沖縄市障がい者自立支援協議会	障がい者自立支援協議会の定期的な開催を行い、相談支援事業所との定例会や、専門部会等も開催し、相談支援の充実を図った。専門部会として、「プロジェクト部会」「療育・教育部会」を設け、沖縄市の計画相談ビジョン、医療的ケア児等の支援方法の検討など地域資源の開発等を行うほか、ワーキンググループを設けている。令和4年度全体会を年3回開催した。
A	Ⅱ-2-(2)-⑥ 発達支援研修会の実施	こども発達支援センター主催で、コロナ禍に配慮し、Zoomによる研修会を年6回実施した。 保育所・幼稚園の他に、同じ乳幼児に対応する施設として、児童発達支援事業所にも参加対象を広げた。 昨年度の研修事後アンケートをもとに研修ニーズを把握し、こどもの発達理解・保護者支援、支援の手引きを活用したこどもの行動観察・理解・対応法、感覚統合の視点を取り入れた遊び等の研修を行い、延べ参加人数は764名、延べオンデマンド受講者数544名、合計延べ受講者数1308名であった。研修会を通して、乳幼児に関わる職員の保育力・支援力の向上を図った。 市立幼稚園において、特別支援教育に関する研修を4回実施した。

A	Ⅱ-2-(5)-① 児童センター・あげだ児童館及び放課後児童クラブでの受け入れの充実	あげだ児童館、福祉文化プラザ児童センター、宮里児童センターに引き続き発達支援指導員を配置し、継続して障がい児の活動の場を提供した。
A	Ⅱ-2-(5)-② 放課後等デイサービス等の充実	放課後等デイサービス(令和4年度:885名) 子どもの発達過程や障がい種別、障がい特性を理解し、子どもの生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行っている。
A	Ⅲ-1-(1)-① 乳幼児健診事業	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診において、問診や保健指導で「発達の気になる子」のスクリーニングを実施し、早期発見に努めた。各健診において、子育ての不安や悩みを聞き取り、保護者に寄り添いながら早期支援につなげられるよう努めた。 乳幼児健診事業実施回数(令和4年度:60回)
A	Ⅲ-4-(2)-① 障がい者のスポーツ機会の創出	障がい児施設へスポーツクラブより指導者を派遣し、狭いスペースでも安心・安全にボールを使い、スポーツ運動が楽しいと感じてもらえるプログラムを開催した。 障がい児施設対象指導者派遣スポーツ体験教室の開催(令和4年度:開催数1回、参加者11名)

(3)「C」評価の取り組み

評価「C」となった事業・具体的な取り組みは、次のようになります。

評価の理由として、新型コロナウイルス感染拡大により思う様に取り組みが展開できなかった項目、数値目標の見直しを必要とする項目、地域生活を支える体制整備の構築、就労支援の課題を抱える項目となっています。

■「C」となった理由

評価	事業・具体的取り組み	評価の理由
C	I-4-(1)-① 福祉教育の推進	各小中学校より依頼があった際に、職員を派遣し授業を行う予定であった。当初は、複数の小・中学校にて授業を行う予定であったが、新型コロナの影響により、訪問学校件数や実施内容を縮小した。
C	II-1-(3)-① 自主防災組織の育成	自主防災組織の新規結成(3組織)。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十分な設置促進に向けた活動が実施できなかった。
C	II-1-(3)-② 災害時の要配慮者支援体制の充実	自主防災組織による防災訓練を18回実施。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、より多くの自主防災組織による訓練の実施ができなかった。
C	II-2-(3)-① 特別支援教育巡回相談	市内小学校(年間1校あたり3回)面談・児童観察434件 私立幼稚園(年間1園あたり1回)面談・園児観察4件の実施 ※評価指標が694件となっており、目標値の見直しが必要。
C	II-3-(1)-① 地域生活支援拠点の協議の場の設置及び機能の充実	令和3年度より、「相談」と「緊急時の受入れ・対応」について、面的整備で確保。 今後は緊急時の受入れ対応の充実を図るとともに、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」機能の確保が求められる。
C	II-3-(1)-② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置	協議員に精神科病院の関係者など専門機関から選出するためコロナ禍での協議員の確保が厳しいなどの課題もあり、自治体単位で行うより、広域での設置を検討する必要がある。
C	III-3-(2)-② 公的機関での雇用促進	令和4年度において、障がい者を対象とする沖縄市職員採用試験を実施し、令和5年4月1日付で3名を採用したが、障がい者法定雇用率の達成には至っていない。障がい者雇用について引き続き取り組んでいく必要がある。
C	III-3-(2)-③ 農福連携に向けた検討	農福連携の可能性について調査研究を行ったが、より明確な取り組みには至らなかった。

2. 障がい福祉にかかるニーズと課題等

(1)障がい者の状況及び取り組みの状況等

(障がい者の状況)

- 障がいのある市民の状況について、18 歳以上及び 18 歳未満の知的障がい者数と精神障がい者数(総数)が増加傾向にある。
- 支援が必要なこどもの教育・保育の状況について、特別支援教育(市立小学校・中学校)の児童生徒数は平成 28 年度と令和 4 年度を比較すると約2倍となっている。

(主な第 5 次障がい者プランの評価)

- 施設入所者数の減少については、地域生活への移行の目標値には遠く、また、協議の場が未設置であるため、支援体制のあり方について検討が必要である。
- 地域生活支援拠点等の整備について緊急時の対応や体験機会のシステム構築を含めた体制づくりが求められる。
- 福祉施設から一般就労への移行者数は、目標値に達するのが厳しい状況である。
- 障がい児支援について、ペアレントプログラムやペアレントメンター等の支援プログラム等の受講者数は達成しているが、医療的ケア児等コーディネーターは未配置となっている。
- 相談支援体制について、事業所数は未達成だが、人材育成等体制の強化は目標達成している。
- 訪問系サービスについて重度訪問介護と同行援護は利用者 1 人当たりの利用時間が上昇している。
- 日中活動系サービスについて、就労移行支援は、実績値が下がっており、就労継続支援A型は概ね計画通りの実績であるが、就労継続支援B型は利用者一人当たりの利用日数が増加している。
- 居住系サービスについて共同生活援助(グループホーム)及び施設入所支援について、見込みを上回る実績となっている。
- 障がい児サービスについて、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のいずれも見込みより実績値が上回っている。

(2)関係者ヒアリングを通じた課題等

①地域生活支援拠点について

- 緊急受入れは、今から利用したいという方が対象となるが、受け入れる事業所側は初めての方は不安がある。事前に情報があればつなぎもしやすいので、可能性のあるかたは事前に登録制にし、「体験の機会・場」を通じて進めていく必要がある。

⇒Ⅱ-3-(1)①地域生活支援拠点機能の充実

②災害等への対応

- 令和 5 年の台風 6 号で、沖縄市では今回2カ所の避難所が閉鎖になった。事業所も頑張って2日間受け入れたが、事業所が停電したという話もあった。携帯が繋がらず情報が全く入らないという状況等は、障がい者には厳しい。

⇒Ⅱ-1-(3)防災、防犯対策の推進

③配慮の仕組みづくりについて

- 市から来た通知と分かるように封筒への工夫をしてほしい。市のマーク、切れ込み等々、何かの印を。

⇒Ⅰ-2-(1)②障がい特性に配慮した情報提供の充実

- スマホの音声案内が、画像になると案内できなくなる。せめて行政機関の案内は音声で説明してほしい。

⇒Ⅰ-2-(1)②障がい特性に配慮した情報提供の充実

- 都市計画や施設、道路等を作るとき、当事者を参加させて意見を聞いているか？新しく作るのに、利用できないものができている(道路の段差や施設のつくり等)当事者の中に入れて策定してほしい。

⇒Ⅱ-1-(1)②公共施設の整備における障がい当事者の意見等を踏まえた整備

- 医療における障がい児・者への対応。障がい児・者に関わる医療スタッフ(看護師)が偏見を持っているのではと感じる。

⇒Ⅰ-4-(1)②共生社会の実現に向けた意識啓発の推進

④自立への支援について

- 「重度障害者等就労支援特別事業」を利用し、就労できるようにしてもらいたい。

⇒Ⅲ-3-(2)⑤重度障がい者に対する就労支援の検討

- 住まいについては、集団生活に合わないと再入院するケースもある。精神障がいでは、一人暮らしできる住まいも必要の場合もある。

⇒Ⅱ-3-(1)①地域生活支援拠点機能の充実

(3)アンケート調査等に基づくニーズや課題

1)就労継続支援 B 型利用者アンケート

- 50 歳代以上の利用者が全体の半数である。
- グループホーム利用者を含め、単身での生活者は約 6 割である。
- 利用者の 6 割は精神障がい者である。また、8 割の方は生活保護か年金を受給している。
- 20 歳代と 40 歳代の方の 6 割は、B型事業所からのステップアップを考えているが、50 歳代以上になると 2 割程度である。
- 8割の方が事業所に対して「満足」「やや満足」と回答している。

⇒Ⅲ-3-(2)①就労訓練等の充実

2)医療的ケア児等の家族へのアンケート

- 医療的ケア児等の介護者は主に母親であり、夜中の対応が必要な方も多く、心身の負担が大きいことが伺える。さらに介護のために通学時の付き添いが必要な介護者も多く、そのことから、就労の機会を制限され、結果として厳しい家計状況を余儀なくされている。

⇒Ⅰ-1-(1)⑤医療的ケア児等支援のための支援体制の構築

3)強度行動障がい者(児)の家族へのアンケート

- ご本人の障がい特性で困っていることは、突発的な行動や大声や奇声や物音を立て、激しいこだわり、物を壊したりするなどである。
- 利用中の福祉サービスは放課後等デイサービスが最も多く、サービスを増やしたいけど増やせない方について、理由として空きが無いという量的な課題と、受け入れ事業所が見つからないなどの質的な課題がある。
- 主に介護を行っている方以外の介護者について 4 割の方がいないと回答している。
- ご本人の生活を支える上での困りごとについては、外出先でも見守りが最も多い。

⇒第 7 期障害福祉計画 成果目標(4)強度行動障がい者への支援体制の整備

- 災害時を想定した問いについては、避難指示が出た場合でも避難しない、わからないと回答した方が多く、その理由として、本人が避難場所で過ごすことが難しいとの回答が多かった。そのため避難所については本人が安心して過ごせる個室の確保や避難場所の情報等の整備が必要との回答が多く、加えて障がい特性に対する市民の理解を避難所への避難の要件として回答している方も多い。避難所を利用する際に必要な備品等は、ご本人を落ち着かせるためのタブレットや Wi-Fi 環境や発電機、個室などのプライベートな空間などの回答が多い。

⇒Ⅱ-1-(3)①福祉避難所の確保

- 沖縄市の支援体制の充実への提案等記入内容としては学校関係に関すること、権利擁護に関すること、情報提供に関すること、遊び場、公園の充実、災害時の対応に関すること、生活困窮に関すること、その他制度やサービスの充実に関することとなっている。

⇒ I-1-(1)④沖縄市障がい者自立支援協議会

4)各会議(庁内検討委員会、自立支援協議会、福祉のまちづくり懇話会)より

- 市民視点の重点施策を決め、成果を図ってはどうか。
⇒ 重点目標及び重点施策の設定
- 人材確保について。市町村は主に離職防止に努める必要があるのではないか。
⇒ Ⅲ-2-(1)⑧障がい福祉を支える人材の確保
- 医療的ケア児等支援法は、親の就労支援を目的としているため、アンケートの結果を受け、支援が必要であると感じる。
⇒ I-1-(1)⑤医療的ケア児等支援のための支援体制の構築
- 地域包括ケアシステムについて、段階的に評価できるように、まず何に取り組んでいくか、関係者で話し合う場が必要である。
⇒ Ⅱ-3-(1)②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築
- 災害時の対応について、防災計画に当事者が関わり、地域と協力に連携する必要がある。
⇒ Ⅱ-1-(3)②自主防災組織との連携
- 福祉支援者の厳しい人材確保の現状や継続的支援に向け、共生型サービスの普及啓発が必要である。
⇒ Ⅲ-2-(1)⑦共生型サービスに関する情報提供

IV 計画の基本的な考え方

IV 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

人は、生まれながらにしてひとりの人としての権利を持っています。何人によっても侵されてはならないその権利は、だれもが持つものですが、日々を送る生活の中で意識することは少ないかもしれません。

しかしながら、私たち誰もが、人間としての権利が尊重されていない状態では、安心して暮らしていくことはできません。安心して生まれ、遊び、学び、働き、休むことができる環境、家族や友人とのつながりなど、目に見えるものから目に見えないものを含め、誰かに支えられつつ他の誰かを支えながら生活しています。

障がいがある人は、障がいのない人と比べて、より多くの手助けや状態に応じた配慮が必要になる場合が少なからずあります。だからといって、障がいのある方が特別なわけではありませんし、逆に障がいのない方が特別でもありません。

私たちはみな、互いの関係性の中でかかわり合い、支え合って暮らしています。障がいがあることによって、暮らしの中で、差別や生きづらさなどを感じるのであれば、力をあわせて変えていかなければなりません。

人は一人ひとり違いがあることを前提に、互いを認め合い、相互に尊重しあって暮らすことが当たり前となれば、沖縄市は今までよりもより暮らしやすいまちになるはずです。このような考えのもと、この計画における基本理念を以下のように定めます。

<基本理念>

障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、

だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち

2. 各施策の横断的な視点

本計画の施策は、個々が独立しているのではなく、複数の施策と関連性を持つものです。効果的な施策展開を進める上での横断的な視点を次のように定めます。

(1)障がい者の意思決定の支援と合理的配慮

障がい者が自らの意思決定に基づき社会参加する主体であることを踏まえ、障がい者に関する施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定の支援とともに、何らかの配慮を求める声があった場合に、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くことに努めます。

(2)インクルーシブな社会づくり

障がい者が地域で安心して生活するためには、地域とのつながりが欠かせません。しかし、地域コミュニティの核となる自治会からも「障がい者の生活がみえない」、「日常的な交流がない人をどう支援すればよいのか」等の声があり、市民同士の支え合いを育むためには、障がい当事者や保護者、支援者等が地域と日常の中で関わることが重要と考えます。

すべての人は、多様な属性やニーズがあることを前提として、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障がいの有無などにより孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うインクルーシブな社会づくりを目指します。

(3)地域共生社会の実現

障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に沿って、障がい及び障がい者に対する市民の理解を促進するための啓発等を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら、地域の課題を「我が事」としてとらえ、「支え手側」と「受け手側」に区分することなく、互いに支え合いながら生きていける地域共生社会の実現を目指します。

3. 計画の基本目標

これまで見てきたような基本理念と各施策の横断的な視点により、この計画の大きな目標を以下のようにします。

基本目標Ⅰ 共に支え合う社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え『丸ごと』つながる地域共生社会を実現するためには、すべての市民が互いを認め合い、個性を尊重し、共に支え合う環境の充実が求められます。

多岐にわたる悩み事や障がい特性に応じたニーズに対応できる相談支援の充実を図るとともに、自立生活や多様な社会参加等につながる情報提供の充実に努めます。

障がいに対する正しい理解を促すための啓発や福祉教育、障がいを理由にした差別の解消及び権利擁護のための取り組みを推進します。

基本目標Ⅱ 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現

障がいのある人が、地域のなかで安全、安心に暮らし続けていくためには、道路や建物のつくりなどの目に見える障壁を取り除くだけでなく、自らの意思に基づき様々な分野の活動等への参加できる環境の充実が求められます。

公共施設のバリアフリー化や居住支援を進めるとともに、防災、防犯対策の充実に努めます。また障がいの有無にかかわらず可能な限り共に保育や教育を受けられる環境の充実、施設入所者の地域移行及び地域で暮らし続けることができる支援体制の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現

心身の健康を保つことは、障がいの有無にかかわらず生活の質の向上につながります。

そのため、市民の健康づくりや障がいの原因となる疾病等の予防に努めるとともに、乳幼児健診等を通じた「発達の子になる子」の早期発見と早期支援、学齢期の精神保健対策の充実など、保健、医療、福祉、教育など関係者が連携し、ライフステージで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

障がいのある人が必要なときに必要なケアを受けることができるよう情報提供を行うとともに、日常生活を支える各種福祉サービスの量的確保と質の向上に努めます。

障がいのある人の生きがいと経済的な基盤となる仕事について、関係機関等と連携しながら総合的な支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーションなどを通じた交流や社会参加の促進に努めます。

《重点目標》

基本理念「障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち」の実現に向け、障がいに対する市民の理解度を高めることを重点目標とする。

・成果指標：障がいに対する市民の理解度

・目標：「理解されている」割合（「よく理解されている」と「ある程度理解されている」の合計）が「理解されていない」割合（「あまり理解されていない」と「まったく理解されていない」の合計）を上回る。

・進捗確認：障がいのある方へアンケート

成果指標	令和元年度実績	令和 8 年度目標
障がいに対する市民の理解度	「理解されている」割合 29.4% 「理解されていない」割合 40.4%	「理解されている」割合が「理解されていない」割合を上回る。

《重点施策》

- 基本目標Ⅰ－１－（１）④沖縄市障がい者自立支援協議会
- 基本目標Ⅰ－２－（１）②障がい特性に配慮した情報提供の充実
- 基本目標Ⅰ－４－（１）①福祉教育の推進
- 基本目標Ⅰ－４－（１）②共生社会の実現に向けた意識啓発の推進
- 基本目標Ⅱ－１－（３）④災害時あんしん避難支援事業

4. 計画の体系

〈基本理念〉

障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち

基本目標	施策の方向	施策	事業・具体的取り組み	頁	
Ⅰ 共に支え合う社会の実現	Ⅰ-1 相談支援体制の充実	Ⅰ-1-(1)専門的な相談支援の充実	①市の窓口における相談機能の強化	34	
			②障がい者相談支援の充実及び資質向上	34	
			③基幹相談支援センター	34	
			④沖縄市障がい者自立支援協議会	35	
			⑤医療的ケア児等支援のための支援体制の構築	35	
		Ⅰ-1-(2)多様な相談支援体制の整備	①自発的活動支援事業(ピアサポート)	36	
			②家族会への支援	36	
			③各種市民相談業務との連携	36	
			④包括的支援に向けた相談体制	36	
			Ⅰ-2 情報提供等の充実	Ⅰ-2-(1)多様な情報提供の充実	①点字・声の広報等発行事業(社会参加促進事業)
	②障がい特性に配慮した情報提供の充実	37			
	③市立図書館における情報提供の充実	37			
	④難病患者に対する情報提供の充実	37			
	⑤医療的ケア児等に関する情報提供の充実	38			
		Ⅰ-2-(2)意思疎通支援の充実	①意思疎通支援事業、手話奉仕員養成事業(社会参加促進事業)	38	
	Ⅰ-3 権利擁護の推進	Ⅰ-3-(1)権利擁護のための支援	①成年後見制度の利用支援	38	
②日常生活自立支援事業の周知			39		
Ⅰ-4 支え合いの心を育む啓発の推進	Ⅰ-3-(2)障がい者(児)虐待の防止と適切な対応	①障がい者(児)虐待の防止と適切な対応の実施	39		
	Ⅰ-4-(1)福祉教育の推進	①福祉教育の推進	39		
		②共生社会の実現に向けた意識啓発の推進	40		
	Ⅰ-4-(2)交流機会の創出	①児童センター・あげだ児童館	40		
		②理解促進研修・啓発事業(「ハートフル福祉フェア」(障害者週間、精神保健福祉普及月間))	40		
③沖縄市福祉まつり事業		41			
	Ⅰ-4-(3)ボランティアの育成と活動の充実	①ボラントピア事業	41		
Ⅱ 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現	Ⅱ-1 人にやさしいまちづくり	Ⅱ-1-(1)快適な公共施設等の整備・促進等	①公共施設等のバリアフリー化の推進	43	
			②公共施設の整備における障がい当事者の意見等を踏まえた整備	43	
			③市営住宅建替事業・市営住宅維持管理事業	43	
			④障がい者用駐車スペースの確保等	43	
		Ⅱ-1-(2)居住サポート及び住宅の改修	①住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	44	
			②あんしん賃貸支援事業の周知	44	
			③日常生活用具給付事業(住宅改修費)	44	
		Ⅱ-1-(3)防災、防犯対策の推進	①福祉避難所の確保	44	
			②自主防災組織との連携	44	
			③災害時の要配慮者支援体制の充実	45	
	④災害時あんしん避難支援事業		45		
	Ⅱ-1-(4)選挙時における配慮の充実	⑤防犯対策の推進	45		
		⑥災害・感染症に対する備え	45		
		⑦停電に対する備え	45		
		①選挙時における配慮の充実	46		
		Ⅱ-2 保育、教育、療育等の充実	Ⅱ-2-(1)インクルーシブ教育システムの構築	①インクルーシブ教育システムの構築	47
				②沖縄市トライアングルプロジェクトの充実	47
	③特別支援連絡協議会の充実			47	
	Ⅱ-2-(2)療育及び発達支援の充実		①沖縄市こども発達支援センターの機能充実	48	
			②巡回相談「はっち」	48	
③発達相談窓口「こねくと」			48		
	④親子通園「きらきら」	48			
	⑤発達支援保育事業	48			
	⑥発達支援研修会の実施	49			

基本目標	施策の方向	施策	事業・具体的取り組み	頁		
Ⅱ 学び安心活動・快適に暮らす社会の実現、共に	Ⅱ-2 保育、教育、療育等の充実	Ⅱ-2-(3)特別支援教育等の推進	①特別支援教育巡回相談	49		
			②就学支援委員会	49		
			③通級指導教室	49		
			④特別支援教育研修会	49		
		Ⅱ-2-(4)学校・関係機関等との連携強化	①特別支援教育コーディネーター連絡会	50		
			②市内小中学校と支援学校との交流会	50		
			③「スクールソーシャルワーカー」の配置	50		
		Ⅱ-2-(5)放課後・休業期間における活動の充実等	①児童センター・あげだ児童館及び放課後児童クラブでの受け入れの充実	50		
			②放課後等デイサービス等の充実	51		
		Ⅱ-3 地域生活を支える体制の充実等	Ⅱ-3-(1)地域移行及び定着を支える体制の充実	①地域生活支援拠点機能の充実	51	
②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築	51					
③地域移行支援の充実	52					
Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現	Ⅲ-1 疾病の予防並びに障がいへの早期対応	Ⅲ-1-(1)乳幼児の「発達の気になる子」の早期発見及び早期支援	①各種母子保健事業の充実	54		
			②関係機関との連携体制の充実	54		
		Ⅲ-1-(2)学齢期の精神保健対策の充実	①「個に応じた対応」の取り組み	54		
			②発達障がいに関する研修会	54		
		Ⅲ-1-(3)生涯を通じた健康づくりの推進	①健康づくり推進事業	55		
		Ⅲ-2 日常生活を支える福祉サービスの充実と医療制度の周知	Ⅲ-2-(1)障がい福祉サービスの充実	①障がい福祉計画等に基づくサービスの充実	55	
				②障がい者等の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供	55	
				③サービスの質の向上	55	
				④日中一時支援事業	56	
				⑤重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業	56	
				⑥日常生活用具給付事業	56	
	⑦共生型サービスに関する情報提供			56		
	⑧障がい福祉を支える人材の確保			56		
	Ⅲ-2-(2)医療情報提供体制の充実	①医療情報提供の充実	57			
		②自立支援医療及び医療費助成制度の周知等	57			
	Ⅲ-3 雇用の拡大及び就労支援の充実	Ⅲ-3-(1)雇用拡大に向けた取り組み	①障がい者就労の協議の場の設置及び福祉的就労の工賃の向上への取り組み	58		
			②一般就労に向けた総合的な支援	58		
			③労働・教育関連機関との連携	58		
			①就労訓練等の充実	59		
			②公的機関での雇用促進	59		
		Ⅲ-3-(2)就労支援の充実等	③農福連携に向けた検討	59		
			④障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	59		
			⑤重度障がい者に対する就労支援の検討	59		
			Ⅲ-4 社会へ参加する機会の充実	Ⅲ-4-(1)社会参加を促進するための支援	①地域活動支援センター機能強化事業	60
					②移動支援事業	60
	③自動車運転免許取得・改造助成事業(社会参加促進事業)	60				
	④イベントへの障がい者(児)の参加促進	60				
	Ⅲ-4-(2)スポーツ・レクリエーション活動の支援	①障がい者のスポーツ機会の創出		61		
		②障がい者も利用できるスポーツ用具の購入・貸与による活動支援		61		
		③障がい者スポーツの普及(スポーツレクリエーション教室開催等事業)		61		
		④障がい者も利用しやすい設備の充実		61		
	Ⅲ-4-(3)文化芸術活動等への参加促進	①文化芸術活動等への参加促進	61			
		Ⅲ-4-(4)生涯学習の充実	①中央公民館運営	62		
	②中央公民館自主事業		62			

V 施策の展開

V 施策の展開

基本目標Ⅰ 共に支え合う社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え『丸ごと』つながる地域共生社会を実現するためには、すべての市民が互いを認め合い、個性を尊重し、共に支え合う環境の充実が求められます。

多岐にわたる悩み事や障がい特性に応じたニーズへ対応できる相談支援の充実を図るとともに、自立生活や多様な社会参加等につながる情報提供の充実に努めます。

障がいに対する正しい理解を促すための啓発や福祉教育、障がいを理由にした差別の解消及び権利擁護のための取り組みを推進します。

【基本目標Ⅰ 施策を評価するための指標及び見込値】

		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
自発的活動支援事業（ピアサポート）	実施箇所数	3	3	3	障がい福祉課
	相談件数	1,017	1,017	1,017	
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	5	6	7	障がい福祉課
	報酬助成件数	36	37	38	
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
理解促進研修・啓発事業（「ハートフル福祉フェア」（障害者週間、精神保健福祉普及月間））	開催回数	2	2	2	障がい福祉課
	参加団体数	96	96	96	
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
委託相談支援	月当たり相談者数	354	361	368	障がい福祉課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
医療的ケア児等連絡会	開催回数	6	6	6	障がい福祉課
医療的ケア児等に関する情報提供		検討	実施	実施	障がい福祉課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
障がい者差別解消支援地域協議会	開催	実施	実施	実施	障がい福祉課

I-1 相談支援体制の充実

自らの意思を伝える又は意思を決定することが困難な障がいのある方々について、年齢や性別、障がい種別など一人ひとりの状態に応じた適切な支援を行うことを通じて、地域生活を支えることができる総合的な相談支援に取り組みます。

I-1-(1)専門的な相談支援の充実

①市の窓口における相談機能の強化

取り組み内容	担当課
障がい福祉課窓口への相談員の配置により、専門性を生かした相談対応の充実とともに相談機関とのネットワークの強化に努めます。	障がい福祉課

②障がい者相談支援の充実及び資質向上

取り組み内容	担当課
身近な地域の相談・情報提供窓口として、すべての障がいに対応できる相談拠点を設置し、地区担当制での対応を行います。基幹相談支援センター等と連携し、情報提供、総合的な障がい者等の相談指導や意思決定支援、ICT等の活用など相談支援事業の強化を図ります。 加えて、相談支援事業所定例会等による相談支援事業所間の連携・情報交流の促進や沖縄県中部圏域自立支援連絡会議等と連携した講習会の開催等を通じて、相談員の資質向上に努めます。	障がい福祉課

③基幹相談支援センター

取り組み内容	担当課
地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを継続して設置し、沖縄市障がい者自立支援協議会の運営、支援ネットワークの効果的な活用、支援困難事例への対応や相談支援事業所に対する助言を行うなど、障がいのある方や家族等が相談しやすい体制の充実に努めます。	障がい福祉課

④沖縄市障がい者自立支援協議会

取り組み内容	担当課
基幹相談支援センターを中心に、障がい者自立支援協議会を定期的に開催します。地域での困難事例等に柔軟に調整・対応していくことができるよう、個別支援会議の開催や相談支援事業所等との定期的な協議の場の設置を継続します。 また、運営会議において地域課題や協議の進捗状況を把握し、重点的に取り組むべきテーマについて、専門部会を通じた課題解決を図ります。	障がい福祉課

⑤医療的ケア児等支援のための支援体制の構築

取り組み内容	担当課
沖縄市障がい者自立支援協議会に設置した「沖縄市医療的ケア児等支援連絡会」を通じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の共通理解の促進や連携体制の充実を図ります。さらに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な子ども達が切れ目なく適切な支援につながるよう図るとともに、家族の負担軽減や離職防止につながる支援策についての情報提供を行います。	こども相談・健康課 保育・幼稚園課 障がい福祉課 指導課

I-1-(2)多様な相談支援体制の整備

①自発的活動支援事業(ピアサポート)

取り組み内容	担当課
家族会や当事者団体のネットワークを活用した社会参加を促進するための情報提供並びに当事者同士で気軽に相談できる相談支援の充実を図ります。 相談スキルの向上に努めるとともに、当事者やその家族の知りたい情報を把握、情報発信等により利用を促進します。	障がい福祉課

②家族会への支援

取り組み内容	担当課
家族同士の交流や支え合い活動の充実促進に向け、家族会の活動状況の把握に努めるとともに、研修会や情報交換等の支援を行います。 また、イベント等の際に家族会活動の周知を図り、家族会への加入促進につなげていきます。	障がい福祉課

③各種市民相談業務との連携

取り組み内容	担当課
沖縄市の実施する各種市民相談業務(人権相談、生活相談、教育相談、健康相談等)との連携を図ります。	障がい福祉課

④包括的支援に向けた相談体制

取り組み内容	担当課
市民が生活の中で直面する困難や生きづらさは、多様化・複雑化しており、これらの困りごとに対して包括的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業を通じて、多職種による連携や多機関協働により、幅広い困りごとに対応できる相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課

I-2 情報提供等の充実

障がい者が自立した生活を送ることに必要な支援を受けるためには、必要な情報に円滑にアクセスできることが重要となります。

ICT の活用など、障がいの特性に配慮した情報提供に努めるとともに、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

I-2-(1)多様な情報提供の充実

①点字・声の広報等発行事業(社会参加促進事業)

取り組み内容	担当課
障がいの有無にかかわらず全ての市民が等しく市が発信する情報を受け取ることができるようにするため、声の広報や点字広報による情報提供の充実に努めます。	障がい福祉課 秘書広報課

②障がい特性に配慮した情報提供の充実

取り組み内容	担当課
SNS 活用や音声読み上げソフトの活用を想定した市ホームページの作成等に努めるとともに、市が発信する情報について、障がい者へ適切に届けられることができるよう取り組みます。また、市が発送する文書については、視覚障がい者に配慮した封筒への工夫や音声案内用 QR コードの添付など、分かりやすい情報提供に努めます。	全課

③市立図書館における情報提供の充実

取り組み内容	担当課
大活字本、音声図書資料や電子図書館の利用促進を図るとともに、「読書サポート室」を積極的に活用してもらうための周知等に努めます。 関係機関等との調整・連絡を強化し、該当利用者のニーズを把握し、資料提供に努めるとともに、朗読ボランティアの育成など、支援の充実に努めます。 また、来館困難な障がい者に対する図書館資料の郵送貸出を行います。	市立図書館

④難病患者に対する情報提供の充実

取り組み内容	担当課
障がい福祉課及び基幹相談支援センターにおいて、難病患者等に対する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、保健所等の関係機関との連携や各種情報媒体を通じて障害福祉サービスの利用や給付について積極的な情報提供に努めます。	障がい福祉課

⑤医療的ケア児等に関する情報提供の充実

取り組み内容	担当課
沖縄県、中部圏域市町村、医療機関等と連携し、医療的ケア児等に関する相談窓口や支援内容など、生活に必要な情報発信、情報提供に努めます。	障がい福祉課 こども相談・健康課

I-2-(2)意思疎通支援の充実

①意思疎通支援事業、手話奉仕員養成事業(社会参加促進事業)

取り組み内容	担当課
聴覚障がい者の意思疎通をより円滑なものとするために、手話奉仕員等の養成・確保を図るとともに、手話通訳者等の設置・派遣の充実に努めます。 また、窓口でのコミュニケーションボードやICTの活用を図るなど、意思疎通のため柔軟に対応していきます。 市職員等を対象に、障がい特性等を理解するための研修の実施等を通じて、意思疎通の円滑化が図られる体制づくりに努めます。	障がい福祉課

I-3 権利擁護の推進

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、行政と障がい者団体など様々な主体と連携し、「障害者差別解消法」の周知や全市民を対象とした啓発活動を展開するなど、障がい者差別の解消に向けて取り組みます。

また障がい者に対する虐待の防止、権利侵害の防止や被害者の救済など、障がい者の権利擁護に向けた取り組みの充実を図ります。

I-3-(1)権利擁護のための支援

①成年後見制度の利用支援

取り組み内容	担当課
判断能力が乏しく、契約等の法律行為をする上で意思決定が困難な知的障がい者・精神障がい者等の権利擁護を図るため、市民及び関係機関へ成年後見制度の周知と利用促進に努めます。 また、対象者の状況に応じて、代替サービスにつなげるための関係機関と調整を行います。 成年後見制度に関するニーズ把握等に努め、「成年後見制度法人後見支援事業」について検討を行います。	障がい福祉課

②日常生活自立支援事業の周知

取り組み内容	担当課
福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理や書類等の管理に支援が必要な障がい者に対し、沖縄市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を行います。	障がい福祉課

I-3-(2)障がい者(児)虐待の防止と適切な対応

①障がい者(児)虐待の防止と適切な対応の実施

取り組み内容	担当課
障がい者(児)の虐待の防止や早期発見に向け、市民や事業者等に対し、研修や講演会等の開催やパンフレット等を活用し、障がい者(児)の虐待防止に関する知識や理解の啓発、通報義務等の周知に努めます。また、虐待の早期発見・早期対応により、虐待の未然防止策の強化を図るとともに、関係機関との連携協力体制を構築します。	障がい福祉課 こども・相談健康課

I-4 支え合いの心を育む啓発の推進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を地域全体で共有し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が、お互いに支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるよう、福祉教育や意識啓発を進めます。

I-4-(1)福祉教育の推進

①福祉教育の推進

取り組み内容	担当課
教育委員会と健康福祉部が連携し、市内の小・中学校における道徳や各教科、総合的な学習の時間の取り組み等において、年齢に応じて、障がい者への理解を深め、その人らしさを認め合いながら共に生きることをテーマにした福祉教育の充実に努めます。	指導課 障がい福祉課

②共生社会の実現に向けた意識啓発の推進

取り組み内容	担当課
あらゆる機会・場や各種情報媒体の活用により、市民に対し、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」の基本理念や内容の周知を図り、共生社会の推進に努めます。 沖縄市障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報交換、障がい者からの相談及び障がいを理由とする差別解消に努めます。 また、地域生活や社会参加を行う上で、手話を含めた多様なコミュニケーションの手段の確保が重要であることについても市民への普及・啓発を図ります。	障がい福祉課

I-4-(2)交流機会の創出

①児童センター・あげだ児童館

取り組み内容	担当課
児童館や児童センターに発達支援指導員を配置し、障がいのある児童とそうでない児童が共に活動する場を提供することにより、思いやりの心を育みます。 また、障害児通所支援の事業所などに対して施設の団体利用や行事等を案内し、地域の交流の場としての活用促進に努めます。	こども家庭課

②理解促進研修・啓発事業（「ハートフル福祉フェア」（障害者週間、精神保健福祉普及月間））

取り組み内容	担当課
障害者週間のイベント等を通じて、障がい者に対する理解を深めるための普及啓発及び障がい者同士や市民との交流の強化に努めます。また、当事者のより主体的な社会参加を促進するためのテーマ及びイベントの開催方法について関係団体と協議し取り組みます。	障がい福祉課

③沖縄市福祉まつり事業

取り組み内容	担当課
沖縄市内の福祉団体等の活動内容等を広く市民に理解してもらうとともに、本市における福祉団体の相互理解を図り、連携・協力を深める機会を創出するため、沖縄市社会福祉協議会が主催する福祉まつりの開催を支援します。 今後は、まつりを通して福祉のまちづくりを推進するとともに地域福祉コミュニティづくりの推進を図ることを目指し、沖縄市社会福祉協議会と協議しながら呼びかけの方法、開催場所、対象範囲など、より身近な地域における交流及び理解を深めることができる開催方法について検討していきます。	ちゅいしいじい課

I -4-(3)ボランティアの育成と活動の充実

①ボラントピア事業

取り組み内容	担当課
沖縄市社会福祉協議会におけるボランティアに関する相談、情報発信等の取り組みや福祉教育によるボランティア人材の育成などの活動を支援します。 事業の周知については、市広報誌やパネル展などを通じて、ボランティア活動への関心や参加を促すなど福祉意識・人権意識の啓発に努めます。	ちゅいしいじい課

基本目標Ⅱ 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現

障がいのある人が、地域のなかで安全、安心に暮らし続けていくためには、道路や建物のつくりなどの目に見える障壁を取り除くだけでなく、自らの意思に基づき様々な分野の活動等へ参加できる環境の充実が求められます。

公共施設のバリアフリー化や居住支援を進めるとともに、防災、防犯対策の充実に努めます。また障がいの有無にかかわらず可能な限り共に保育や教育を受けられる環境の充実、施設入所者の地域移行及び地域で暮らし続けることができる支援体制の充実を図ります。

【基本目標Ⅱ 施策を評価するための指標及び見込値】

		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
沖縄市トライアングルプロジェクトの推進	会議等開催	1	1	1	指導課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 こども相談・健康課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
特別支援教育巡回相談	相談件数	240	240	240	指導課 保育・幼稚園課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
発達支援研修会の開催	回数	3	3	3	こども相談・健康課 保育・幼稚園課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
地域生活支援拠点の協議の場の設置及び機能の充実	拠点部会開催数	2	2	2	障がい福祉課
	緊急時受入施設数	3	5	7	
強度行動障がい者に関する支援の充実		検討	実施	実施	障がい福祉課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
公共施設の整備における障がい当事者の意見等を踏まえた整備		実施	実施	実施	公共施設整備所管課

Ⅱ-1 人にやさしいまちづくり

障がい者を含めたすべての市民が安心して生活できるよう、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」等に基づき、当事者意見も踏まえ公共施設、道路・公園、公共交通機関などのバリアフリー化を促進するとともに、住宅のバリアフリー化の啓発、防災・防犯対策の充実に努めます。

Ⅱ-1-(1)快適な公共施設等の整備・促進等

①公共施設等のバリアフリー化の推進

取り組み内容	担当課
ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、公共施設及び公共性の高い民間施設のバリアフリー化について周知・啓発に努めます。 整備にあたっては、公共施設、道路や公園等のバリアフリー化を推進します。その際、まちの状況や整備内容を踏まえた上で、基準への適合性やその実現性を考慮する必要があることから、総合的な判断の中で整備内容を決定し、安全で快適な施設整備が行えるよう、関係課及び関係機関との連携・調整を図ります。 公園については、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に遊べるインクルーシブ公園の整備検討を図ります。	公共施設整備所管課

②公共施設の整備における障がい当事者の意見等を踏まえた整備

取り組み内容	担当課
公共施設の整備については、障がい当事者の意見等を踏まえた整備を図ります。	公共施設整備所管課

③市営住宅建替事業・市営住宅維持管理事業

取り組み内容	担当課
建替事業に際しては、引き続き高齢者や身体障がい者に配慮した計画とし、バリアフリー化を基本とした整備を行います。 新規入居者募集を行う際、入居抽選に際して当選確率が高くなる対応の継続に努めます。 既存市営住宅（登川、久保田）の車いす住戸について、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、改修を進めます。	住まい建築課

④障がい者用駐車スペースの確保等

取り組み内容	担当課
沖縄県ちゅらパーキング利用証の交付及び制度の周知を行います。市の身体障がい者用駐車スペースについて、送迎車が駐車スペースで待機することないように周知を図り、駐車スペースの有効活用に努めます。	障がい福祉課 契約管財課

Ⅱ-1-(2)居住サポート及び住宅の改修

①住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

取り組み内容	担当課
住宅入居等支援事業の継続及び周知を図り、一般住宅への入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援や家賃債務保証を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。また、家賃債務保証制度の周知を行います。	障がい福祉課

②あんしん賃貸支援事業の周知

取り組み内容	担当課
沖縄県居住支援協議会の活動を中心に、あんしん賃貸支援事業の周知を図ります。	障がい福祉課

③日常生活用具給付事業(住宅改修費)

取り組み内容	担当課
身体障がい者の在宅での生活を支援するため、日常生活用具給付事業(住宅改修費)を行うとともに制度周知を図ります。	障がい福祉課

Ⅱ-1-(3)防災、防犯対策の推進

①福祉避難所の確保

取り組み内容	担当課
本市の福祉避難所の設置については、現在1か所のみとなっていることから、障がい者や乳幼児のいる世帯など、福祉的な配慮が必要な方が安心して避難できるよう、福祉避難所の確保及び受入れ協定による避難先の確保を進めます。	ちゅういしいじい課 防災課 障がい福祉課

②自主防災組織との連携

取り組み内容	担当課
自主防災組織については、自主的で活発に活動できる組織となるよう支援に努めるとともに、障がい当事者団体等の自主防災組織への参加、防災訓練の参加等を促します。	障がい福祉課 防災課

③災害時の要配慮者支援体制の充実

取り組み内容	担当課
災害時に適切な対応が行えるよう、要配慮者及び支援者の掘り起こしや避難支援体制の構築を図るとともに、地域の自主防災組織等と連携し、地域における避難訓練の実施を支援し、要配慮者情報の活用について有効な方策を検討します。	ちゅういしいじい課 防災課 障がい福祉課

④災害時あんしん避難支援事業

取り組み内容	担当課
災害時に避難することが困難な高齢者や障がい者などを把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、日常的な支え合いの地域づくりと合わせて、災害時の避難支援体制づくりを進めます。 事業の周知については、関係部署窓口による啓発、市民向け講演会実施等を通して、事業の理解促進に努めます。	ちゅういしいじい課 障がい福祉課

⑤防犯対策の推進

取り組み内容	担当課
障がい者を犯罪被害や消費者被害等から守るため、防犯に関する相談対応、身近な犯罪等の発生状況や防犯に関する情報提供を行うなど、防犯対策の充実に努めます。	市民生活課 障がい福祉課

⑥災害・感染症に対する備え

取り組み内容	担当課
障がい福祉事業所において、地震や風水害などの自然災害時、新型コロナウイルスなど感染症のまん延下にあっても、入所者や利用者への障害福祉サービス事業を継続して提供していくことができるよう業務継続計画(BCP)の策定支援に努めます。	障がい福祉課

⑦停電に対する備え

取り組み内容	担当課
電源を必要とする医療的ケア児等で避難所へ避難することが困難な方に対する台風来襲等による停電対策について、ポータブル蓄電池を貸与するなど、自宅で安心して過ごせるよう支援を図ります。	障がい福祉課

Ⅱ-1-(4)選挙時における配慮の充実

①選挙時における配慮の充実

取り組み内容	担当課
スロープの設置など、車いすの有権者が投票しやすいよう配慮したバリアフリー投票所を設けていくとともに、コミュニケーションボードや筆談専用ボードの準備、点字投票や代理投票、郵便投票等の投票制度の継続実施を図り、障がいの状況に応じた支援を行います。	選挙管理委員会

Ⅱ-2 保育、教育、療育等の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が一人ひとりの人格と個性を尊重し、認め合い、安心して暮らせる社会が求められます。

これからの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという地域共生社会を目指し、保育、教育、療育体制の充実に努めます。

Ⅱ-2-(1)インクルーシブ教育システムの構築

①インクルーシブ教育システムの構築

取り組み内容	担当課
障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。 幼児児童生徒の自立と社会参加を見据えて、年齢や能力、障がいの特性を踏まえた十分な教育を実践します。 すべてのこどもが、個々に必要な支援を受けながら同じ場で共に成長出来るよう、保育所・幼稚園等への巡回相談や保育所等訪問支援事業を通して支援していきます。医療的ケア児等について、併行通園事業を実施し、保育園や幼稚園への通園を支援するとともに、市内小中学校において、看護師を配置するなどにより、受け入れ体制の充実に努めます。	指導課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 こども相談・健康課

②沖縄市トライアングルプロジェクトの充実

取り組み内容	担当課
障がいのあるこどもや発達に課題を抱えたこどもへの支援にあたっては分野・領域を超えた切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。特に、家庭・教育・福祉の三者が密に連携することで、支援を必要とするこども達がそれぞれの環境で、日々安心して過ごし、学ぶことを支援する仕組みの充実に努めます。	指導課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 こども相談・健康課

③特別支援連絡協議会の充実

取り組み内容	担当課
特別支援連絡協議会を通じて、学校側の受け入れ体制、親が必要とする支援、児童・生徒に必要な福祉や医療サービスなどに関する情報を共有し、支援の充実に努めます。	指導課

Ⅱ-2-(2)療育及び発達支援の充実

①沖縄市こども発達支援センターの機能充実

取り組み内容	担当課
沖縄市こども発達支援センターにおいて、親子通園を中心とした児童発達支援に加え、保育所等訪問支援や障がい児相談支援等の地域支援機能の強化を図ります。今後、民間の事業所など社会資源を把握し、それらと連携した上で沖縄市こども発達支援センターが担うべき役割の明確化に努めます。	こども相談・健康課

②巡回相談「はっち」

取り組み内容	担当課
幼稚園・保育所等へ巡回訪問し、発達の気になる子の早期発見に努めるとともに、幼稚園教諭・保育士等に対して対応方法の相談や助言を行います。また、必要に応じて保護者相談やこどもの発達検査を行うなど、こどもの育ちをサポートします。	こども相談・健康課

③発達相談窓口「こねくと」

取り組み内容	担当課
発達が気になる子どもを持つ保護者の相談に応じます。必要に応じて関係機関との連携を行い、切れ目ない支援に努めます。	こども相談・健康課

④親子通園「きらきら」

取り組み内容	担当課
親子通園により発達段階とこどもの特性に合わせた丁寧な保育を行いながら、保護者と一緒にこどもの発達状況の確認や子育てに関する相談・支援を行います。また、保育所等や幼稚園、小学校など集団の場への丁寧な移行支援を行うなど、発達支援の充実に努めます。	こども相談・健康課

⑤発達支援保育事業

取り組み内容	担当課
集団保育を通して発達の気になる子の成長発達を促すとともに、保護者に対して保育士や臨床心理士との相談により、こどもの発達についての理解を深め、安心して子育てできるよう支援していきます。 地域で支援が必要な児童が、できるだけ地域の保育所等で支援を受けられるよう、今後も発達支援保育の拡充を図ります。	保育・幼稚園課

⑥発達支援研修会の実施

取り組み内容	担当課
保育士・幼稚園教諭等を対象に、こどもの発達段階や特性に応じた保育や支援方法、保護者支援等に関する研修会を実施します。	こども相談・健康課 保育・幼稚園課

Ⅱ-2-(3)特別支援教育等の推進

①特別支援教育巡回相談

取り組み内容	担当課
特別な支援を必要とする幼児・児童の保護者に対し、就学等に関する情報提供を行い、制度の周知を図ります。対象の幼児・児童を観察し、その保護者に対する相談の充実を図ります。	指導課 保育・幼稚園課

②就学支援委員会

取り組み内容	担当課
特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、専門家の意見を踏まえつつ、保護者や該当幼児・児童・生徒の希望を加味し、一人ひとりの教育的なニーズを踏まえた体制の充実を図りながら、適切な教育支援を進めます。	指導課

③通級指導教室

取り組み内容	担当課
言語指導・発達障がい児に対する通級指導教室の継続実施に取り組めます。また、通級指導教室を必要とする学校への設置申請を継続的に行うなど、対象児童に応じた通級指導教室の充実に努めます。	指導課

④特別支援教育研修会

取り組み内容	担当課
教職員等の専門的な知識や支援方法等の資質向上にむけ、特別支援教育に係る研修会を継続的に実施するとともに、新任の担任への研修会を行うなど、教職員等に対する支援に努めます。	指導課 障がい福祉課

Ⅱ-2-(4)学校・関係機関等との連携強化

①特別支援教育コーディネーター連絡会

取り組み内容	担当課
各学校の特別支援コーディネーターに、今年度の就学支援委員会の課題や改善点と、次年度へ向けた取り組みを周知することにより、「校内就学支援委員会」の充実を図ります。	指導課 保育・幼稚園課

②市内小中学校と支援学校との交流会

取り組み内容	担当課
障がいのあるこどもが幼稚園・小中学校のこどもたちと共に活動することは、双方のこどもたちの社会性や豊かな人間性を育成するうえで重要な役割を果たしており、特別支援学校と市内の幼稚園、小・中学校との交流等を推進します。	指導課 保育・幼稚園課

③「スクールソーシャルワーカー」の配置

取り組み内容	担当課
スクールソーシャルワーカーの継続的配置を行い、家庭環境上、配慮を要する児童生徒への支援を関係機関と協力しながら行えるよう連携強化を図ります。また、校長会・教頭会・各種研修会等において、スクールソーシャルワーカーの役割と活用の仕方について周知徹底を図り、学校現場での効果的な活用を促します。	指導課

Ⅱ-2-(5)放課後・休業期間における活動の充実等

①児童センター・あげだ児童館及び放課後児童クラブでの受け入れの充実

取り組み内容	担当課
児童館及び児童センターに「発達支援指導員」を配置し、支援を要する児童の利用等に対応していきます。 また、児童館及び児童センター併設型の放課後児童クラブにおいて、引き続き発達支援を要する児童の受け入れを実施していくとともに、支援員の配置など、児童を安全に受け入れる体制を整備して、児童の健全育成に努めていきます。	こども家庭課

②放課後等デイサービス等の充実

取り組み内容	担当課
学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 また、事業所に対して支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。	障がい福祉課

Ⅱ-3 地域生活を支える体制の充実等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域生活支援拠点機能の確保、多様な関係者が協議する場の設置を通じた包括的なケアシステムの構築など、地域生活を支える体制の充実を図ります。

Ⅱ-3-(1)地域移行及び定着を支える体制の充実

①地域生活支援拠点機能の充実

取り組み内容	担当課
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」、災害発生時の対応を見据えた拠点として、「相談」と「緊急時の受入れ・対応」の機能を軸に、地域生活支援拠点の面的整備で確保しています。 緊急時の受入れの対象となる利用者の把握と登録など対応の充実を図るとともに、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」機能の確保を進め、拠点機能の充実を図ります。 また、障がい者自立支援協議会において、関係事業所等と連携・調整を図りながら、現状や課題の把握、地域資源の活用・開発等に努めます。	障がい福祉課

②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

取り組み内容	担当課
精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。そのため地域ニーズの把握、中部圏域市町村とも連携等した関係者ネットワークづくりなど、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置します。	障がい福祉課

③地域移行支援の充実

取り組み内容	担当課
地域生活移行を支援するため、グループホーム等適切な利用促進に努めます。 また、障がい者が安心して地域で生活することができるよう「自立生活援助」等を通じた支援を行います。	障がい福祉課

基本目標Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現

心身の健康を保つことは、障がいの有無にかかわらず生活の質の向上につながります。

そのため、市民の健康づくりや障がいの原因となる疾病等の予防に努めるとともに、乳幼児健診等を通じた「発達気になる子」の早期発見と早期支援、学齢期の精神保健対策の充実など、保健、医療、福祉、教育など関係者が連携し、ライフステージで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

障がいのある人が必要なときに必要なケアを受けることができるよう情報提供を行うとともに、日常生活を支える各種福祉サービスの量的確保と質の向上に努めます。

障がいのある人の生きがいと経済的な基盤となる仕事について、関係機関等と連携しながら総合的な支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーションなどを通じた交流や社会参加の促進に努めます。

【基本目標Ⅲ 施策を評価するための指標及び見込値】

		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
発達障がいに関する研修会	回数	2	2	2	指導課 障がい福祉課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
地域活動支援センター機能強化事業	実施数	3	3	3	障がい福祉課
	利用者数	213	213	213	
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
障がい者就労の促進	会議等開催	3	3	3	障がい福祉課 企業誘致課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
障がい者優先調達	目標額（円）	27,604,939	28,393,745	29,182,551	障がい福祉課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
重度障がい者就労に関する施策	調査	調査	実施	実施	障がい福祉課
		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	担当課
障がい者スポーツの普及(スポーツレクリエーション教室開催等事業)	参加者数	374	374	374	障がい福祉課

Ⅲ-1 疾病の予防並びに障がいへの早期対応

妊婦健診や乳幼児健診、特定健診などのライフステージに応じた各種健康診査及び保健指導を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見と早期対応に努めます。

生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、生活習慣の改善による市民の健康増進を支援します。

Ⅲ-1-(1)乳幼児の「発達の気になる子」の早期発見及び早期支援

①各種母子保健事業の充実

取り組み内容	担当課
乳幼児健診や各種相談事業を継続して実施し、発達の気になる子と子育てに困り感をもつ保護者の早期発見に努めます。必要に応じて「にじいろ発達相談(心理発達相談)」「健診事後教室」を実施し、発達に関する早期のフォローを継続するとともに、関係機関と連携し切れ目ない支援が受けられるよう取り組みます。	こども相談・健康課

②関係機関との連携体制の充実

取り組み内容	担当課
発達の気になる段階から親子で適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育などの各関係機関と連携し、支援の充実に努めます。	保育・幼稚園課 こども相談・健康課

Ⅲ-1-(2)学齢期の精神保健対策の充実

①「個に応じた対応」の取り組み

取り組み内容	担当課
不登校問題等ヒアリングを継続実施し、各学校の現状の把握と指導助言を行うことで各学校に応じた支援体制づくりへの支援と各関係機関とのつながりを図っていきます。 また、不登校児童生徒のうち発達に課題を抱えた児童生徒に対しては、関係機関と連携を図り、専門的な助言のもと適切な支援につなげるなど、個に応じた対応に努めます。	指導課

②発達障がいに関する研修会

取り組み内容	担当課
発達障がいに関する啓発活動や、適切な指導・助言が行える体制づくりを図るため、看護職・特別支援教育補助者や教職員等、関係機関の担当者に対して研修会等を実施します。	指導課 障がい福祉課

Ⅲ-1-(3)生涯を通じた健康づくりの推進

①健康づくり推進事業

取り組み内容	担当課
「健康寿命の延伸」を全体目標とした『第2次ヘルシーおきなわシティ 21』に基づき、疾病の早期発見と早期対応並びに市民の健康づくりに取り組みます。	市民健康課

Ⅲ-2 日常を支える福祉サービスの充実と医療制度の周知

障がい者が安心して地域社会で生活することができるよう、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、地域資源を活用した障害福祉サービスの充実に努めます。

また、適切な医療が提供できるよう、障害者総合支援法に基づき、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費）の助成に関する周知等を行います。

Ⅲ-2-(1)障害福祉サービスの充実

①障がい福祉計画等に基づくサービスの充実

取り組み内容	担当課
国の基本指針を踏まえ、具体的な成果目標と活動の指標を定めた「障害福祉計画及び障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの利用見込み量を見据えたサービス提供基盤の確保に取り組みます。	障がい福祉課

②障がい者等の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供

取り組み内容	担当課
障がい者等の特性や生活の実態に応じて、障害福祉サービスや地域生活支援事業を適切に提供し、地域で安心して日常生活を送れるよう支援します。また、医療的ケア児等について、成長段階に応じて適切な支援を実施するとともに、医療的ケア児等のご家族についても、介護負担の軽減や離職防止を支援します。	障がい福祉課

③サービスの質の向上

取り組み内容	担当課
障害福祉サービス等の質の向上、自立支援給付費等支出の適正化等を図るため、中部広域市町村圏事務組合にて、広域での障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査等の事務の共同処理を行います。	障がい福祉課

④日中一時支援事業

取り組み内容	担当課
障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中一時支援事業の適正な利用を促進します。	障がい福祉課

⑤重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

取り組み内容	担当課
自力または家族の介助のみでは入浴することができない、在宅の重度身体障がい者等に対して、訪問により入浴サービスを提供し、身体障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	障がい福祉課

⑥日常生活用具給付事業

取り組み内容	担当課
重度の障がい者などに対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。 他市町村との調整を図りつつ、障がいの内容や程度に応じ、対象者範囲の見直しや対象となる支給項目の追加等について検討を進めます。 また、より適切な給付が行えるよう、更なる制度周知に努めます。	障がい福祉課

⑦共生型サービスに関する情報提供

取り組み内容	担当課
障がい者が 65 歳以上になっても、同じ事業所で障害福祉サービスと介護サービスの両方を利用できるよう「共生型サービス」に関する情報提供等の支援を行います。	障がい福祉課

⑧障がい福祉を支える人材の確保

取り組み内容	担当課
障害福祉サービス等に従事する人材の育成に向け、研修等を実施するほか人材確保に努めます。	障がい福祉課

Ⅲ-2-(2)医療情報提供体制の充実

①医療情報提供の充実

取り組み内容	担当課
こどもの健康に関する情報提供については、こども企画課で作成している「沖縄市こども支援ガイドブック OKIIKU 手帖(おきいくてちょう)」に病院情報とあわせて小児救急電話相談に関する情報を掲載し、こんにちは赤ちゃん訪問事業等で配布することで情報提供を行います。	こども企画課 こども相談・健康課 障がい福祉課

②自立支援医療及び医療費助成制度の周知等

取り組み内容	担当課
自立支援医療や重度心身障がい者(児)医療費助成について、対象者が適切に利用できるよう、広報紙やパンフレット等の活用並びに沖縄県や医療機関等との連携した制度の周知を図ります。 重度心身障がい者(児)医療費助成については、自動償還払い方式を継続実施します。	障がい福祉課

Ⅲ-3 雇用の拡大及び就労支援の充実

障がい者が働くことは、単に経済的な自立にとどまらず、社会参加や生きがいなど、地域で質の高い自立した生活を送るうえで重要です。

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分発揮することができるよう、多様な就業機会の確保に努めるとともに、障がいの種類や程度、健康状態に合わせて働ける環境確保に向けた総合的な支援に努めます。

Ⅲ-3-(1)雇用拡大に向けた取り組み

①障がい者就労の協議の場の設置及び福祉的就労の工賃の向上への取り組み

取り組み内容	担当課
沖縄市障がい者自立支援協議会に設置された障がい者就労の協議の場を通じて、労働・福祉・教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働し、就労に関する地域の現状把握や課題整理を行い、課題の解決や周知・啓発活動を通じて、当事者が働くための選択肢を広げることや企業における障がい者の理解を深めることにより、障がい者雇用の促進を図ります。 また、一般就労が困難な障がい者についても、就労事業者間のネットワークの強化による製品等の質の向上や、本人の就労意向を踏まえながら、就労に必要な知識や技術の習得を支援することを通じて、工賃の向上に努めます。	障がい福祉課 企業誘致課

②一般就労に向けた総合的な支援

取り組み内容	担当課
沖縄労働局、沖縄公共職業安定所、沖縄県等関係機関との連携のもと、就労相談（巡回含む）、職業紹介、就職活動に対する意識啓発、情報発信、各種講座・研修会等の実施等、障がい者も含めた総合的な就労支援に取り組みます。	障がい福祉課 企業誘致課

③労働・教育関連機関との連携

取り組み内容	担当課
就労支援体制の充実に向けて、ハローワークや特別支援学校等での連絡会及び情報交換会において、障がい福祉関係施策の情報発信を行い、連携強化を図ります。	障がい福祉課

Ⅲ-3-(2)就労支援の充実等

①就労訓練等の充実

取り組み内容	担当課
障害福祉計画に基づき、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の充実を図ります。その際、就労継続支援利用者のステップアップの意向等を踏まえ、目的に応じた制度の積極的活用、障がい者の就労に必要な知識の獲得、能力向上のための訓練、職場の定着などに向けた支援を図ります。 「障害者優先調達推進法」の周知並びに事業所ごとの物品販売製品等に関する情報提供など、需要拡大に努めていきます。	障がい福祉課

②公的機関での雇用促進

取り組み内容	担当課
市役所等公的機関における障がい者雇用は、法定雇用率の水準以上の雇用を目指し、継続的な障がい者雇用の促進に努めるとともに、他課と業務内容の調整を図りながら、雇用枠及び障がいの程度を考慮した採用に努めます。 加えて、庁内各課における職場環境の改善に努めます。	人事課

③農福連携に向けた検討

取り組み内容	担当課
沖縄県における農福連携事例の収集、沖縄市の農業の現状把握とともに、農家の人手不足解消と障がい者の働く場の確保という、両者にとってメリットのある農福連携のあり方について検討し、農家と福祉事業所が連携できるよう努めます。	農林水産課 障がい福祉課

④障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

取り組み内容	担当課
沖縄市障がい者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を進めます。	障がい福祉課

⑤重度障がい者に対する就労支援の検討

取り組み内容	担当課
就労意欲のある重度障がい者に対する調査及びヒアリング等を実施し、「重度障害者等就労支援事業」等を通じた重度障がい者の就労支援に取り組めます。	障がい福祉課

Ⅲ-4 社会へ参加する機会の充実

障がい者の社会参加への機会の充実を図るため、身近な活動の場の充実と移動支援に取り組めます。

さらにスポーツ・レクリエーション活動への参加を通じて、体力の増強や交流、余暇の充実、生涯学習や文化芸術活動への参加を通じた社会参加及び市民の障がいに対する理解の促進など、生活の質の向上に向けた環境づくり等に努めます。

Ⅲ-4-(1)社会参加を促進するための支援

①地域活動支援センター機能強化事業

取り組み内容	担当課
地域活動支援センターの活動について、利用者ニーズの把握に努め、より身近な活動の場とするとともに、地域住民に開かれた交流の場となるよう促進します。 また、日頃の創作活動の成果について発表できる機会・場の充実を図るなど、障がい者の芸術文化活動の振興並びに社会参加や生きがいづくりに関する支援を行います。	障がい福祉課

②移動支援事業

取り組み内容	担当課
個別支援型として、障がい者(児)の余暇活動等の外出支援を行うヘルパーの派遣を行います。 グループ支援型として、複数の障がい者(児)へ同時に外出支援を行うヘルパーの派遣を行います。	障がい福祉課

③自動車運転免許取得・改造助成事業(社会参加促進事業)

取り組み内容	担当課
障がい者の社会参加を支援するため、自動車改造費、自動車運転免許取得費用の助成について継続実施します。 また、より適切な給付が行えるよう、更なる制度周知に努めます。	障がい福祉課

④イベントへの障がい者(児)の参加促進

取り組み内容	担当課
沖縄市が主催・共催等する各種イベントにおいて、障がいのある市民が気軽に参加できる環境整備に取り組めます。	イベント事業所管課

Ⅲ-4-(2)スポーツ・レクリエーション活動の支援

①障がい者のスポーツ機会の創出

取り組み内容	担当課
沖縄市のスポーツ推進の方向性や具体的施策を定めた計画である「沖縄市スポーツ推進計画」に基づき、障がい者のスポーツ機会の創出に努めます。具体的には、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体、障がい者福祉団体と連携し、障がい者向けのスポーツプログラム等の充実を図ります。	観光スポーツ振興課

②障がい者も利用できるスポーツ用具の購入・貸与による活動支援

取り組み内容	担当課
障がいのある方もスポーツを楽しむことができるよう、誰でも気軽に楽しめる障がい者向けスポーツ用具(ニュースポーツ用具)の整備及び無料貸し出しによる活動支援に努めます。	観光スポーツ振興課

③障がい者スポーツの普及(スポーツレクリエーション教室開催等事業)

取り組み内容	担当課
沖縄県障がい者スポーツ協会等の関係機関・関係課と連携し、障がい者スポーツの普及を図ります。 各種スポーツ教室等については、身体障がい者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者も参加しやすいよう、内容の充実と周知に努めます。	障がい福祉課

④障がい者も利用しやすい設備の充実

取り組み内容	担当課
障がいのある方がスポーツ、レクリエーションを楽しむことができるよう、沖縄市立総合運動場体育施設(コザ運動公園)へのユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を検討します。	観光スポーツ振興課

Ⅲ-4-(3)文化芸術活動等への参加促進

①文化芸術活動等への参加促進

取り組み内容	担当課
「障害者週間」、「精神保健福祉普及月間」ハートフル福祉フェアにおいて、障がい者の創作活動による作品展示等を行います。また、沖縄市の公共施設等を活用した障がい者の文化芸術活動等の促進に努めます。	障がい福祉課

Ⅲ-4-(4)生涯学習の充実

①中央公民館運営

取り組み内容	担当課
障がい者の公民館利用の促進に向けて、沖縄市ホームページを活用した情報発信の充実を図るとともに、より幅広く障がい者が情報を得ることのできる発信方法の充実に努めます。 ホームページ掲載内容については、文字の拡大、漢字へのルビふり、音声読み上げ等の充実を図ります。	中央公民館

②中央公民館自主事業

取り組み内容	担当課
中央公民館自主事業について、社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めるとともに、障がい者の生活支援につながる講座等の充実に努めます。	中央公民館

VI 第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画

VI 第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画

1. 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者 197 人を基準に、令和 5 年度には 175 人(22 人減)、地域移行数3人を目標として設定されていましたが、令和4年度末の施設入所者は 207 人と 10 人の増加となっています。地域移行は目標 3 人に対して令和 4 年度末に 1 人となっています。

施設入所者が増加した要因の把握に努めるとともに、地域での支える支援体制のあり方について検討が必要となります。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
施設入所者数	197 人	175 人	207 人	—
施設入所者削減数		22 人	-10 人	未達成
地域移行数		3 人	1 人	33.3%
令和元年度から地域移行する目標割合		1.5%	0.5%	33.3%

(2)地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして、「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が目標として位置づけられており、令和4年度末の実績は未達成となっています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度 (市単独設置)	未設置	未達成
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年4回	0	未達成
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	8人	0	未達成
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	0	未達成

(3)障がい者の地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、「相談」と「緊急時の受入れ・対応」について、面的整備で確保しています。現状、緊急時の受入れをスムーズに進めるために体制の充実を図るとともに、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」機能の確保が求められます。

(3) 障がい者の地域生活支援拠点等の整備

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
地域生活支援拠点等の整備	拠点機能確保 (面的整備型)	確保済み	達成
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討	年1回	0	未達成

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への年間移行者数は、令和元年度の 37 人から令和5年度末49人を目標としていました。令和3年度の実績は44人、達成率は89.8%となっています。

就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、令和元年度の25人から令和5年度末の目標33人、令和3年度の実績は30人、達成率は90.9%となっています。

就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数は、令和元年度の6人から令和5年度末の目標8人、令和3年度の実績は3人、達成率は37.5%となっています。

就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数は、令和元年度の6人から令和5年度末の目標8人、令和3年度の実績は11人、達成率は137.5%となっています。

就労定着支援事業の利用者数は令和5年度末に35人を目標として設定されており、令和3年度の利用者数が29人、達成率は82.9%となっています。令和5年度に市内に7か所の就労移行支援事業所の確保を目標としており、令和3年度実績は3か所となっています。令和5年度に就労移行率が8割以上の事業所数の目標を5か所、令和3年度の実績は1か所、達成率20.0%となっています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
年間の一般就労移行者数	37 人	49 人	44 人	—
令和元年度実績値からの伸び		1.32 倍	1.19 倍	89.8%

①-ア就労移行支援事業の移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
就労移行支援事業所の移行者数	25 人	33 人	30 人	—
令和元年度実績値からの伸び		1.32 倍	1.20 倍	90.9%

①-イ就労継続支援A型の移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
年間の一般就労移行者数	6 人	8 人	3 人	—
令和元年度実績値からの伸び		1.33 倍	0.50 倍	37.5%

①-ウ就労継続支援B型の移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
就労移行支援事業所の移行者数	6 人	8 人	11 人	—
令和元年度実績値からの伸び		1.33 倍	1.83 倍	137.5%

②就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

	基準年 (平成30年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
就労定着支援事業の利用者数		35 人	29 人	82.9%
管内(市内)就労移行支援事業所数		7 か所	3 か所	
就労移行率が8割以上の事業所数	—	5 か所	1 か所	20.0%
就労移行率8割以上の事業所が全体に占める割合	—	71.4%	33.3%	—

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについて、目標どおり令和3年度に設置されています。

「保育所等訪問支援の充実」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児等支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」については達成、「医療的ケア児等コーディネーター」は令和4年度に未配置となっています。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数として、令和5年度に 8 人を目標としており、令和4年度の受講者数が 52 人と目標を大きく上回る実績となっています。ペアレントメンター及びピアサポート活動については、令和4年度まで実績がありません。

■障がい児支援の提供体制の整備等

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
①重層的な支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	令和3年度	令和3年度に設置	達成
②保育所等訪問支援の充実	令和2年に実施済み	構築済み	達成
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み	確保済み	達成
④医療的ケア児等支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	0	未達成

■発達障がい者等に対する支援（活動指標）

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8 人	52 人	達成
ペアレントメンターの人数	5 人	0 人	未達成
ピアサポートの活動への参加人数	5 人	0 人	未達成

(6)相談支援体制

令和 5 年度の5か所の確保を目指していた総合的・専門的な相談支援事業所は、4 か所(達成率 80.0%)となっています。地域の相談支援体制の強化については、目標どおりの実績となっています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
ア 総合的・専門的な相談支援の実施	5 か所	4 か所	80.0%
イ 地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12 件	12 件	達成
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12 件	12 件	達成
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	達成

(7)サービスの質の向上

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数は、令和5年度の目標が「年間5人」であるのに対して、令和4年度の実績は年間28人と大きく上回っています。障害福祉サービスの質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析する体制については、構築済みとなっています。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人/年間	28人/年間	達成
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和5年度構築	構築済み	達成
事業所や関係自治体等との共有実施回数（年間回数）	1回	0	未達成

(8)障害福祉サービスの見込量と実績値

1)訪問系サービス

「居宅介護（ホームヘルプ）」及び「行動援護」は、利用者数、利用量ともに見込みを実績値が下回っています。

「重度訪問介護」は、見込みより実績値の利用者数が少ないものの、利用量では見込みを上回り、利用者一人当たりの利用時間が上昇しています。

「同行援護」は、令和4年度の利用者数のみ見込みよりも実績値が1人少なくなりますが、利用量は見込みを上回ります。

「重度障害者等包括支援」の利用は見込んでおらず、実績はあがっていません。

(1) 訪問系サービス

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
①居宅介護 (ホームヘルプ)	見込み量	455人	11,375時間	479人	11,975時間	505人	12,625時間
	実績値	398人	9,718時間	410人	9,421時間	—	—
	充足率	87.5%	85.4%	85.6%	78.7%	—	—
②重度訪問介護	見込み量	24人	6,482時間	25人	6,753時間	26人	7,023時間
	実績値	21人	6,930時間	24人	9,747時間	—	—
	充足率	87.5%	106.9%	96.0%	144.3%	—	—
③行動援護	見込み量	33人	1,406時間	40人	1,704時間	49人	2,087時間
	実績値	23人	863時間	28人	984時間	—	—
	充足率	69.7%	61.4%	70.0%	57.7%	—	—
④同行援護	見込み量	51人	1,107時間	51人	1,107時間	51人	1,107時間
	実績値	52人	1,135時間	50人	1,313時間	—	—
	充足率	102.0%	102.5%	98.0%	118.6%	—	—
⑤重度障害者等包括支援	見込み量	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	—	—
	充足率	—	—	—	—	—	—

2)日中活動系サービス

「生活介護」及び「自立訓練(生活訓練)」は、ほぼ計画通りの実績となっています。

「自立訓練(機能訓練)」は、見込みに対して実績値が下回り、令和 4 年度は利用実績なしとなっています。

「就労移行支援」は、見込みに対して実績値が下回り、令和 3 年度に比べ令和4年度は利用者数、利用量ともに低下しています。

「就労継続支援 A 型」「療養介護」については、概ね計画通りの利用実績となっています。

「就労継続支援 B 型」「短期入所(福祉型)」「短期入所(医療型)」は、利用者数は見込みを実績値が下回るものの、利用量では上回り、利用者一人当たりの利用日数が増加がみられます。

「就労定着支援」は、令和 4 年度に見込みより実績が低くなっています。

(2) 日中活動系サービス

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
(ア)生活介護	見込み量	485人	9,846人日	498人	10,109人日	512人	10,394人日
	実績値	500人	9,804人日	499人	9,907人日	—	—
	充足率	103.1%	99.6%	100.2%	98.0%	—	—
(イ)自立訓練 (機能訓練)	見込み量	5人	42人日	7人	59人日	9人	76人日
	実績値	1人	17人日	0人	0人日	—	—
	充足率	20.0%	40.5%	0.0%	0.0%	—	—
(ウ)自立訓練 (生活訓練)	見込み量	50人	875人日	53人	928人日	56人	980人日
	実績値	49人	853人日	54人	879人日	—	—
	充足率	98.0%	97.5%	101.9%	94.7%	—	—
(エ)就労移行支援	見込み量	50人	840人日	53人	890人日	56人	941人日
	実績値	38人	681人日	28人	461人日	—	—
	充足率	76.0%	81.1%	52.8%	51.8%	—	—
(オ)就労継続支援A型	見込み量	244人	4,758人日	244人	4,758人日	244人	4,758人日
	実績値	253人	4,937人日	257人	5,060人日	—	—
	充足率	103.7%	103.8%	105.3%	106.3%	—	—
(カ)就労継続支援B型	見込み量	714人	11,852人日	750人	12,450人日	788人	13,081人日
	実績値	665人	12,165人日	730人	13,376人日	—	—
	充足率	93.1%	102.6%	97.3%	107.4%	—	—
(キ)就労定着支援	見込み量	23人		29人		35人	
	実績値	24人		26人		—	
	充足率	104.3%		89.7%		—	
(ク)療養介護	見込み量	45人		46人		47人	
	実績値	44人		44人		—	
	充足率	97.8%		95.7%		—	
(ケ)短期入所(福祉型)	見込み量	125人	788人日	132人	832人日	139人	876人日
	実績値	117人	944人日	129人	1,045人日	—	—
	充足率	93.6%	119.8%	97.7%	125.6%	—	—
(コ)短期入所(医療型)	見込み量	7人	13人日	7人	13人日	7人	13人日
	実績値	1人	14人日	5人	35人日	—	—
	充足率	14.3%	107.7%	71.4%	269.2%	—	—

3) 居住系サービス

「自立生活援助」については、令和3年度、令和4年度とも実績はありません。

「共同生活援助(グループホーム)」 「施設入所支援」については、見込みを上回る実績となっています。

(3) 居住系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
(ア) 自立生活援助	見込み量	2人	2人	2人
	実績値	0人	0人	—
	充足率	0.0%	0.0%	—
(イ) 共同生活援助 (グループホーム)	見込み量	161人	172人	183人
	実績値	204人	232人	—
	充足率	126.7%	134.9%	—
(イ) うち精神障がい者	見込み量	69人	79人	91人
	実績値	87人	111人	—
	充足率	126.1%	140.5%	—
(ウ) 施設入所支援	見込み量	187人	181人	175人
	実績値	202人	207人	—
	充足率	108.0%	114.4%	—

4) 相談支援サービス等

「計画相談支援」について、令和3年度、令和4年度とも見込みより実績値が下回っています。

「地域移行支援」は、令和3年度に見込みより実績値が1人多くなっています。

「地域定着支援」は、令和3年度、令和4年度とも実績はありません。

(4) 相談支援サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
(ア) 計画相談支援	見込み量	593人	629人	667人
	実績値	472人	519人	—
	充足率	79.6%	82.5%	—
(イ) 地域移行支援	見込み量	1人	1人	1人
	実績値	2人	1人	—
	充足率	200.0%	100.0%	—
(ウ) 地域定着支援	見込み量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	—
	充足率	0.0%	0.0%	—

5)障がい児サービス

「医療型児童発達支援」は、令和3年度、令和4年度とも見込みより実績値が下回っています。

「児童発達支援」は、利用者数で見込みより実績値が下回るものの、利用量は見込みを上回り、利用者1人当たりの利用日数が増加しています。

その他の障がい児サービスは、見込みより実績値が上回っており、特に「保育所等訪問支援」の利用人数、利用量ともに大きく増加しています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
(ア)児童発達支援	見込み量	259人	2,694人日	290人	3,016人日	325人	3,380人日
	実績値	219人	2,982人日	256人	3,313人日	—	—
	充足率	84.6%	110.7%	88.3%	109.8%	—	—
(イ)医療型児童発達支援	見込み量	25人	318人日	25人	318人日	25人	318人日
	実績値	19人	170人日	10人	113人日	—	—
	充足率	76.0%	53.5%	40.0%	35.5%	—	—
(ウ)放課後等デイサービス	見込み量	637人	9,045人日	712人	10,110人日	796人	11,303人日
	実績値	632人	9,362人日	754人	12,006人日	—	—
	充足率	99.2%	103.5%	105.9%	118.8%	—	—
(エ)保育所等訪問支援	見込み量	33人	56人日	34人	58人日	35人	60人日
	実績値	53人	88人日	99人	178人日	—	—
	充足率	160.6%	157.1%	291.2%	306.9%	—	—
(オ)居宅訪問型児童発達支援	見込み量	0人	—	0人	—	0人	—
	実績値	0人	—	1人	—	—	—
	充足率	—	—	—	—	—	—
(カ)障がい児相談支援	見込み量	226人	—	249人	—	274人	—
	実績値	229人	—	270人	—	—	—
	充足率	101.3%	—	108.4%	—	—	—

(9)地域生活支援事業の見込量と実績値

「理解促進研修・啓発事業」は、見込みに対して倍の実績となっています。

「自発的活動支援事業」は、令和4年度に実施件数、実利用者数とも見込みより実績値が下回っています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施件数	実利用者数	実施件数	実利用者数	実施件数	実利用者数
理解促進研修・啓発事業	見込み量	1件	300人	1件	300人	1件	300人
	実績値	2件	600人	2件	600人	—	—
	充足率	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%	—	—
自発的活動支援事業	見込み量	3件	996人	3件	1,046人	3件	1,098人
	実績値	3件	910人	2件	765人	—	—
	充足率	100.0%	91.4%	66.7%	73.1%	—	—

障がい者相談支援事業は、令和４年度の見込みに対して実施箇所数は１か所減となっています。

「基幹相談支援センター」「住宅入居等支援事業」の実利用者数は、令和３年度、令和４年度とも見込みより実績値が大きく上回っています。

		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
(ア)障がい者相談支援事業	見込み量	5か所		5か所		5か所	
	実績値	5か所		4か所		－	
	充足率	100.0%		80.0%		－	
基幹相談支援センター	見込み量	1か所	241人	1か所	203人	1か所	171人
	実績値	1か所	330人	1か所	312人	－	
	充足率	100.0%	136.9%	100.0%	153.7%	－	
(イ)基幹相談支援センター等機能強化事業	見込み量	1か所	35人	1か所	35人	1か所	35人
	実績値	1か所	114人	1か所	89人	－	
	充足率	100.0%	325.7%	100.0%	254.3%	－	
(ウ)住宅入居等支援事業	見込み量	1か所	2人	1か所	2人	1か所	2人
	実績値	1か所	25人	1か所	15人	－	
	充足率	100.0%	1250.0%	100.0%	750.0%	－	

成年後見制度利用支援事業については、令和３年度、令和４年度とも見込みより実績値が下回っています。

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実利用者数	実利用者数	実利用者数
成年後見制度利用支援事業	見込み量	11人	12人	13人
	実績値	5人	2人	－
	充足率	45.5%	16.7%	－

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和３年度、令和４年度とも見込みを上回る実績となっています。

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実利用者数	実利用者数	実利用者数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込み量	498人	552人	611人
	実績値	532人	614人	－
	充足率	106.8%	111.2%	－
手話通訳者設置事業	見込み量	24箇所	25箇所	26箇所
	実績値	2箇所	2箇所	－
	充足率	8.3%	8.0%	－

「情報・意思疎通支援用具」(令和3年度)と「居住生活動作補助用具(住宅改修費)」は、見込みより実績が上回っています。

その他日常生活用具については、見込みより実績値が下回っています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用件数	利用件数	利用件数
①介護訓練支援用具	見込み量	27件	27件	27件
	実績値	26件	22件	—
	充足率	96.3%	81.5%	—
②自立生活支援用具	見込み量	53件	53件	53件
	実績値	38件	38件	—
	充足率	71.7%	71.7%	—
③在宅療養等支援用具	見込み量	41件	41件	41件
	実績値	38件	32件	—
	充足率	92.7%	78.0%	—
④情報・意思疎通支援用具	見込み量	46件	46件	46件
	実績値	58件	30件	—
	充足率	126.1%	65.2%	—
⑤排泄管理支援用具	見込み量	3,398件	3,615件	3,845件
	実績値	2,785件	2,739件	—
	充足率	82.0%	75.8%	—
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込み量	3件	3件	3件
	実績値	4件	5件	—
	充足率	133.3%	166.7%	—

手話奉仕員養成研修事業は、令和3年度は実績が無く、令和4年度は実績値も見込みに届いていません。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		講習修了者数	講習修了者数	講習修了者数
手話奉仕員養成研修事業	見込み量	11人	11人	11人
	実績値	0人	3人	—
	充足率	0.0%	27.3%	—

移動支援事業については、概ね計画通りの利用となっています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	時間	利用者数	時間	利用者数	時間
移動支援事業	見込み量	316人	29,247時間	319人	29,539時間	322人	29,834時間
	実績値	308人	26,460時間	312人	29,353時間	—	—
	充足率	97.5%	90.5%	97.8%	99.4%	—	—

地域活動支援センター機能強化事業については、令和3年度は計画通り4か所、令和4年度の実施は3か所で見込みを下回っています。実利用者数は、見込みを下回っています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
地域活動支援センター機能 強化事業	見込み量	4か所	302人	5か所	367人	5か所	403人
	実績値	4か所	193人	3か所	213人	—	—
	充足率	100.0%	63.9%	60.0%	58.0%	—	—

2. 成果目標の設定(令和8年度末の目標)

(1)施設入所者の地域生活への移行

〈基本指針〉

- ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

本市が援護の実施者となっている利用者が入所している施設については、地域移行についての考えや取り組み、グループホーム等の整備状況を確認し、地域移行へつなげていきます。

■沖縄市における目標値

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	207 人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	197 人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	10 人 5%	$C=A-B=E-D$ (国指針:目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	21 人	令和6年~令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	31 人	令和6年~令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	2 人 1%	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標6%以上移行)

○削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)

(A)=令和4年度末(R5.3.31)現在の施設入所支援者数(RKKシステムより)

(B)=(A)の入所者の5%を削減した数

(D)=令和3年度、4年度の新規入所者数の平均7人×3年

(E)=国の目標値に基づいた退所見込み数

(F)=(E)の6%

○施設入所者の地域生活への移行に係る方策

対象者の意思確認を行いつつ、グループホームや在宅における日常生活及び生活介護や就労などの日中活動支援サービス等、地域移行支援に向けた支援体制の構築に取り組んでいきます。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、令和 6 年度中に設置予定です。

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈基本指針〉

各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行う。

地域生活支援拠点については、令和 2 年度に整備済であるため、地域生活支援拠点コーディネーターを配置し、緊急時の対応の充実、体験の機会・場、地域の体制づくりに努め、効果的な支援体制構築による拠点機能の充実を図ります。

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
コーディネーターの配置人数	0	1	1
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1

(4)強度行動障がい者への支援体制の整備

〈基本指針〉

強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

強度行動障がいについては、令和 5 年にアンケート調査実施済のため、これを踏まえ、効果的な支援体制の整備に努めます。

事 項	整備時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
強度行動障がい者への支援体制の整備		○	

(5)福祉施設から一般就労への移行等

〈基本指針〉

- ・令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ・令和8年度末の一般就労への移行実績を令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
- ・令和8年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行を令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加
- ・令和8年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行を令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

沖縄市自立支援協議会就労部会や中部地区障害者就業・生活支援センター等を活用した事業所の支援力の強化を図ることで、令和3年度の年間一般就労移行者数(44人)の1.30倍(57人)を目標とします。

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	44人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	57人 1.30倍	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

イ 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	30人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	40人 1.33倍	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

ウ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事 項	数 値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	6か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	3か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

エ 令和8年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	3人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	4人 1.33倍	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

オ 令和8年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	11人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	15人 1.36倍	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

カ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	29人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	41人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	3か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(6)障がい児支援の提供体制の整備等

〈基本指針〉

- ・各市町村に児童発達支援センターを少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ・令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援事業所つくし園を母体として、令和 3 年度に児童発達支援センターを設置しています。

②保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

こども発達支援センター及び保育所等訪問を行うにあたって、関係する機関・地域と連携を図ることで、障がい児の地域社会へのインクルージョンを進めます。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内で既に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があります。

④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度に、障がい者自立支援協議会内に新規で協議の場を設置しています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、1名の配置を目指します。

事 項	設置人数	配置時期及び人数		
		令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	1	1	1

⑤発達障がい者等に対する支援(活動指標)

事 項	設置人数	開催見込数及び人数			備 考
		令和6年	令和7年	令和8年	
ペアレントプログラムやペアレントメンター等の支援プログラム	開催見込数	9	9	9	1回あたり8人の参加を見込む
	参加見込み者数	72	72	72	8人/回 × 9回 = 72人

(7)相談支援体制の充実・強化等

〈基本指針〉

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

沖縄市基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援体制の充実・強化等を図ります。

事 項	設置方法		実施時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
ア 基幹相談支援センターの設置	○				
イ 地域の相談支援体制の強化 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			100	100	100
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			70	70	70
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			110	110	110
個別事例の支援内容の検証の実施回数			36	36	36
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数			3	3	3
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)			1	1	1
参加事業者・機関数			13	13	13
協議会の専門部会の設置数			2	2	2
協議会の専門部会の実施回数			48	48	48

(8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

〈基本指針〉

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。
- ・自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する。

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を設定します。

事 項	参加時期及び人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5	5	5

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み等を実施する体制を構築します。

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築			○

3. 障害福祉サービス等見込み量

(1) 障害福祉サービス見込み量

① 訪問系サービスの見込み量

種別	内容	対象	区分
(ア) 居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	身体・知的・精神・難病・障がい児	区分1～区分6
(イ) 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	身体・知的・精神・難病・障がい児	区分4～区分6
(ウ) 行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。	知的・精神・障がい児	区分3～区分6
(エ) 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。	身体・難病（視覚障がいを有すること）	-
(オ) 重度障がい者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供するものです。 本サービスについては、県内に実施可能な事業所が無いため、今後の利用見込みについても無しと見込んでいます。	身体・知的・精神・難病	区分6

サービス種別 【単位】	活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護（乗降介助除く）	利用者数(人/月)	412	413	414
	利用量(時間/月)	9,929	9,953	9,977
重度訪問介護	利用者数(人/月)	26	27	28
	利用量(時間/月)	9,451	9,815	10,178
行動援護	利用者数(人/月)	32	34	36
	利用量(時間/月)	1,142	1,214	1,285
同行援護	利用者数(人/月)	50	50	50
	利用量(時間/月)	1,313	1,313	1,313
重度障がい者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	利用量(時間/月)	0	0	0

②日中活動系サービスの見込量

種別	内容	対象	区分
(ア)生活介護	障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。	身体・知的・精神・難病	区分2～ 区分6
(イ)自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者や難病患者を対象に、障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、身体機能や生活能力が高まるためのリハビリやトレーニング、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	身体・難病	障害支援 区分による 制約なし
(ウ)自立訓練 (生活訓練)	知的及び精神障がい者を対象に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活全般についての相談・助言、その他の必要な支援を行います。	知的・精神	障害支援 区分による 制約なし
(エ)就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による 制約なし
(オ)就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による 制約なし
(カ)就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約につき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動その他の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による 制約なし
(キ)就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による 制約なし
(ク)就労定着支援	一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。	-	-
(ケ)療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。	気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上	
(コ)短期入所 (ショートステイ)	自宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。	身体・知的・精神・難病・障がい、児	区分1～区 分6

サービス種別 【単位】	活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	利用者数(人/月)	523	536	549
	利用量(日/月)	10,460	10,720	10,980
自立訓練（機能訓練）	利用者数(人/月)	2	2	2
	利用量(日/月)	19	19	19
自立訓練（生活訓練）	利用者数(人/月)	56	57	58
	利用量(日/月)	1,120	1,140	1,160
※ うち精神障がい者の利用者数	利用者数(人/月)	44	44	44
就労選択支援	利用者数(人/月)	3	5	8
	利用量(日/月)	12	20	32
就労移行支援	利用者数(人/月)	28	28	28
	利用量(日/月)	461	461	461
就労継続支援 A 型	利用者数(人/月)	271	279	287
	利用量(日/月)	5,447	5,608	5,769
就労継続支援 B 型	利用者数(人/月)	788	819	851
	利用量(日/月)	14,420	14,988	15,573
就労定着支援	利用者数(人/月)	32	36	40
療養介護	利用者数	44	44	44
短期入所（福祉型）	利用者数(人/月)	135	138	141
	利用量(日/月)	1,080	1,104	1,128
短期入所（医療型）	利用者数(人/月)	5	5	5
	利用量(日/月)	35	35	35

③居住系サービスの見込量

種別	内容	対象	区分
(ア)自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がいのある人について、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	-	-
(イ)共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として昼間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。	知的・精神・難病	障害支援区分による制約なし
(ウ)施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。 ※日中活動系サービスを訓練等給付で利用する場合は、区分に関係なく利用可能”	身体・知的・精神・難病	区分3～区分6(区分3は50歳以上)

サービス種別 【単位】	活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	利用者数(人/月)	1	2	3
※ うち精神障がい者の利用者数	利用者数(人/月)	1	2	3
共同生活援助	利用者数(人/月)	296	334	377
※ うち精神障がい者の利用者数	利用者数(人/月)	153	180	211
施設入所支援	利用者数(人/月)	203	200	197

④相談支援サービス等の見込量

種別	内容	対象	区分
(ア)計画相談支援	障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが難しい方に代わって相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行います。	-	-
(イ)地域移行支援	様々な理由によって退院(退所)できなかった方々に対して、保健所・市町村役場・病院・障害福祉サービス事業所などの関係機関が連携して、地域移行推進員を派遣するなどして退院(退所)後の生活を支える体制をつくり、支援するものです。	-	-
(ウ)地域定着支援	未受診・受療中断などの精神障がい者に対して医療と福祉の保活的な支援を行う多職種支援チームを配置するとともに、精神的な不調や疾病を抱える若年者への早期対応を行うなど、精神障がい者と地域住民とのこすりゆうを促進するものです。	-	-

サービス種別 【単位】	活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	利用者数(人/月)	529	534	539
地域移行支援	利用者数(人/月)	2	3	4
※ うち精神障がい者の利用者数	利用者数(人/月)	2	3	4
地域定着支援	利用者数(人/月)	1	2	2
※ うち精神障がい者の利用者数	利用者数(人/月)	1	2	2

(2)障がい児サービス見込み量

種別	内容	対象	区分
(ア)児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	-	-
(イ)医療型児童発達支援	就学前の障がいのある子どもに児童発達支援及び治療を行います。	-	-
(ウ)放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会福祉協議会との交流促進等を行います。	-	-
(エ)保育所等訪問支援	保育所に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	-	-
(オ)居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、学識技能の付与等を行います。	-	-
(カ)障がい児相談支援	計画相談支援と同様に、障害児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うものです。	-	-

サービス種別 【単位】	活動指標	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	利用者数(人/月)	299	324	350
	利用量(日/月)	4,010	4,338	4,691
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	7	6	5
	利用量(日/月)	75	65	54
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	957	1079	1216
	利用量(日/月)	15,126	17,050	19,209
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	148	180	221
	利用量(日/月)	236	288	353
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	1	1	1
	利用量(日/月)	3	3	3
障がい児相談支援	利用者数(人/月)	322	352	384

(3)地域生活支援事業の見込量

事業名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施見込み 箇所数	2	2	2
	実利用見込み 者数	600	600	600
(2) 自発的活動支援事業	実施見込み 箇所数	3	3	3
	実利用見込み 者数	1,017	1,017	1,017
(3) 相談支援事業				
① 障がい者相談支援事業	実施見込み 箇所数	4	4	4
	基幹相談支援センター	1	1	1
		325	325	325
		1	1	1
	② 基幹相談支援センター等機能強化事業	100	100	100
③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施見込み 箇所数	1	1	1
	実利用見込み 者数	15	15	15
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込み 者数	4	4	4
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施見込み 箇所数	0	0	0
	実利用見込み 者数	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み 件数	677	719	753
	② 手話通訳者設置事業	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	給付等見込み 件数	28	28	28
	② 自立生活支援用具	44	44	44
	③ 在宅療養等支援用具	43	43	43
	④ 情報・意思疎通支援用具	48	48	48
	⑤ 排泄管理支援用具	2,887	2,887	2,887
	⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4	4	4
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修 了見込み者数	7	5	7
(9) 移動支援事業	実利用見込み 者数	324人	324人	324人
	延べ利用見込 み時間数	29,353時間	29,353時間	29,353時間
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	実施見込み 箇所数	3	4	4
	実利用見込み 者数	257	283	311

(4)子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもに対する支援体制

本市で暮らす全ての子どもが健やかに成長するためには、子ども・子育て支援サービスの利用を希望する障がいのある子ども及びその保護者の希望に応えることができる支援体制の構築が求められます。

利用実績を踏まえて「保育所」、「認定こども園」、「放課後児童健全育成事業」、「幼稚園」における利用人数を以下のように見込み、子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもに対する支援体制の充実を図ります。

障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

単位：人

事 項	令和4年度末 の実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	165	219	243	282
認定こども園	9	11	11	11
放課後児童健全育成事業	96	101	106	111
幼稚園	80	71	71	71
小規模保育事業所・事業所内保育事業所	13	17	17	17

医療的ケア児等の人数（令和5年4月1日現在）

0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計
4	12	31	47

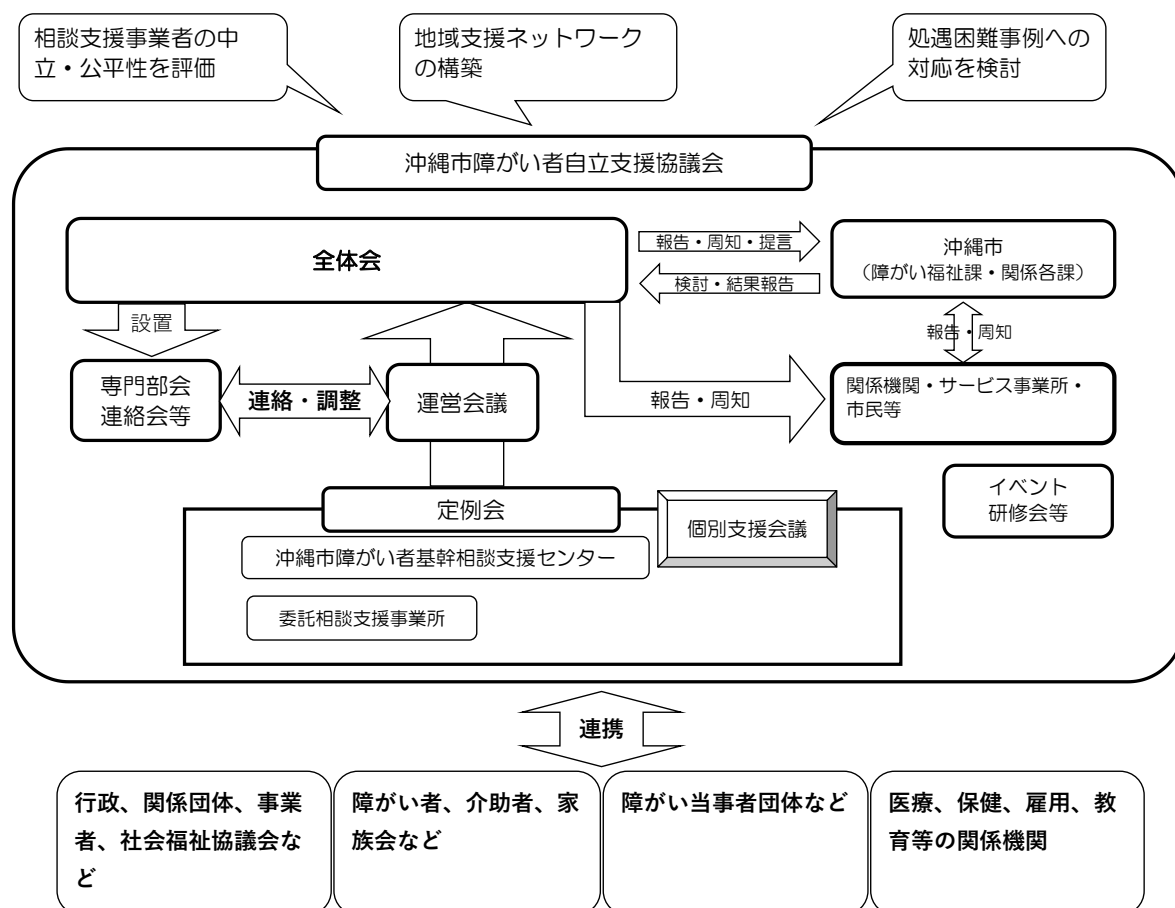
VII 計画の推進にあたって

VII 計画の推進にあたって

1. 地域ネットワークの構築と連携による推進体制の充実

障がい者が地域で生活していくためには、ひとつの支援機関のみの支援では十分ではないことが多く、地域の各支援機関が情報を共有、ネットワークを形成しながら、各種支援をつなぎ、補い合いながら、多様なニーズに素早く応えていく必要があります。さらに、現在ある社会資源では十分な支援が行えない場合は、社会資源の開発、研修などの支援者に対する教育を実施することも重要です。

障がい者が安心して暮らし続けられる地域づくりを着実に推進していくため、個別支援会議等を通じた地域課題の把握・整理、課題別解決策の検討とそのための支援体制の整備、計画の評価など、沖縄市障がい者自立支援協議会の機能強化に努め、本計画の推進に取り組んでいくものとします。



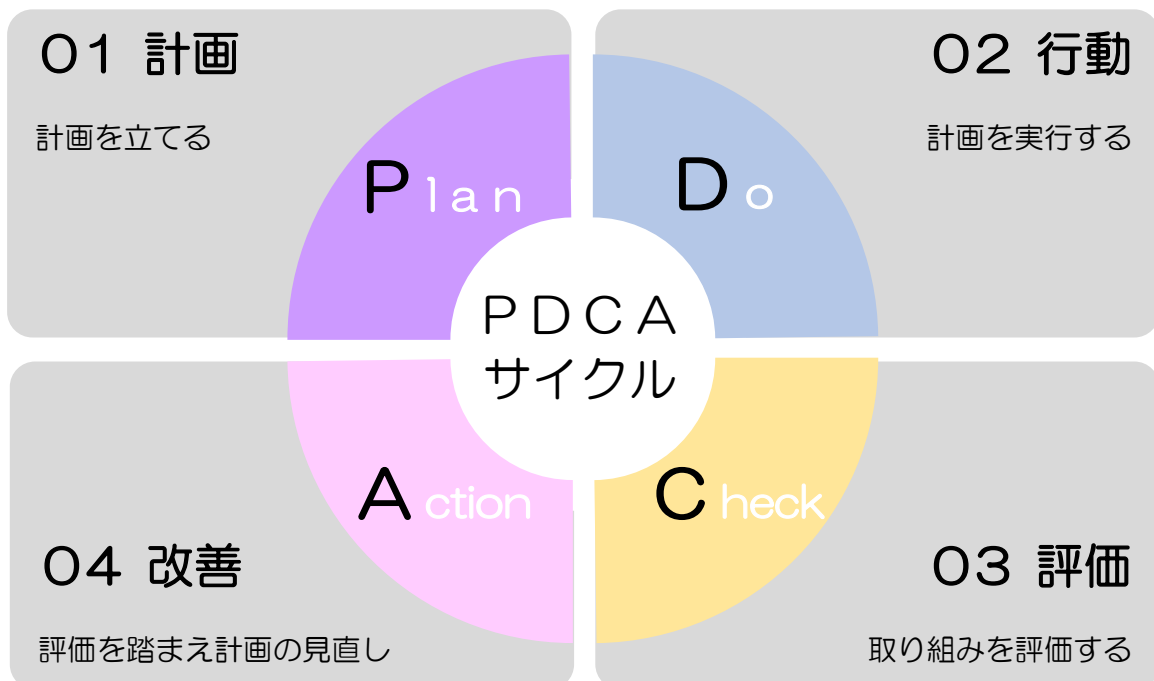
2. 行政機関内でのネットワークの構築と連携、役割分担

本計画は、福祉、保健、教育、就労、防災、施設整備等、全庁が連携し、当事者意見を反映し、各種取り組みの推進を図ります。

また、国や沖縄県と連携を図りながら福祉のまちづくりを推進します。

3. 計画の進捗管理

本計画は、PDCAサイクルの導入により、進行管理を行っていくものとします。具体的には、年度ごとに各施策・事業の進捗状況や現状、課題等を整理し、沖縄市障がい者自立支援協議会及び沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会障がい福祉部会に報告を行い、会議からの助言等を踏まえた改善を進めることで、施策等の一層の充実に努めていくものとします。



資 料 編

1. アンケート調査結果のまとめ

①就労継続支援B型利用者アンケート調査

【対象者】就労継続支援B型利用者

【実施期間】令和5年3月1日～令和5年7月7日

【配布回収状況】配布数 900 件、回答数 132 件(回収率 14.6%)

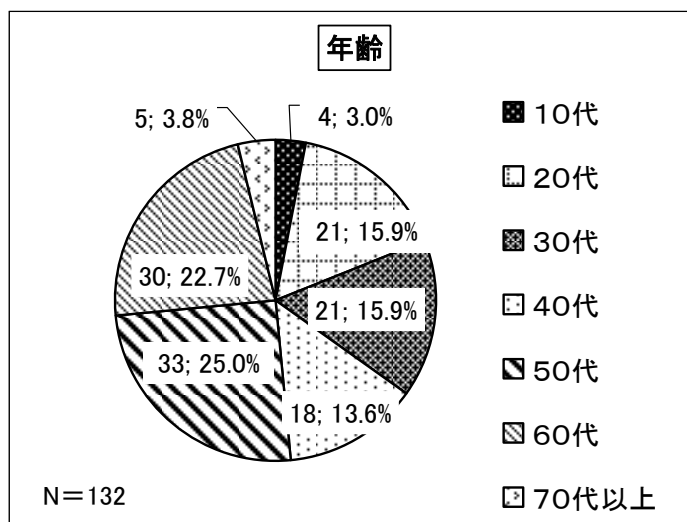
【実施方法】グーグルフォームによる。(市指定計画相談事業所、市内及びうるま市在の就労B型事業所への協力依頼をし、支援者、ご家族による本人への聞き取り及び本人による直接回答。)

【調査目的】

障がい者の就労支援体制の構築を推進するため、就労支援サービスで最も利用者が多い就労継続支援B型(以下「B型」という。)利用者の現状等について調査し、課題を把握することにより就労支援に必要なネットワークの構築や人材育成に向けた研修の実施など、本市の就労支援体制整備等の取り組みに繋げる。

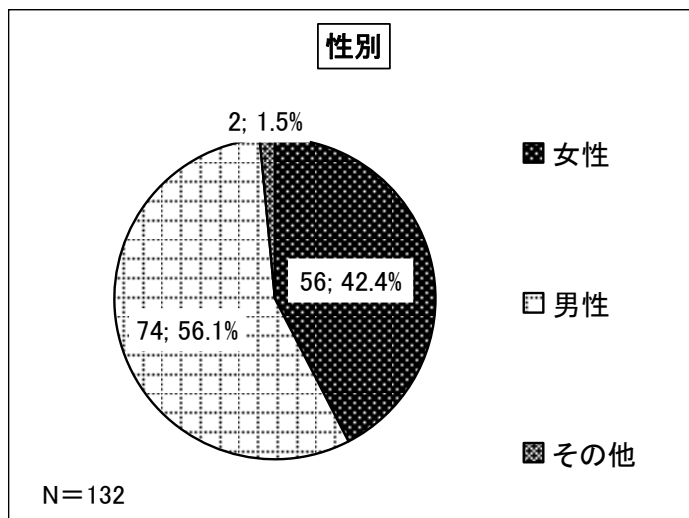
(1)年齢

回答者の年齢は、「50代」が最も多く25.0%、次いで「60代」が22.7%、「20代」及び「30代」が15.9%、「40代」が13.6%と続いています。



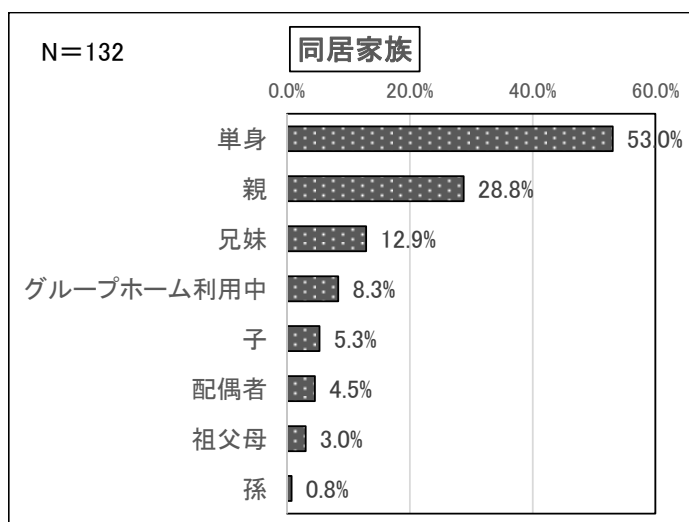
(2)性別

回答者の性別は、「男性」が 56.1%、「女性」が 42.4%となっています。



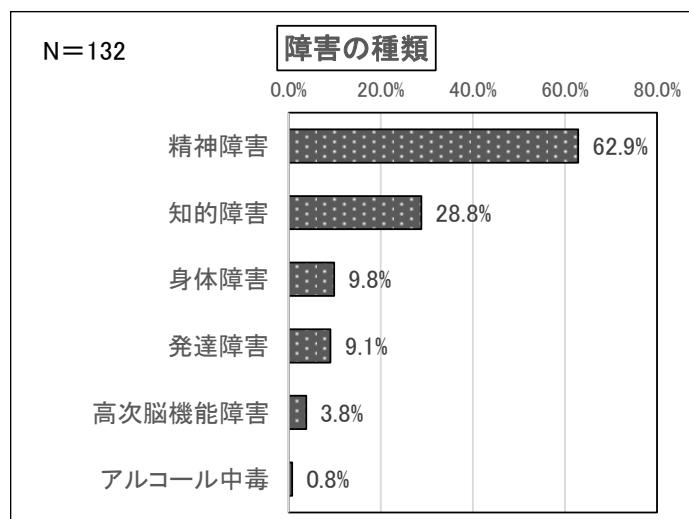
(3)同居家族

同居家族の状況は、「単身」が 53.0%と半数を超えています。次いで「親」が 28.8%、「兄妹」が 12.9%、「グループホーム利用中」が 8.3%、「子」が 5.3%と続いています。



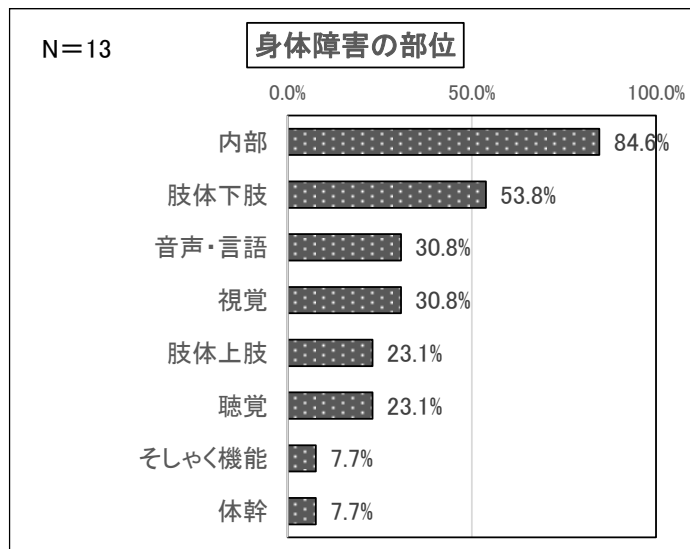
(4)障害の種類

障害の種類は、「精神障害」が 62.9%、次いで「知的障害」が 28.8%、「身体障害」が 9.8%、「発達障害」が 9.1%、「高次脳機能障害」が 3.8%、「アルコール中毒」が 0.8%となっています。



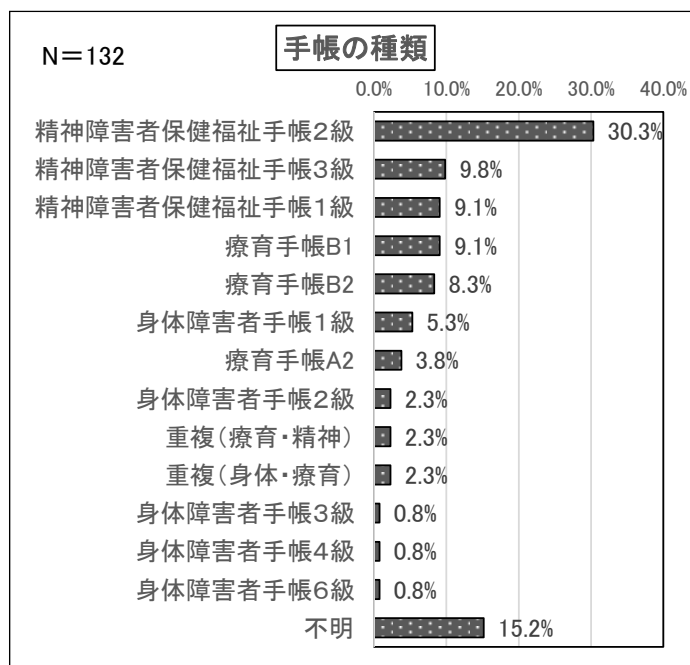
(5)身体障害の部位等

身体障害の部位等は、「内部」が84.6 %、次いで「肢体下肢」が53.8%、「音声・言語」及び「視覚」が30.8%、「肢体上肢」及び「聴覚」が23.1%、「そしゃく機能」及び「体幹」が7.7%となっています。



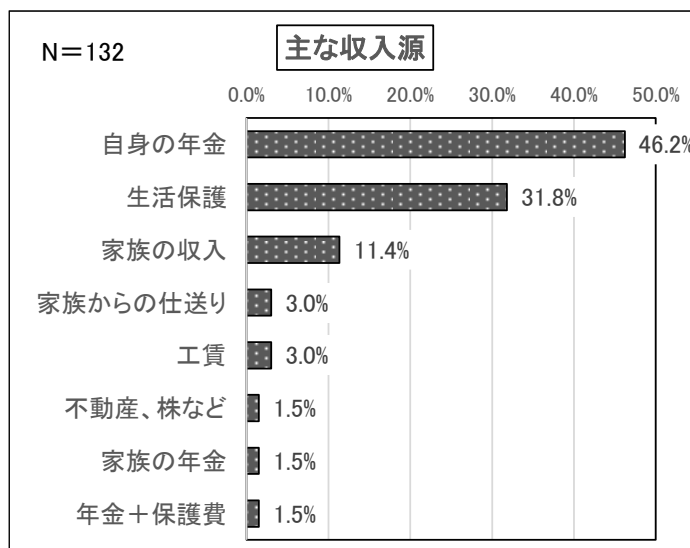
(6)手帳の種類

手帳の種類は、「精神障害者保健福祉手帳2級」が最も多く 30.3%、次いで「精神障害者保健福祉手帳3級」が9.8%、「精神障害者保健福祉手帳 1級」及び「療育手帳 B1」が9.1%、「療育手帳 B2」が8.3%と続いています。



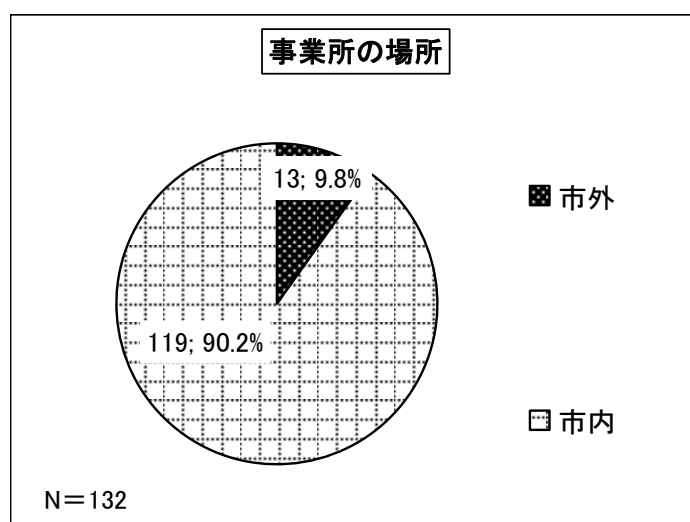
(7) 主な収入源

主な収入源は、「自身の年金」が最も高く 46.2%、次いで「生活保護」が 31.8%、「家族の収入」が 11.4%、「家族からの仕送り」及び「工賃」が 3.0%と続いています。



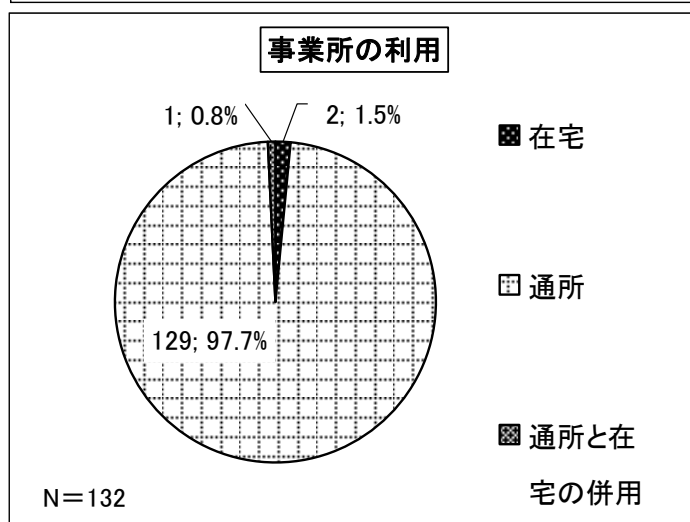
(8) 事業所の場所

利用している事業所の場所は、「市内」が 90.2%、「市外」が 9.8%となっています。



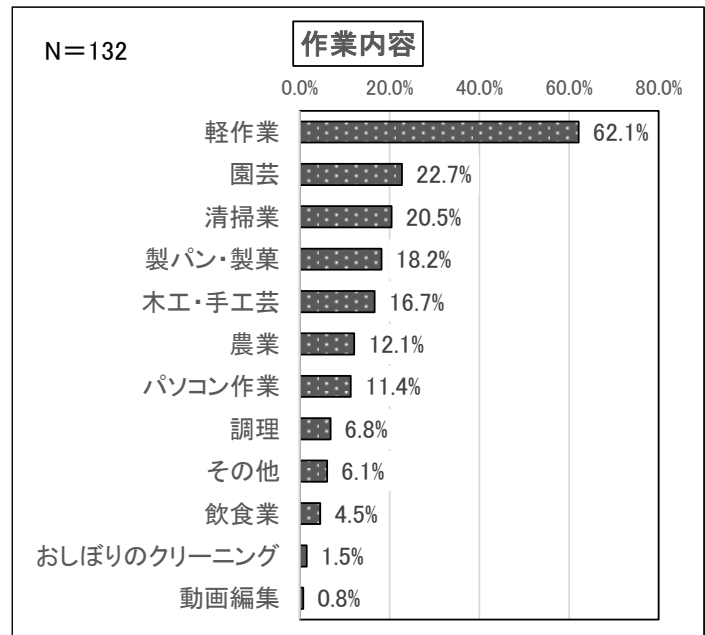
(9) 事業所の利用について

事業所の利用については、「通所」が 97.7%と圧倒的に高くなっていますが、「在宅」(1.5%)及び「通所と在宅の併用」(0.8%)との回答もみられます。



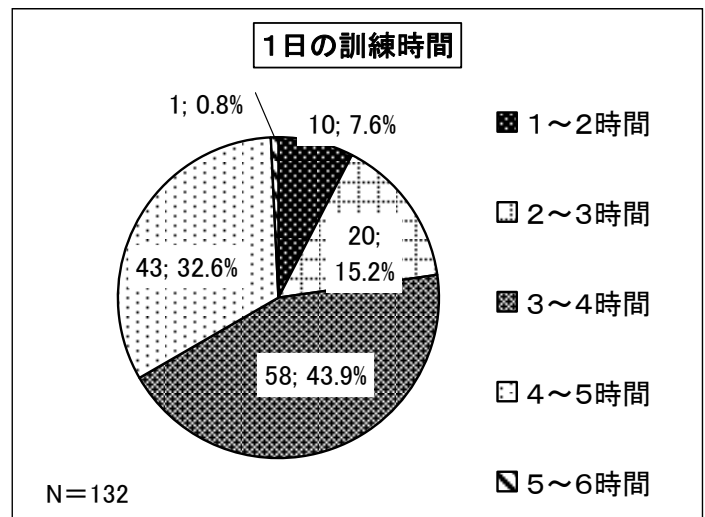
(10)作業内容

作業内容の第 1 位は、「軽作業」が 62.1%と突出して高く、第 2 位は「園芸」の 22.7%、第 3 位は「清掃業」の 20.5%、「製パン・製菓」の 18.2%、「木工・手工芸」の 16.7%となっています。



(11)1 日の訓練時間

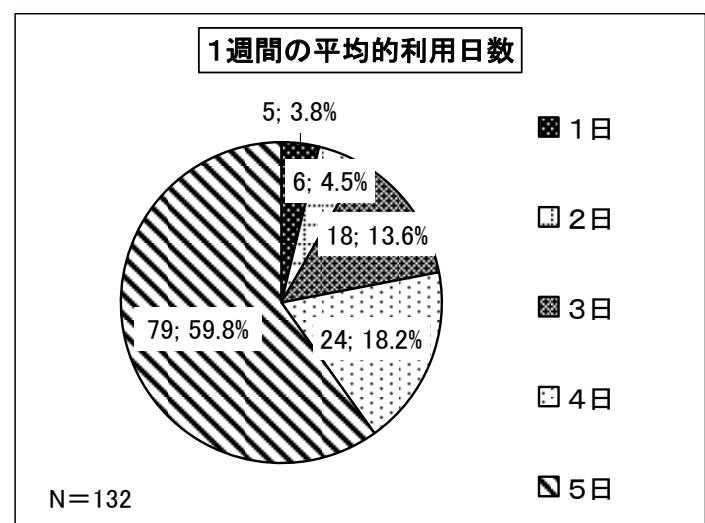
1 日の訓練時間は、「3～4 時間」が最も高く 43.9%、次いで「4～5 時間」が 32.6%、「2～3 時間」が 15.2%、「1～2 時間」が 7.6%となっています。



(12)1 週間の平均的利用日数

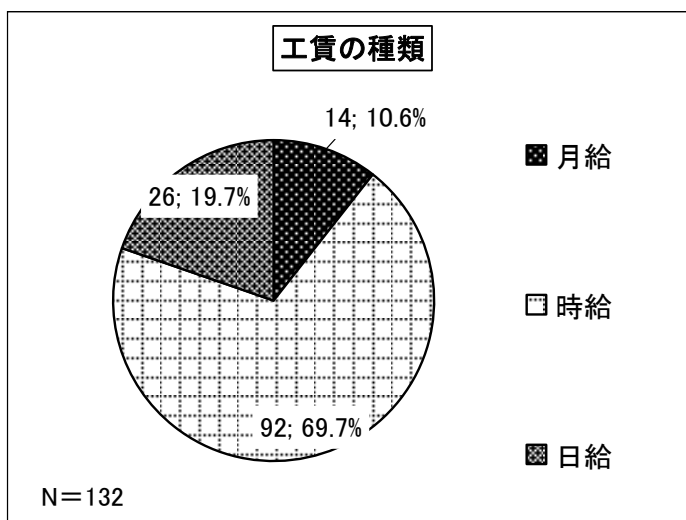
1 週間の平均的利用日数は、「5 日」が最も高く 59.8%、次いで「4 日」が 18.2%、「3 日」が 13.6%、「2 日」が 4.5%、「1 日」が 3.8%となっています。

利用者の4分の3が 1 週間に平均で4 日以上利用しています。



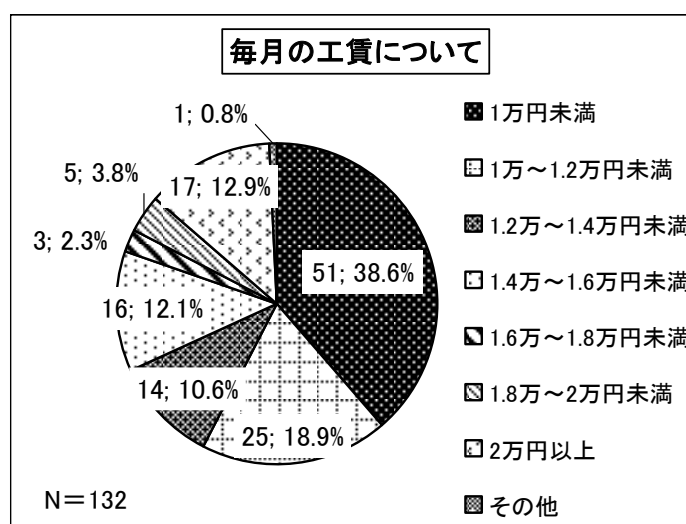
(13)工賃の種類

工賃の種類は、「時給」が 69.7%、次いで「日給」が 19.7%、「月給」が 10.6%となっています。



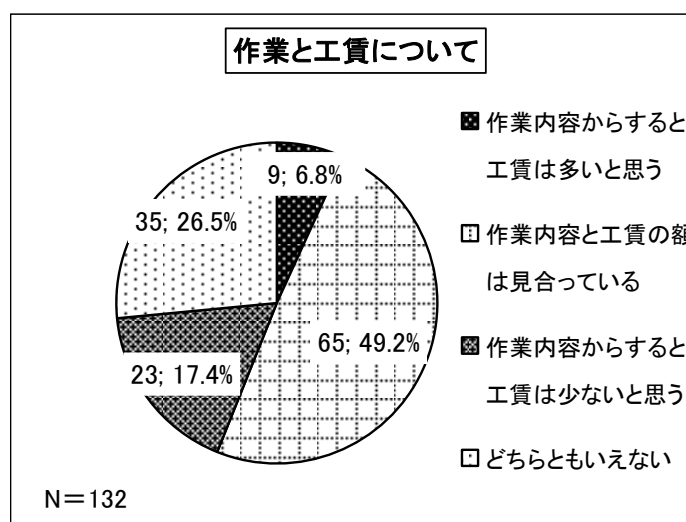
(14)毎月の工賃について

毎月の工賃は、「1万円未満」が最も高く 38.6%、次いで「1万～1.2万円未満」が 18.9%、「2万円以上」が 12.9%、「1.4万～1.6万円未満」が 12.1%、「1.2万～1.4万円未満」が 10.6%と続いています。



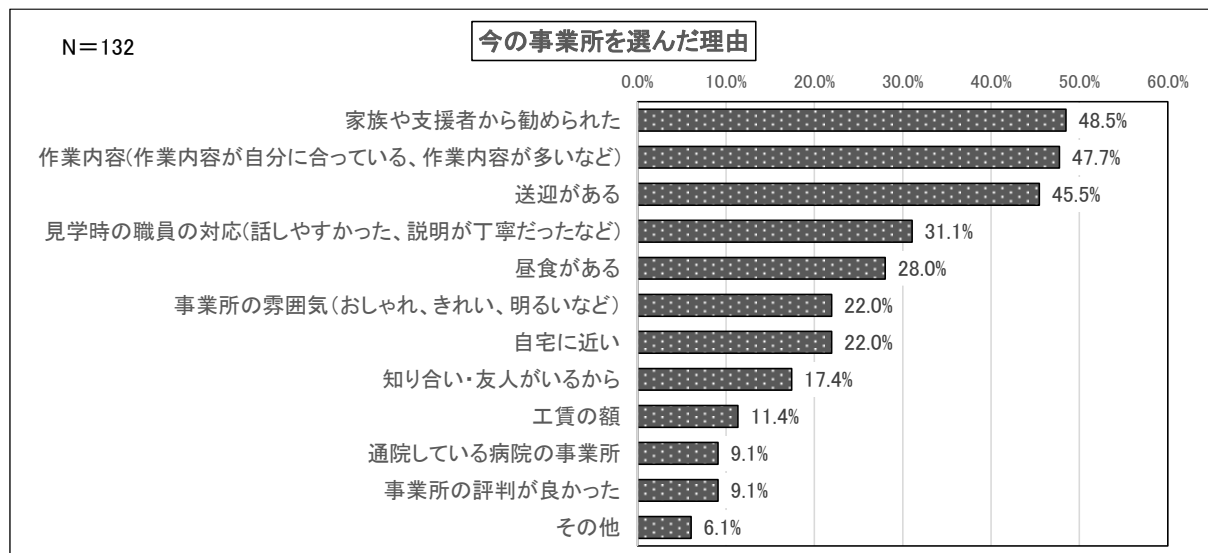
(15)作業と工賃について

作業と工賃について、「作業内容からすると工賃の額は見合っている」が最も多く 49.2%、次いで「どちらともいえない」が 26.5%、「作業内容からすると工賃は少ないと思う」が 17.4%、「作業内容からすると工賃は多いと思う」が 6.8%となっています。



(16)今の事業所を選んだ理由

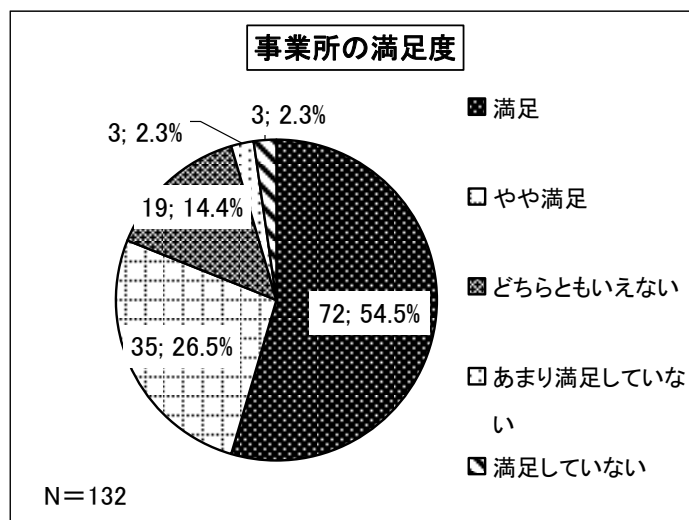
今の事業所を選んだ理由の第1位は、「家族や支援者から勧められた」で48.5%、第2位は「作業内容(作業内容が自分に合っている、作業内容が多いなど)」が47.7%、第3位は「送迎がある」が45.5%、第4位は「見学時の職員の対応(話しやすかった、説明が丁寧だったなど)」が31.1%、第5位は「昼食がある」が28.0%となっています。



(17-1)事業所の満足度

事業所の満足度は、「満足」が最も高く54.5%、次いで「やや満足」が26.5%、「どちらともいえない」が14.4%、「あまり満足していない」及び「満足していない」が2.3%となっています。

回答者の81.0%が「満足」または「やや満足」と回答しています。

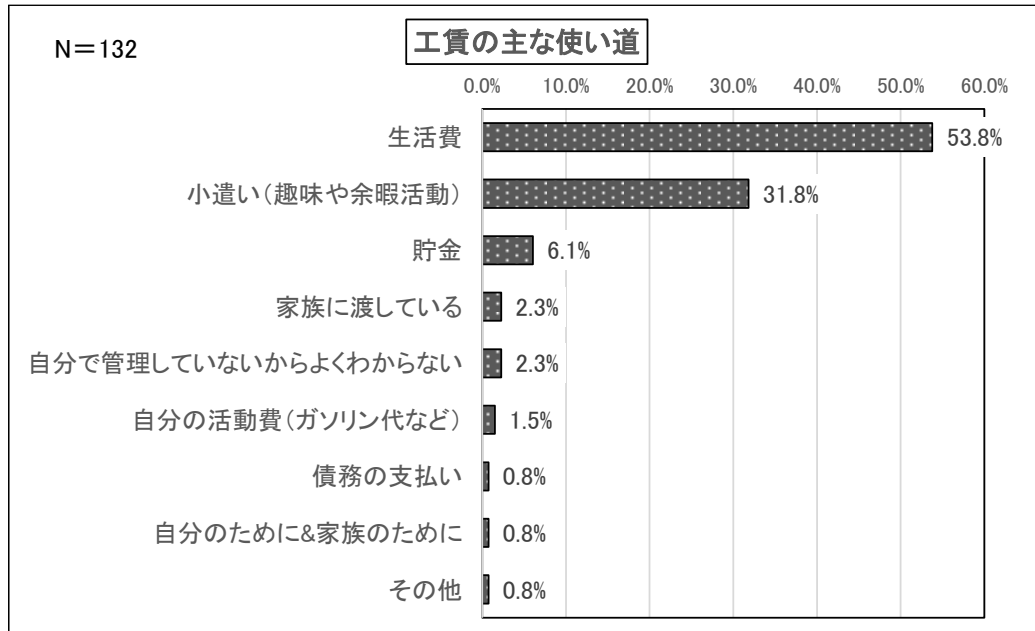


(17-2)「満足」「やや満足」の理由について主なもの(複数回答)

- 作業内容(作業内容が自分に合っている、作業内容が多い…など)…62.1%
- 職員の対応(話しやすい、指示や説明が丁寧など)…47.7%
- 送迎の有無……………43.2%
- 他の利用者との関係(仲が良い、話しやすいなど)…40.9%
- 昼食の有無……………37.1%
- 事業所の雰囲気(おしゃれ、きれい、明るいなど)…31.8%
- 工賃の額(工賃が高い、工賃が安い…など)………27.3%

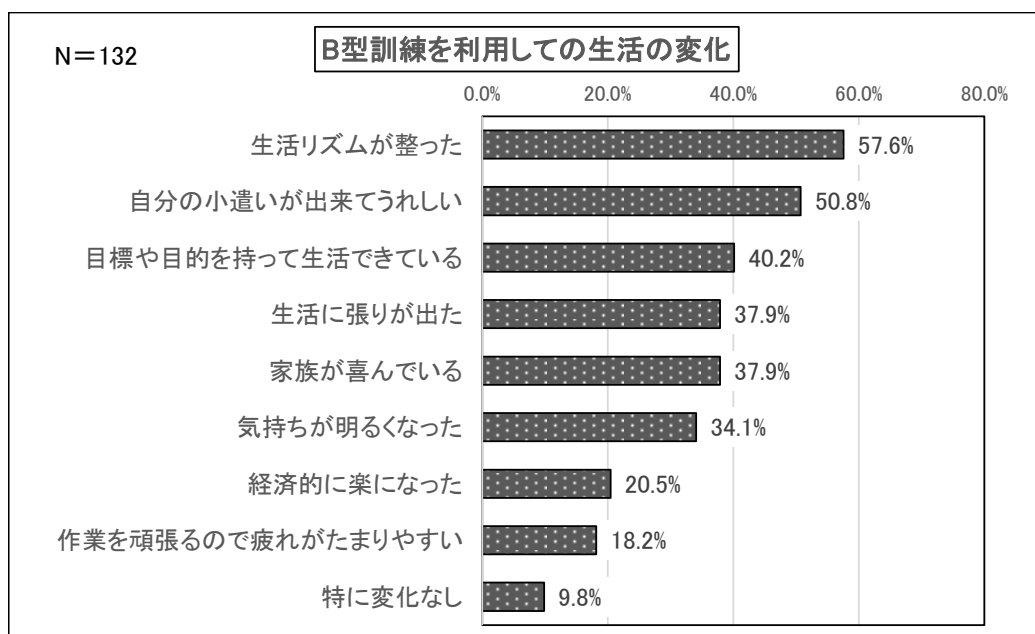
(18)工賃の主な使い道

工賃の主な使い道としては、「生活費」が最も高く 53.8%、次いで「小遣い(趣味や余暇活動)」の 31.8%、「貯金」の 6.1%、「家族に渡している」及び「自分で管理していないからよくわからない」の 2.3%となっています。



(19)B 型訓練を利用しての生活の変化

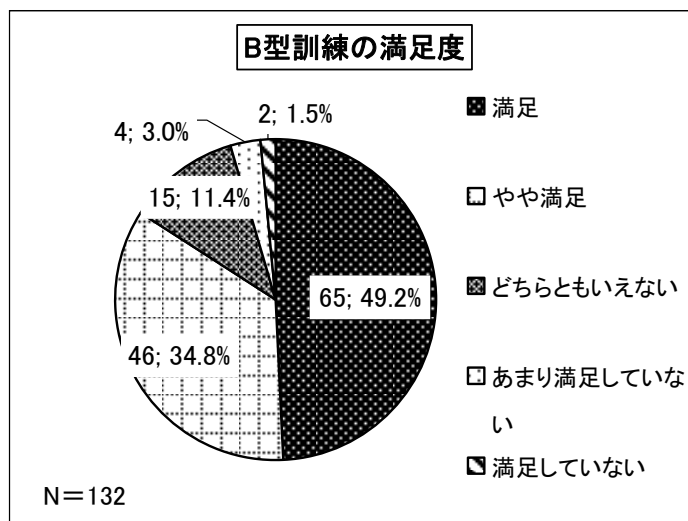
B 型訓練を利用しての生活の変化の第 1 位は、「生活リズムが整った」で 57.6%、第 2 位は「自分の小遣いが出来てうれしい」で 50.8%、第 3 位は「目標や目的を持って生活できている」で 40.2%、第 4 位は「生活に張りが出た」及び「家族が喜んでいる」で 37.9%となっています。



(20)B 型訓練の満足度

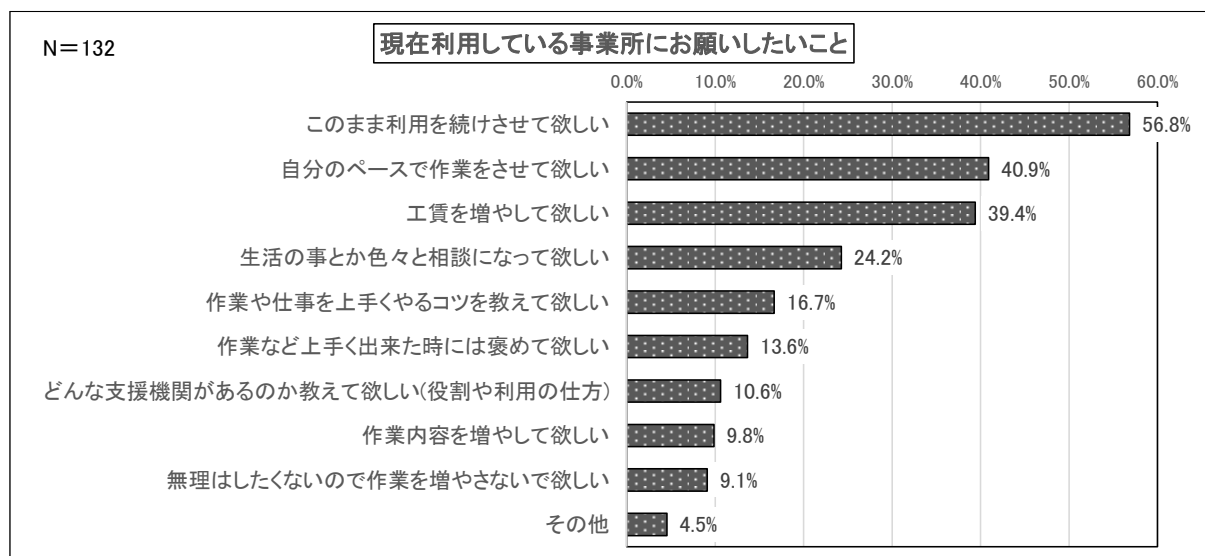
B 型訓練の満足は、「満足」が最も高く 49.2 %、次いで「やや満足」が 34.8 %、「どちらともいえない」が 11.4 %、「あまり満足していない」が 3.0%、「満足していない」が 1.5%となっています。

回答者の 84.0%が「満足」または「やや満足」と回答しています。



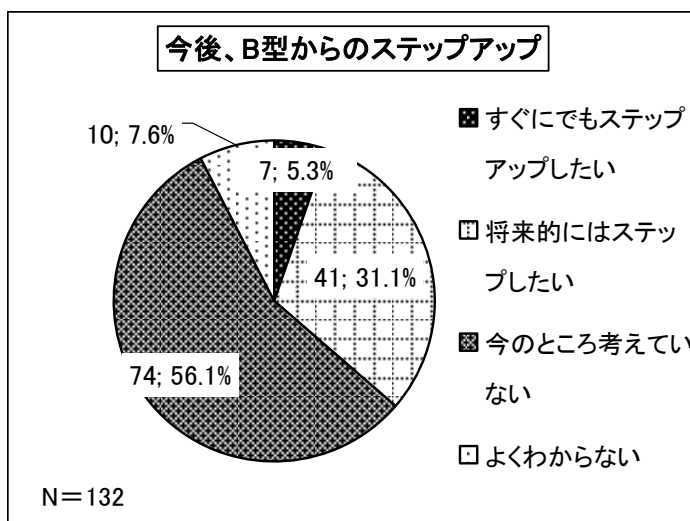
(21)現在利用している事業所をお願いしたいこと

現在利用している事業所をお願いしたいことの第 1 位は、「このまま利用を続けさせて欲しい」で 56.8%、第 2 位は「自分のペースで作業をさせて欲しい」で 40.9%、第 3 位は「工賃を増やして欲しい」で 39.4%、第 4 位は「生活の事とか色々と相談になって欲しい」で 24.2%、第 5 位は「作業や仕事を上手くやるコツを教えて欲しい」で 16.7%となっています。



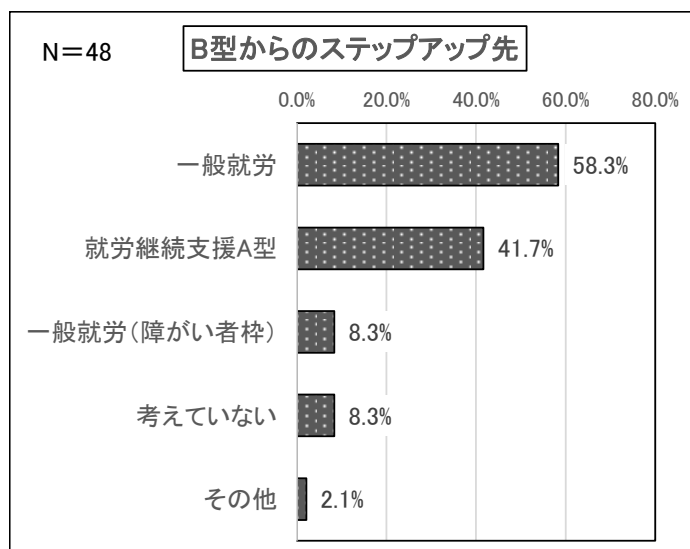
(22) 今後、B 型からのステップアップについて

今後の、B 型からのステップアップについて、「今のところ考えていない」が最も高く 56.1%、次いで「将来的にはステップアップしたい」が 31.1%、「よくわからない」が 7.6%、「すぐにでもステップアップしたい」が 5.3%となっています。



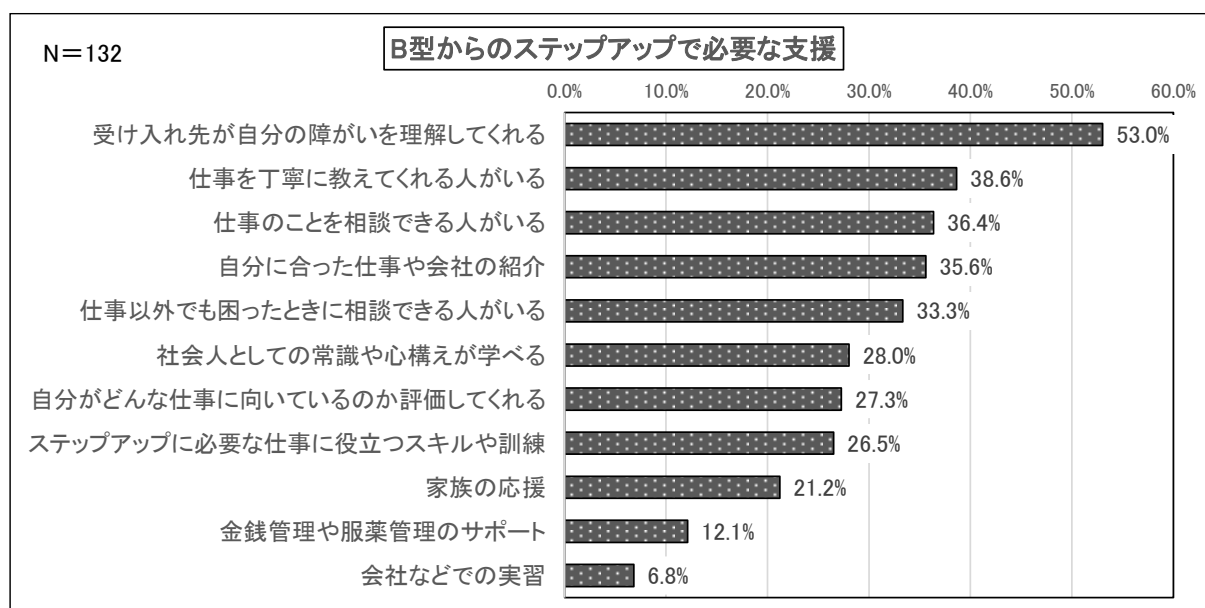
(23) ステップアップ先

B 型からのステップアップ先の第 1 位は、「一般就労」で 58.3%、第2位は「就労継続支援A型」で 41.7%、第 3 位は「一般就労(障がい者枠)」および「考えていない」で 8.3%、「その他」で 2.1%となっています。



(24)ステップアップに必要な支援

B 型からのステップアップに必要な支援の第 1 位は、「受け入れ先が自分の障がいを理解してくれる」で 53.0%、第 2 位は「仕事を丁寧に教えてくれる人がいる」で 38.6%、第 3 位は「仕事のことを相談できる人がいる」が 36.4%、第 4 位は「自分に合った仕事や会社の紹介」で 35.6%、第 5 位は「仕事以外でも困ったときに相談できる人がいる」で 33.3%となっています。



(25)自由意見

- 自分に合った仕事ができたいです。
- 生活保護をあげてほしい。工賃も。
- 年齢的なものもあるので、ステップアップ等は特に考えておらず、現状維持で行きたいです。
- 自分なりに仕事をする。そして家族を幸せにする。
- パンのメニューを増やしてほしい、変わったパンをつくってみたい。
- 他のメンバーの整容面が気になる。注意してほしい。
- 頑張れるだけ頑張ります。
- 個々の障がいを理解し、職員間の情報共有をお願いしたいです。
- 私は一人で外出できないので事業所の送迎はありがたいが、朝の迎えが遅く、帰りは早いので、送迎に立ち会う親が大変だと話している。訓練時間が短いので、帰宅後は毎日ヒマなので、ネットばかりしている。

②医療的ケア児ご家族へのアンケート 調査結果

【対象者】医療的ケアが必要な沖縄市在住の18歳未満の子どもを養護されているご家族

【実施期間】令和5年9月17日～10月31日

【配布回収状況】配布数47件、回答数23件(回収率48.9%)

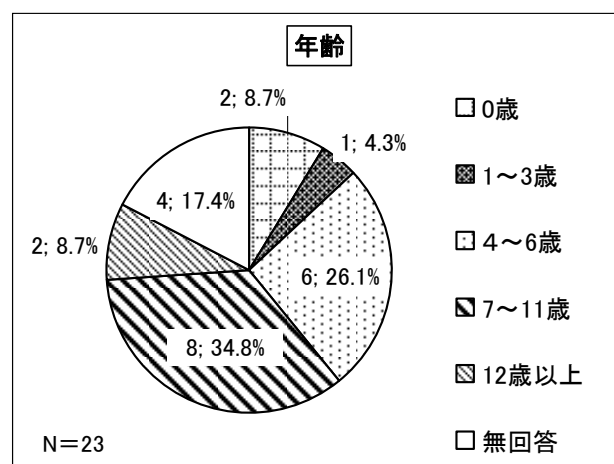
【実施方法】Googleフォームによる回収。

【調査目的】

障がい者施策を検討していく上での基礎資料とするほか、支援体制の整備にむけた取組の参考とすることを目的に、医療的ケア児とご家族に対し、実態調査を実施。

(1)医療的ケア児の年齢

医療的ケアが必要な方の年齢は、「7～11歳」が最も多く34.8%、次いで「4～6歳」が26.1%、「0歳未満」と「12歳以上」が8.7%、「1～3歳」が4.3%となっています。

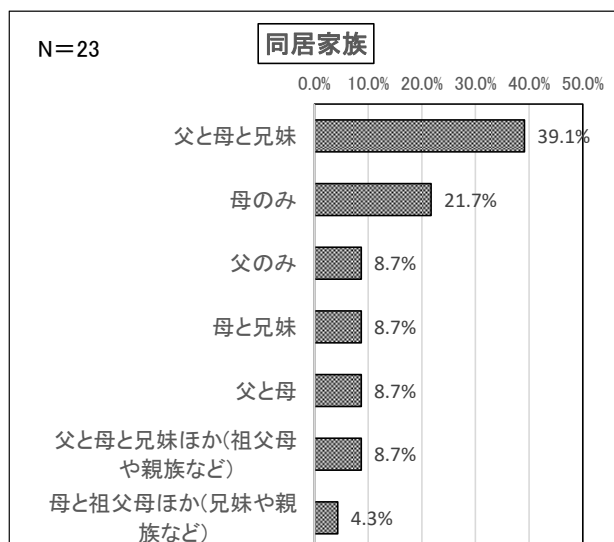


(2)アンケートの回答者

アンケートの回答者は、「親」が100%となっています。

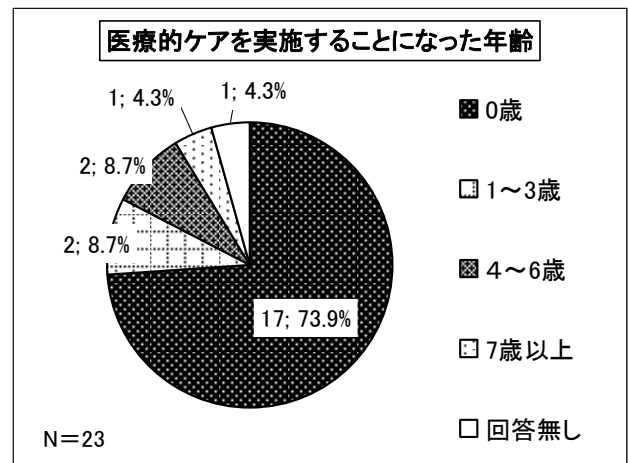
(3)同居家族

同居家族は「父と母と兄妹」が最も多く39.1%、次いで「母のみ」が21.7%、「父のみ」、「母と兄妹」、「父と母」、「父と母と兄妹ほか(祖父母や親族など)」が8.7%、「母と祖父母ほか(兄弟や親族など)」が4.3%となっています。



(4)医療的ケアを実施することになった年齢

医療的ケアが実施することになった年齢は、「0 歳」が最も多く 73.9%、次いで「1～3 歳」と「4～6 歳」が 8.7%、「7 歳以上」が 4.3%となっています。



(5)医療的ケアが必要となった基礎疾患

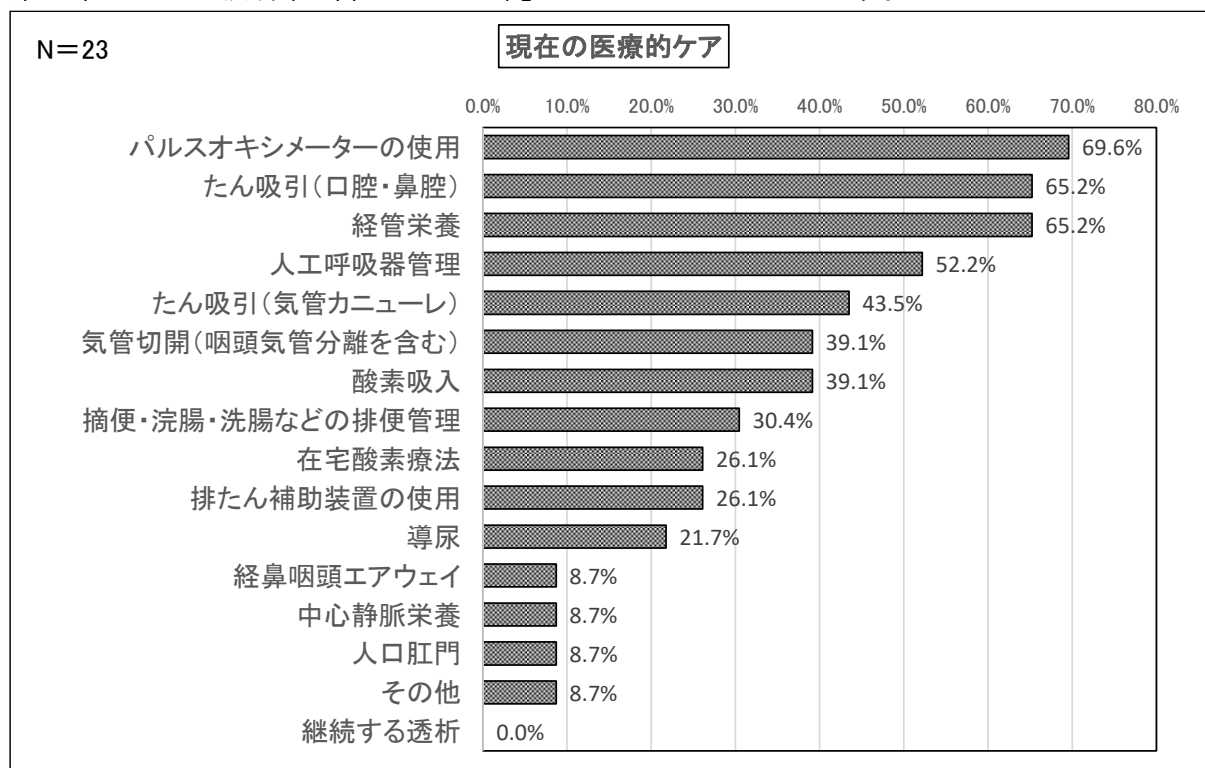
医療的ケアが必要となった基礎疾患は、次のように多様となっています。

基礎疾患

脳動静脈奇形
小児慢性肺疾患
不随運動
二分脊椎症、水頭症
脊髄髄膜瘤
脳性麻痺
18トリソミー、心疾患
18トリソミー、全前脳胞症
超低体重出生児、脳性麻痺
超低出生体重児、west症候群
中すい性気管症候、後天性下垂体機能低下症
低酸素性虚血性脳症
福山型筋ジストロフィー
原因不明のショック状態により脳症
主に呼吸器系、消化器系、他多数
心臓疾患
総排泄腔遺残
先天性横隔膜ヘルニア
先天性声門下狭窄 器官軟化症
1型糖尿病

(6-1) 医療的ケアについて

現在の医療的ケアの第1位は、「パルスオキシメーターの使用」で69.6%、第2位は「たん吸引(口腔・鼻腔)」と「経管栄養」で65.2%、第4位は「人工呼吸器管理」で52.2%、第5位は「たん吸引(気管カニューレ)」で43.5%となっています。



(6-2) 医療的ケアの中で一番負担があるケアと理由

医療的ケアで一番負担があるケアとして多くあげられるのは「たん、気管、鼻・口腔の吸引」で、理由は、「回数が多」「夜中の吸引が大変」「本人の苦しむ顔を見るため、身体的・精神的に負担」などが挙げられています。次いで多いのが「酸素管理」で、理由は「痙攣発作等。1日に何度も突然の酸素低下や痙攣が多く、気が抜けない毎日」などとなっています。

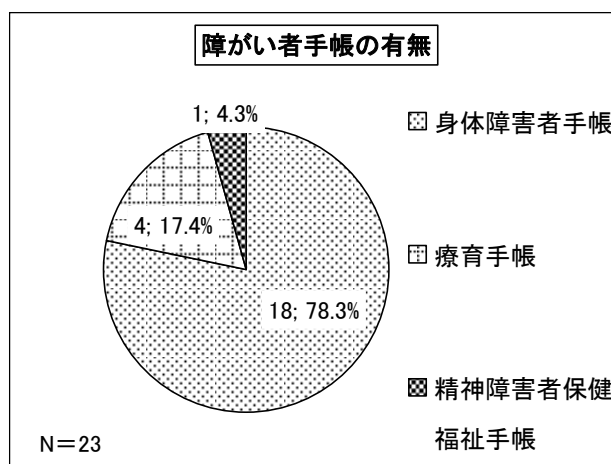
- たん吸引、たん吸引回数が夜中多い時もある。
- 吸引、回数が多・不調の時は100回ほど吸引のため、本人も寝れず落ち着かない。
- 体重が重たくなって便座へ座らせたり下ろしたりが大変。
- 浣腸。
- 経管栄養チューブを挿入すること。痛そうだし、入れるのが難しい。
- たん吸引…昼夜問わず痰が多いと落ち着くまで数時間かかることもある。
- 吸引、酸素。
- 胃瘻は、事故抜去、自己抜去の心配がある。外出先でカラーシリンジや接続チューブを洗う場所が無いことが多く、食事時に困る。
- たん吸入時が体調不良時に夜中になると重労働になる。
- 気管、鼻・口腔の吸引。吸引が頻回で、就寝時も1～2時間の間に一度は必ず吸引が

必要。24時間問わず。

- たん吸引、回数がかなり多く。本人の苦しむ顔も見ると、身体的、精神的に負担。
- 酸素管理・痙攣発作等。1日に何度も突然の酸素低下や痙攣が多く気が抜けない毎日。
- 乳児のため頻繁にストマケア。
- 常時酸素が必要な為、酸素の残量(ボンベを使用する場合)やカニューレが外れてないかを気にしないといけない。
- たん吸引、夜中の吸引が大変、特に体調不良時。夜中の呼吸器外れ。
- インスリン注射(真夜中の時間帯も含め1日で6回くらい注射、真夜中に起きて処置)。
- 経管栄養のチューブ交換、抜けた時。
- 人工呼吸器。

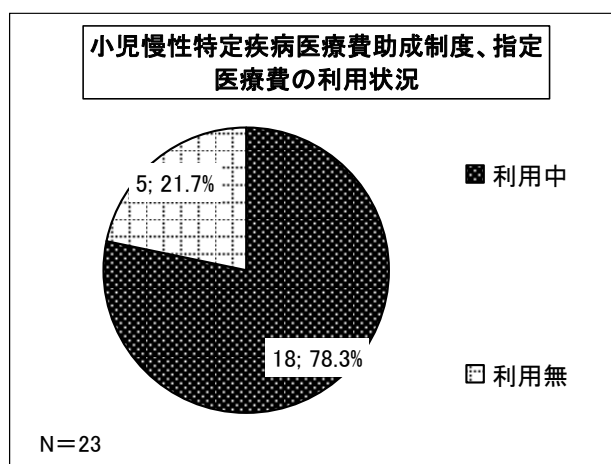
(7)障がい者手帳の種類

障がい者手帳に種類について、最も多いのは「身体障害者手帳」で 78.3%、「療育手帳」が 17.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が 4.3%となっています。



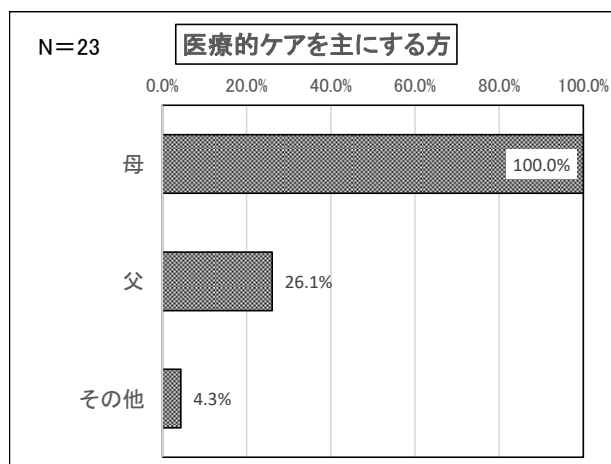
(8)小児慢性特定疾病医療費助成制度、指定特定医療の利用

小児慢性特定疾病医療費助成制度、または指定特定医療(指定難病)費の利用について、「利用中」が 78.3%となっています。



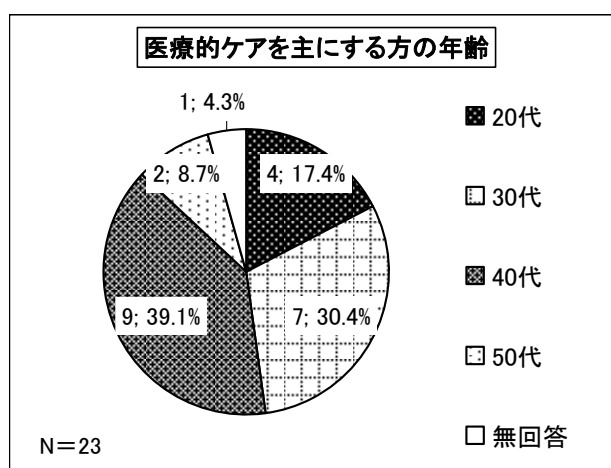
(9)主に医療的ケアをされている方(複数回答)

主に医療的ケアをされている方は、「母」という回答が100%、「父」が26.1%、「その他」が4.3%となっています。



(10)医療的ケアを行う方の年齢

医療的ケアを行う方の年齢では、「40代」が最も多く39.1%、次いで「30代」が30.4%、「20代」が17.4%、「50代」が8.7%、「無回答」が4.3%となっています。

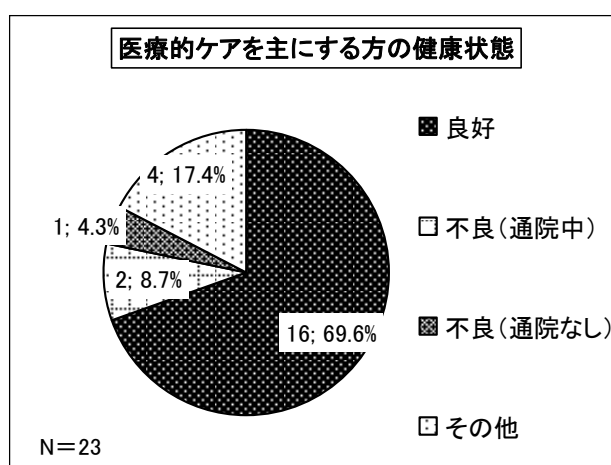


(11)主に医療的ケアをする方の健康状態

主に医療的ケアをする方の健康状態は、「良好」が最も多く69.6%、「その他」が17.4%、「不良(通院中)」が8.7%、「不良(通院なし)」が4.3%となっています。

【その他記述】

- ・疲労回復しない、気づかれ
- ・良好とは言えず健康診断に6年行っていない
- ・年齢的な体力の心配
- ・やや良い
- ・0歳児の育児中

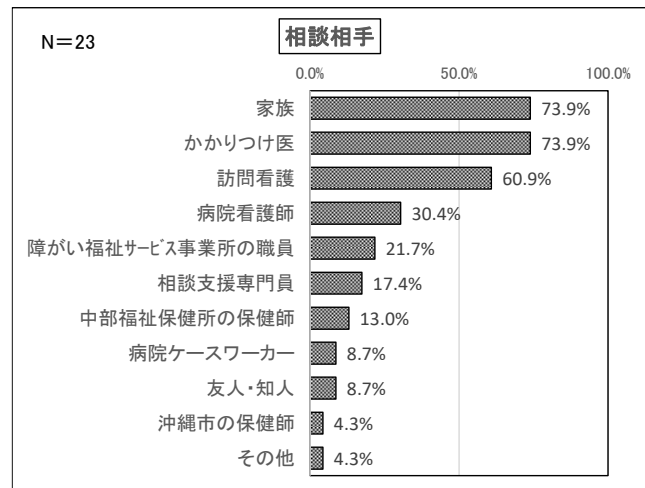


(12)相談相手

相談相手の第1位は、「家族」と「かかりつけ医」で73.9%、第3位は「訪問看護」で60.9%、第4位は「病院看護師」で30.4%、第5位は「障がい福祉サービス事業所の職員」で21.7%となっています。

【その他記述】

・元夫の両親



(13)相談機能があるといい場所

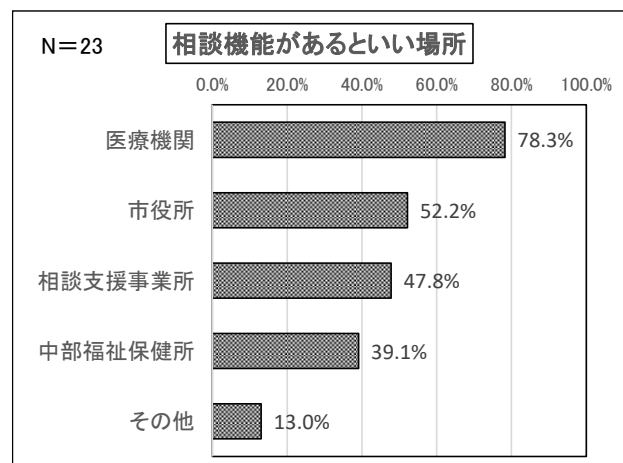
どのような場所に相談機能があるといいかについて、第1位は「医療機関」で78.3%、第2位は「市役所」で52.2%、第3位は「相談支援事業所」で47.8%、第4位は「中部福祉保健所」で39.1%、第5位は「その他」で13.0%となっています。

【その他記述】

・訪問看護

・訪問看護や福祉サービス事業所など本人に関わる人

・学校

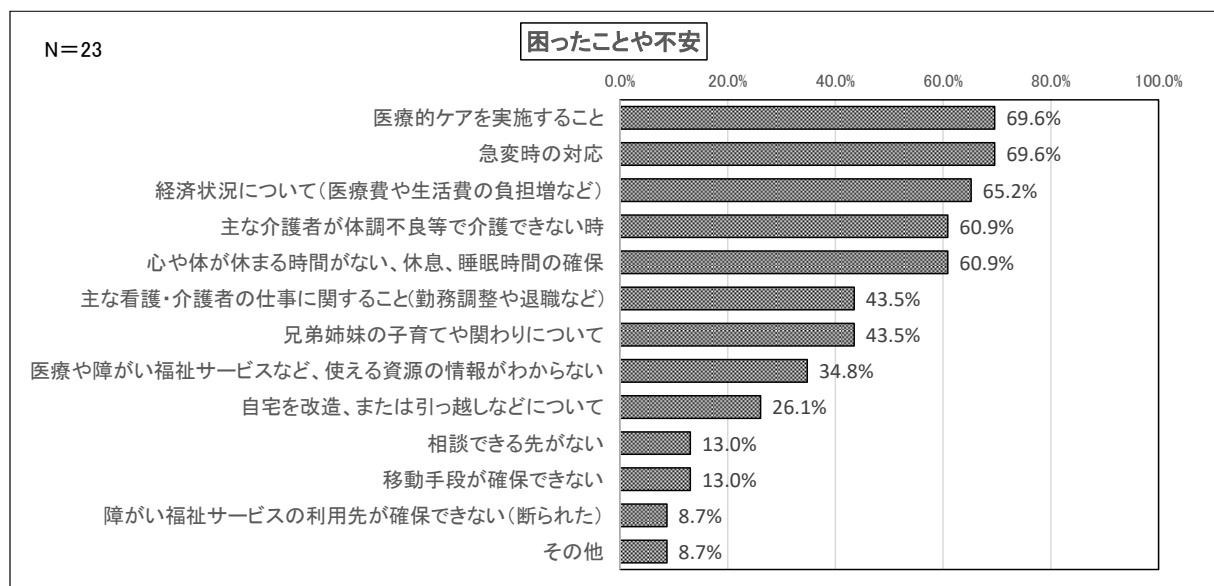


(14)在宅の医療的ケアで困ったこと等

在宅で医療的ケアを実施することになったときに困ったことや不安に感じたことの第1位は「医療的ケアを実施すること」と「急変時の対応」で69.6%、第3位は「経済状況について(医療費や生活費の負担増など)」で65.2%、第4位は「主な介護者が体調不良等で介護できない時」と「心や体が休まる時間がない、休息、睡眠時間の確保」で60.9%となっています。

【その他記述】

- ・休息、睡眠時間の確保、不治の病であるが難病指定されておらず、20歳以降生涯にわたる医療費の自己負担

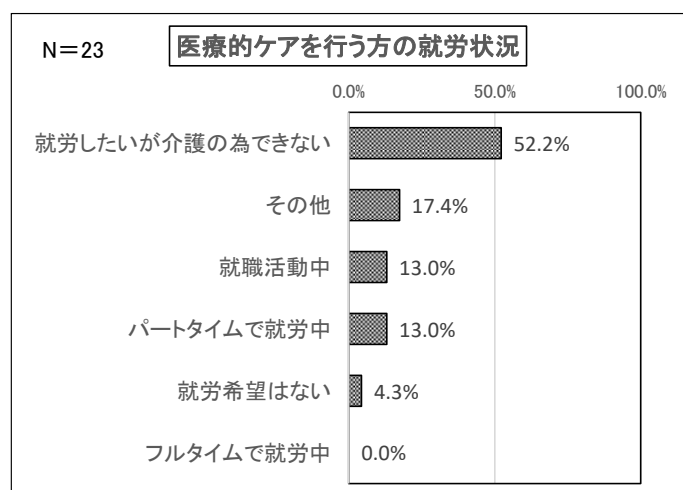


(15)就労状況

主に医療的ケアを行う方の就労状況は、「就労したいが介護の為できない」が最も多く52.2%、次いで「その他」が17.4%、「就職活動中」と「パートタイムで就労中」が13.0%、「就職希望はない」が4.3%となっています。

【その他記述】

- ・高校で週2時間だけ非常勤講師
- ・保育園に入る時に戻る予定
- ・育児休業中

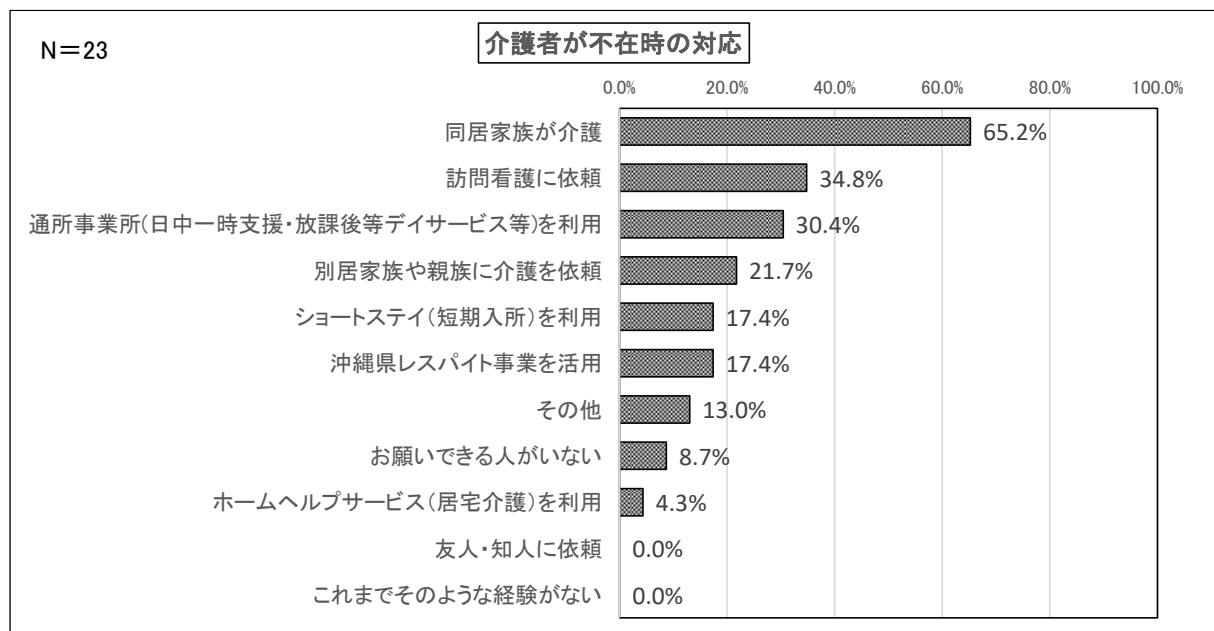


(16)主な介護者が不在となる時の対応

主な介護者が不在となる時(外出、きょうだいの行事等)、休息、休養を取りたい時の対応の第1位は、「同居家族が介護」で65.2%、第2位は「訪問看護に依頼」で34.8%、第3位は「通所事業所(日中一時支援・放課後等デイサービス等)を利用」で30.4%、第4位は「別居家族や親族に介護を依頼」で21.7%、第5位は「ショートステイ(短期入所)を利用」と「沖縄県レスパイト事業を活用」で17.4%となっています。

【その他記述】

- ・祖母
- ・前の夫の両親
- ・同居家族が職場を休んで介護



(17)現在ある制度やサービス等に対して感じていること等

- ショートステイ受け入れ先が少ない、訪問入浴の回数を増やして欲しい(私たちは毎日入るのに、何故?)、オムツ補助に該当しない(必要なのに中途障害で該当しないのはおかしい)、災害時の避難先(電源が必須)。
- 日中一時やショートステイ・レスパイト等、使いたくても手がかかると預かれないと断られたり、レスパイト事業が一番使いやすいが時間が足りなさすぎる。(年に2.3回長時間使用するだけで限度いっぱいになる)
- 呼吸器を使ってる子の災害時の予備バッテリーが欲しい。この機械はできないとか色々あって困る。
- 物価高騰で本当に生活に困っている。
- おむつは今の予算では全く足りない。
- 業者からではなくドラッグストアとかでも購入できるようにチケット制とかにしてほしい。
- 県でのバッテリー貸与事業はあるが治療で呼吸器変更でも2回目の申請扱いになる

ため 2 台目以降の予備バッテリーを借りることができない。

- 自分でバッテリーを準備したいがあまりにも高いので購入することができない。
- フルタイムで働けるような、学校の受け入れ時間やデイサービスの延長の時間調整が出来るようなサービスがあれば、助かります。
- 経済的支援がもっとほしい。常勤だったが子供の医療ケアを機に、常勤で働き続けることが難しくなり、パートになったが、それで世帯全体の収入が下がった。もともと裕福じゃないので、夫婦共働きしないと、とても厳しい。
- ショートステイ事業所を作って欲しい。週一回でショートステイがあって欲しい。
- 介護者は無理をしがちです。本当に体調を崩すまで頼らない事が多いので、ショートステイがもっと気軽に利用でき、充実してくるといいなと思います。
- 今回大きな台風を経験し、停電中の電源確保に苦戦しました。近場の公共施設(例えば公民館など)でバッテリーの充電や役所でバッテリーの貸し出し等ができれば、とても助かります。
- 兄弟児の送迎の時などに使えるサービスがあれば助かる。例えば、ヘルパーさんも一緒に車に乗って行くなど。訪問看護だけでは限界がある。
- 訪問看護さん等の、高齢化による退職者が増えそうで、今後が心配です。
- ショートステイ先が少ない。
- 訪問看護の方に傷の経過や、ストマ状況を観てもらえて凄く助かっている。
- どのような制度やサービスがあるのか、自分で調べたり聞かないと情報がない。市からの提供、発信が全然ない。聞きに行っても対応が不十分に感じた。
- 医療的ケアがあっても親の付き添いなしに学校に通えるようになってほしい。医療手技を学校看護師に引き継ぐために、約 3 ヶ月も学校に毎日常駐する必要がある。しかも毎年。さらに宿泊を伴う学校行事や校外で実施される行事には親の付き添いがなければ参加ができない。医療的ケア児が学校教育を受けるためには親の時間を犠牲にする必要があり、仕事どころではない。学校看護師ももっと増やして、ケア児が親の負担なしに学校教育を十分に受けられるようにしてほしい。
- 幼稚園に看護師を配置して頂き、生活の助けとなっている。
- ショートステイを利用したいが、待遇に納得の行く預け先がない。
- 改善が必要な点について
 - ・幼稚園に通う医療的ケア児の預かり保育の受け入れについて、基本的方針を見直して欲しい。
 - ・市として、『医療的ケア児は、基本的に幼稚園における預かり保育を受け入れていない』、医療的ケア児の保護者は、入園前に、その方針(幼稚園教育時間帯のみ記載された定型のもの)に沿った医療的ケア児に関する誓約書を徴される。
 - ・医療的ケア児の預かり保育の可否を個々に判断できる組織体(医者など有識者を含むもの)が存在せず、故に個別の判断が困難であり『公平性』でしか判断せざるを得ない。
 - ・看護師の雇用契約関係(勤務時間など)について、幼稚園教育から預かり保育に至る

時間全てにおいて一人の看護師を勤務させることはできない。実際の求人募集等の情報などを参考にすると、預かり保育開始後の2時間程度は在園しているが、当該時間に合わせた利用の可否についても前に述べた公平性の観点から、利用は不可。医療的ケア児は、個々に病態、生活状況、必要な医療的ケア、医療従事者以外が執れる支援(医療行為以外のもの)などが違うが『公平性を保つ必要がある』『基本的に受入れていない』などの理由により、預かり保育の一部の時間帯において看護師の体制が確保されているが、利用はできない。

- ・先の誓約書の存在から、医療的ケア児は、基本的に預かり保育から除外されており、基本方針の見直しや体制確保への阻害要因になることが危惧される。必要な看護師の雇用調整ができ、体制の確保が図られた場合においては、当該看護師の勤務時間帯において、預かり保育の利用を可能にするなど、条件を付すなどし、最初から医療的ケア児を預かり保育から除外する内容の誓約書は、医療的ケア児支援法が施行されている現在において、見直しの必要性を感じる。

(18)未就学児の通園状況

未就学児の通園状況は、保育園で「週 5 日」と回答しています。幼稚園では、「週 1 日」、「週 3 日」、「週 5 日」がそれぞれ1件となっています。

保育園		幼稚園	
週5日	3	週1日	1
		週3日	1
		週5日	1

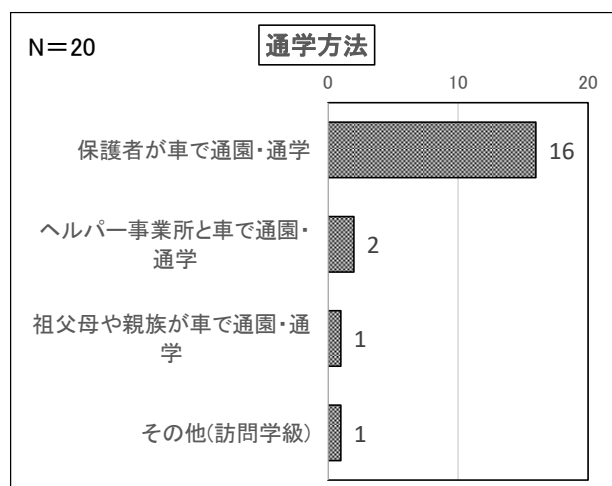
(19)就学児の通学状況

就学時の通学状況は、小学校では「週 4 日」と回答しています。特別支援学校では「週 2 日」、「週4日」、「週 5 日」がそれぞれ1件となっています。訪問教育(家庭)としては、「週 1 日」が1件、「週 2 日」が2件、「週3日」が3件となっています。

小学校		特別支援学校		訪問教育(家庭)	
週4日	4	週2日	1	週1日	1
		週4日	1	週2日	2
		週5日	1	週3日	3

(20)通園・通学方法

通園・通学方法は、「保護者が車で通園・通学」で 16 件、「ヘルパー事業所と車で通園・通学」が2件、「祖父母や親族が車で通園・通学」と「その他(訪問学級)」が1件となっています。

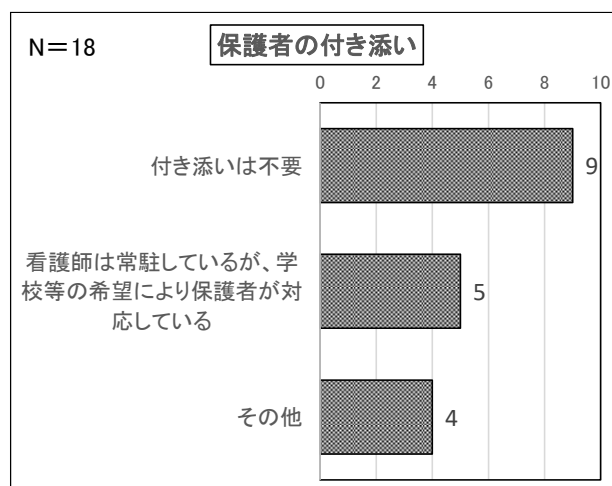


(21)通園・通学先での付き添い

通園・通学先で過ごす際に保護者の付き添いが必要かについて、「付き添いは不要」が最も多く9件、次いで「看護師は常駐しているが、学校等の希望により保護者が対応している」が5件、「その他」が4件となっています。

【その他記述】

- ・新学年に上がると、付き添いが必要になります。
- ・新年度になると毎年保護者の付き添いが約1ヶ月かそれ以上必要な時期がある。
- ・現在訪問教育ですが、月に数回はスクーリングしています。その際は保護者付き添いで。
- ・看護師がいるが、看護師対応不可の場合、医療的ケアが必要な時に保護者が対応。



(22)どこにも通園通学していない理由

- いける状態じゃない。

(23)通園・通学に関する意見

- 何故看護師がいるのに親は付き添いなのか。国家資格を持つ意味とは？本人の症状によって付き添い緩和や付き添いの有無が変わるのも納得できない。
- 呼吸器＝支援学校しかない。呼吸器＝訪問しかない。訪問が家庭しか選べないのはとてもストレス。学校側は気にするなというけど吸引があるため近くにいないといけない。デイなどで受けられると親も休息や家事、仕事が続いてできる。
- 介護士を常駐させたらどうか。教員がおむつ替えをするが、本当にそれで良いのか。

教員の本来の職能はもっと別の事で発揮されるべきではないか。

- 家族の付き添いなしで看護師、介護士での対応を希望。
- 医療的ケアのある子どもがいる親は未就学児の間は看護師さんのいる児童発達支援施設で日中見てもらえる為、パートタイム等就労は可能ですが、小学校に入学した途端に毎年数ヶ月の保護者待機が課せられ、その間の収入確保に苦戦します。学校での保護者待機は学校の安全管理上どうしても必要な事とは思いますが、保護者の待機期間中の助成金等補助があればいいなと思います。
- 学校に通学したいのに、気管切開や人口呼吸器を使っていると学校に付き添いをお願いされる。付き添いをすると、家の事も休むことも仕事をすることもできない。それなのに義務教育だからと言われる。未就学児までは通所へ朝から夕方まで行けて親も仕事したり、家事したりできたのに就学すると何も出来なくなるのはおかしいと思う。
- もう少し長い時間預かって頂ければ仕事が探しやすいです。
- 地域の子どもたちとの関わりを持ち、刺激をもらうことができる環境であることを最優先しました。

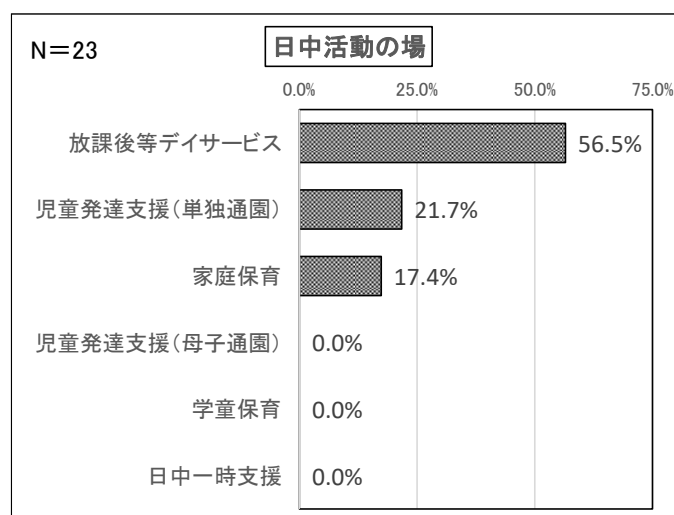
(24)定期的に通っている日中活動

定期的に通っている日中活動の場は、「放課後等デイサービス」が最も多く56.5%、次いで「児童発達支援(単独通園)」で21.7%、「家庭保育」で17.4%となっています。

児童発達支援(単独通園)の利用日数は、週5日が40.0%、「週2日」「週3日」「週4日」が20.0%となっています。

放課後等デイサービスの利用日数は、「週4日」が最も多く38.5%、次いで「週3日」が23.1%、「週2日」と「週5日」が15.4%、「週1日」が7.7%となっています。

家庭保育の利用日数は、「週2日」が50.0%、「週3日」と「週7日」が25.0%となっています。



児童発達支援(単独通園)

	件数	割合
週2日	1	20.0%
週3日	1	20.0%
週4日	1	20.0%
週5日	2	40.0%
総計	5	

放課後等デイサービス

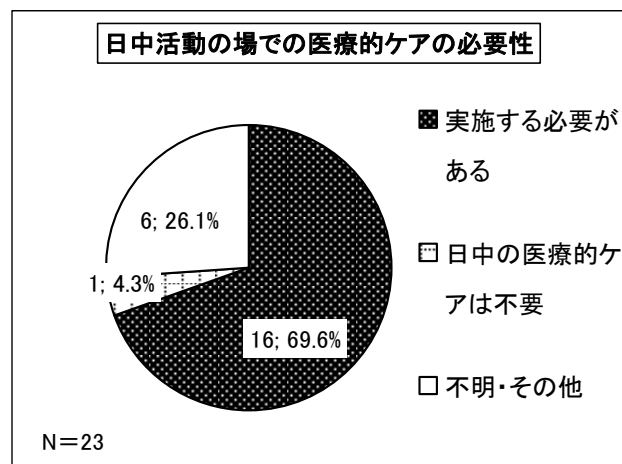
	件数	割合
週1日	1	7.7%
週2日	2	15.4%
週3日	3	23.1%
週4日	5	38.5%
週5日	2	15.4%
総計	13	

家庭保育

	件数	割合
週2日	2	50.0%
週3日	1	25.0%
週7日	1	25.0%
総計	4	

(25)日中活動の場での医療的ケア

通っている日中活動の場で医療的ケアを実施する必要があるかについて、「実施する必要がある」が最も多く 69.6%、「日中の医療的ケアは不要」が 4.3%となっています。



(26)日中活動を利用していない理由

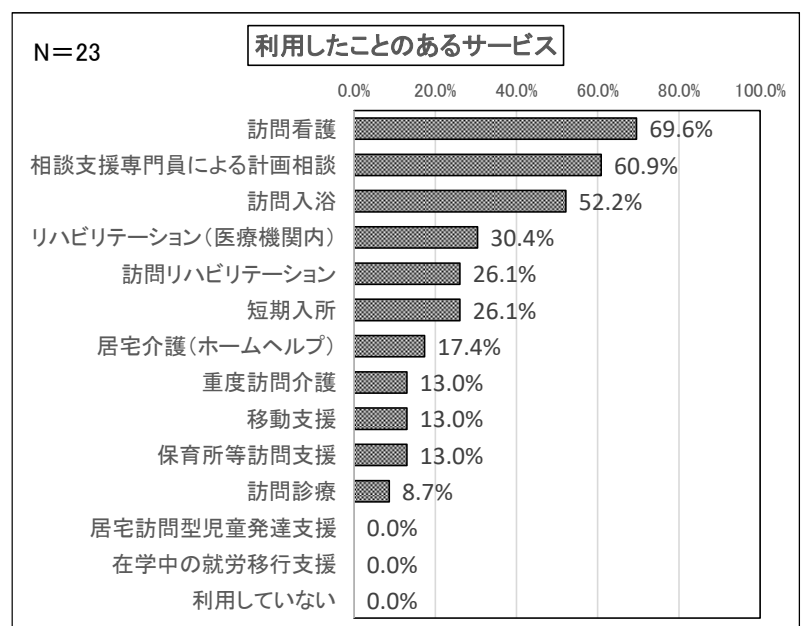
- 利用できるものがわからない

(27)日中活動の希望や感じていること

- デイは子供の成長のために親の都合に合わせられない、病児保育ではないと言われると親は本当に参る。
- 緊急時の病院受診に介護士、看護師の対応をお願いしたい。
- 現在利用中の内容で問題ない。
- 今でも大変満足していますが、もし可能であれば、デイ利用中に入浴サービスまでであるとさらにいいと思います。
- 送迎対応の範囲を広げてほしい。
- 幼稚園もデイサービスも、体調の面でなかなかいけない日が多い。小学校に上がったら、休んだ時に、看護師さんか日給がもらえないと聞き不安。

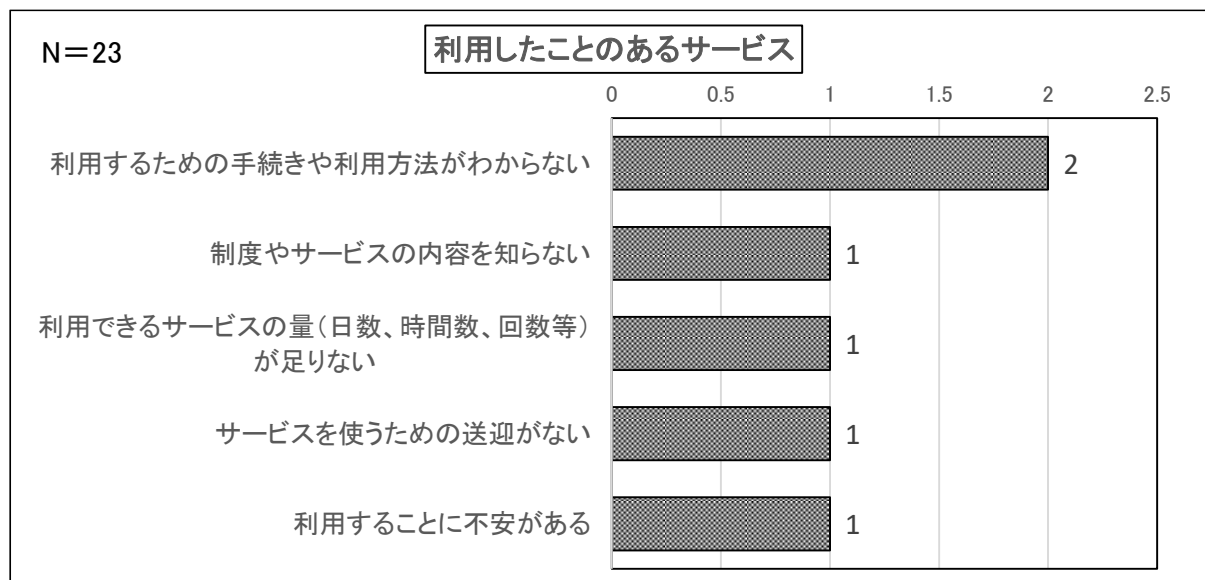
(28)利用したことのあるサービス

利用したことのあるサービスの第1位は「訪問看護」で 69.6%、第2位は「相談支援専門員による計画相談」で 60.9%、第3位は「訪問入浴」で 52.2%、第4位は「リハビリテーション(医療機関内)」で 30.4%、「訪問リハビリテーション」と「短期入所」で 26.1%となっています。



(29)現在サービスを利用していない理由

現在サービスを利用していない理由は、「利用するための手続きや利用方法がわからない」が 2 件、「制度やサービスの内容を知らない」、「利用できるサービスの量(日数、時間数、回数等)が足りない」、「サービスを使うための送迎がない」、「利用することに不安がある」がそれぞれ1件となっています。

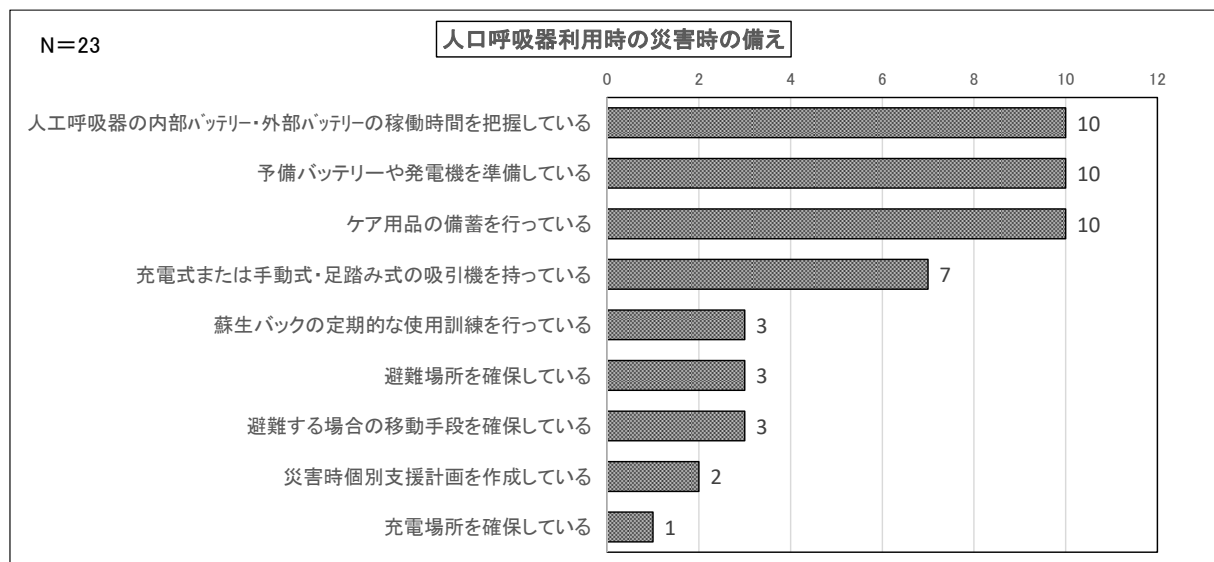


(30)サービスについて感じていること等

- ネットで福祉用具の補助額等を見れるようにして欲しい、役所のページは探しきれない、見にくい。
- 病院までの移動支援や出かける時の付きそいを看護師さんに同行してほしい。
- お手伝いをしてくださっているみなさんには本当に感謝しかありません。
- 訪問入浴を利用していますが。デイサービスで、入浴が出来るように。加算も導入して欲しいです。17 時半まで仕事したら、入浴に間に合わず。キャンセルすることが多くて困ります。
- ショートステイ病棟施設を作って欲しい。週一回利用できるように。
- 現状に概ね満足しています。
- 今でも凄く助かっている。
- 学校通学に移動支援サービスが使えるようになってほしい。
- 現在大変恵まれた環境で過ごすことができていると感じます。

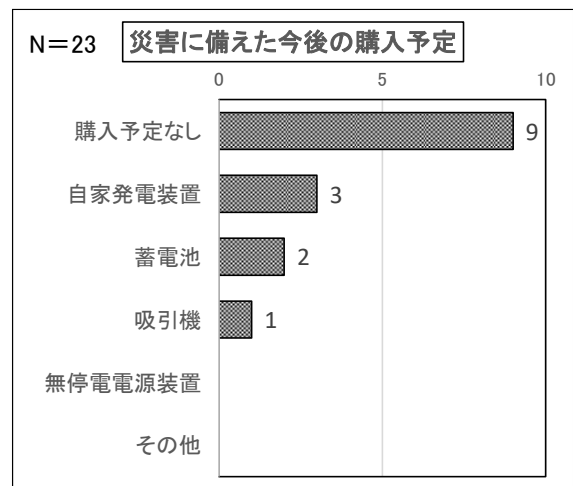
(31)人工呼吸器を在宅で利用している方の災害時の備え

人工呼吸器を在宅で利用している方の災害時の備えの第1位は「人工呼吸器の内部バッテリー・外部バッテリーの稼働時間を把握している」、「予備バッテリーや発電機を準備している」、「ケア用品の備蓄を行っている」でそれぞれ10件、第4位は「充電式または手動式・足踏み式の吸引機を持っている」の7件となっています。



(32)災害時に必要な備品の購入予定

災害時に必要な備品の購入予定としては、「購入予定なし」が最も多く9件、「自家発電装置」が3件、「蓄電池」が2件、「吸引機」が1件となっています。

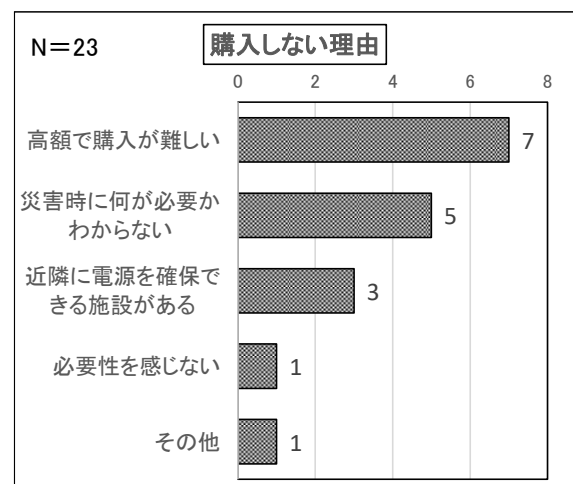


(33)災害時備品を購入していない理由

災害時備品を購入していない理由は、「高額で購入が難しい」が最も多く7件、「災害時に何が必要かわからない」で5件、「近隣に電源を確保できる施設がある」で3件、「必要性を感じない」と「その他」で1件となっています。

【その他記述】

・別世帯の家族のお家に行った。

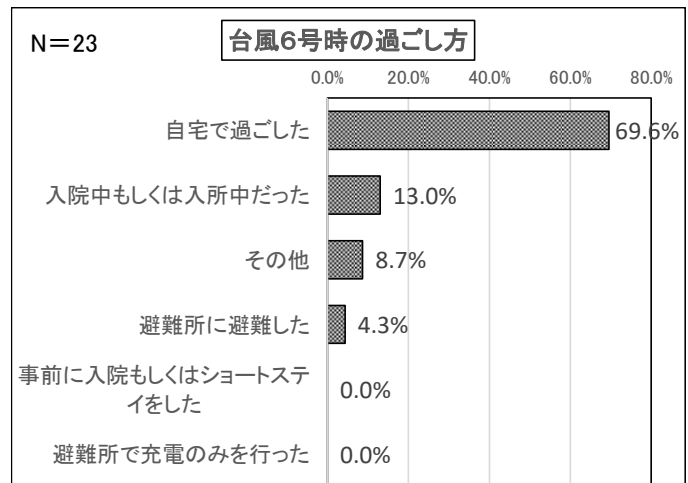


(34)台風 6 号の過ごし方

台風6号(令和5年8月)の時、どのように過ごしたかでは、「自宅で過ごした」が最も多く 69.6%、次いで「入院中もしくは入所中だった」で 13.0%、「その他」で 8.7%、「避難所に避難した」で 4.3%となっています。

【その他記述】

- ・停電復旧までに時間がかかったので、一時親戚宅に避難しました。
- ・お祖母ちゃんの家で避難した。



(35)災害時についての自由記述

- もし避難しないといけない時はベッドからバギーへの移乗が難しい、人手が必要。
- 災害時に備えた諸準備を日頃から行うよう行動すべきであると痛感しました。市役所の方と、上記に関する確認作業を年に一回程度でも行えば有り難いです。
- 酸素が足りなくなった。避難所に行くにしても、酸素の機械が持ち運べるような重さじゃない。
- バッテリー申請がこの型はできないと言われて申請出来なかった。自分たちで準備しないといけない。
- ガソリン発電機を県から貸与し、動いていたので使えると思っていたが発電はしていなかった。ガソリン発電機を信頼していたのでなくなってしまった今は不安しかない。
- 近所で、川が洪水になったり停電していたので。自宅も停電してしまったらと思い不安でした。
- マンションで停電し、電力復旧までは断水も続くので困った。
- 人工呼吸器機を装着しているため、停電時はとても大変である。
- 人工呼吸器を常時使用しています。台風の規模、台風の影響がどの位あるのか、また他の家族の食糧など考えなくてはならない事がいっぱいです。病院に避難すれば、電源確保に関して不安はなくなると思いますが、現在病院避難の場合、付き添い 1 人までと制限がある為、小さい弟のいる我が家では、病院避難は非現実的です。また、避難するにしても荷物の量が多くて大変です。いかに、自宅で乗りきれるかが重要になってくると思うのですが、停電時呼吸器等も充電できるポータブル電源も高額で購入するにも躊躇してしまう事もあります。県の無料貸出事業もありますが、希望する人全員には行き届かない状況です。もし、身障者手帳で日常生活用具の申請で一部負担で購入する事が出来ればとても助かります。
- 停電して呼吸器や、吸引器の電源確保、クーラーがないと体温調節が難しい。
- 今回の台風での停電時、たまたま入院中だった為、大丈夫でしたが、やはり停電になる

とやばいです。蓄電池を購入していたが、MAX7 時間程度しか持たず、在宅中なら全然持ちませんでした。数台、またはハイスペックなものを購入したいですが、高価なものなので簡単には購入できません。

- 停電はいつ起こるか分からない上に、命に直結してしまう為、心配です。
- 停電すると室温管理ができないことが困る。
- 停電により、インスリン保管に必要な冷蔵庫の停止。
- 電源の確保が 1 番不安でした。津波などがある場合は避難道中の電源や、歩行での移動の際、歩道に草が生い茂っており、バギーでの避難が難しいと感じました。おんぶするツールなどを調べて確保しないといけないと感じました。また、書類関係を取りまとめて、いざという時にすぐに持ち出せるようにする必要があると感じました。

③強度行動障がい者ご家族へのアンケート 調査結果

【対象者】重度障害者支援加算もしくは強度行動障害児加算の対象者等を養護されているご家族

【実施期間】令和5年10月16日～11月3日

【配布回収状況】配布数283件、回答数107件(回収率37.8%)

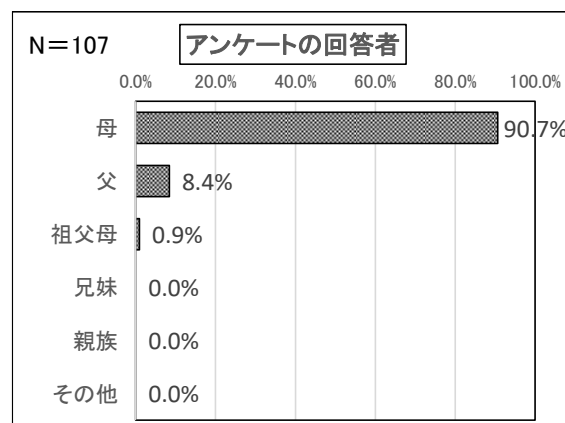
【実施方法】Googleフォームもしくは郵送による回収。

【調査目的】

障がい者計画の策定に伴い、支援体制の充実に向け、特別に配慮された環境調整等の支援を要する方(重度障害者支援加算もしくは強度行動障害児加算の対象者等)のご家族へアンケートを実施することで今後の施策を検討していく上での基礎資料とする。

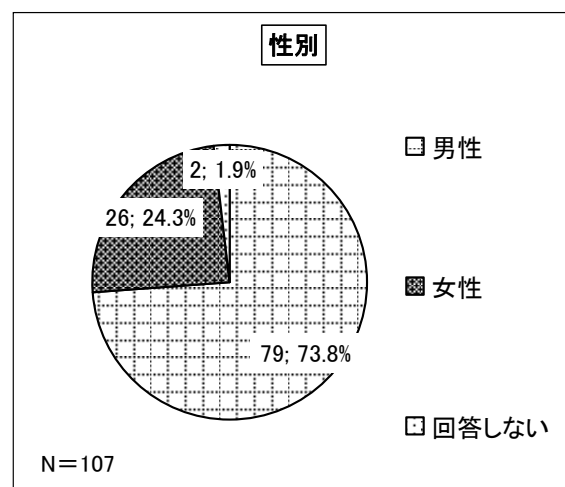
(1)アンケートの回答者

アンケート回答者は、「母」が90.7%、「父」が8.4%、「祖父母」が0.9%となっています。



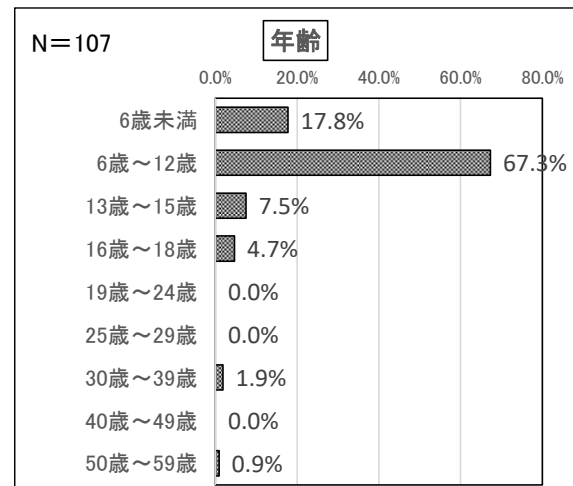
(2)性別

対象者の性別は、「男性」が73.8%、「女性」が24.3%、「回答しない」が1.9%となっています。



(3)年齢

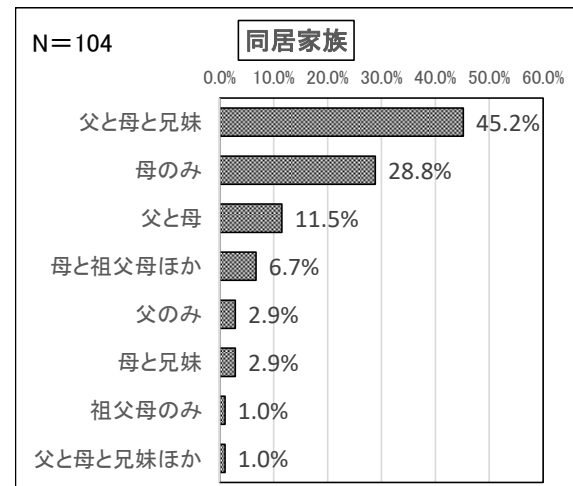
対象者の年齢は、「6歳～12歳」が最も多く67.3%、「6歳未満」が17.8%、「13歳～15歳」が7.5%、「16歳～18歳」が4.7%、「30～39歳」が1.9%、「50歳～59歳」が0.9%となっています。



(4)生活している場所と同居家族

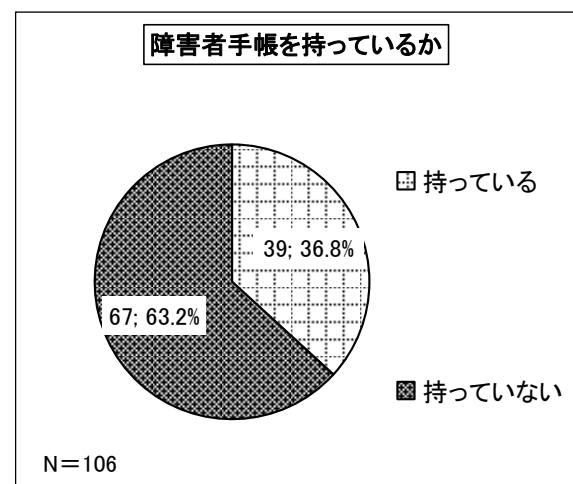
生活している場所は、回答者全員が「在宅」と回答しています。

同居家族は「父と母と兄妹」が最も多く45.2%、「母のみ」が28.8%、「父と母」が11.5%、「母と祖父母ほか」が6.7%となっています。



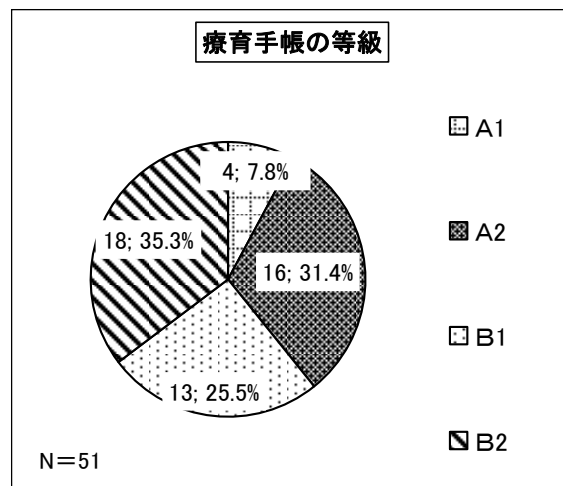
(5)障害者手帳を持っているか

障害者手帳を持っているかについて、「持っていない」が63.2%、「持っている」が36.8%となっています。



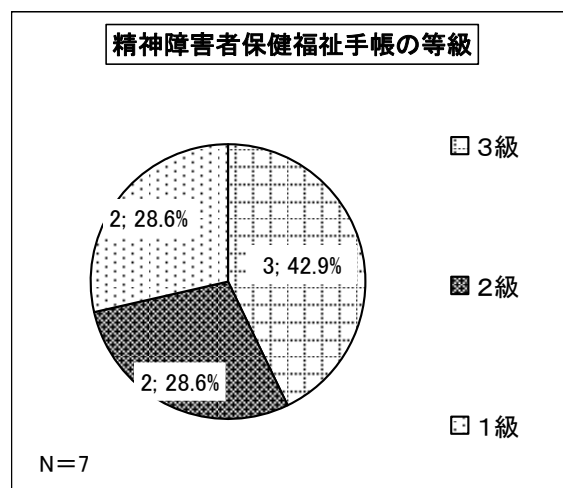
(6)療育手帳の等級

療育手帳の等級は、「B2」が最も多く35.3%、「A2」が31.4%、「B1」が25.5%、「A1」が7.8%となっています。



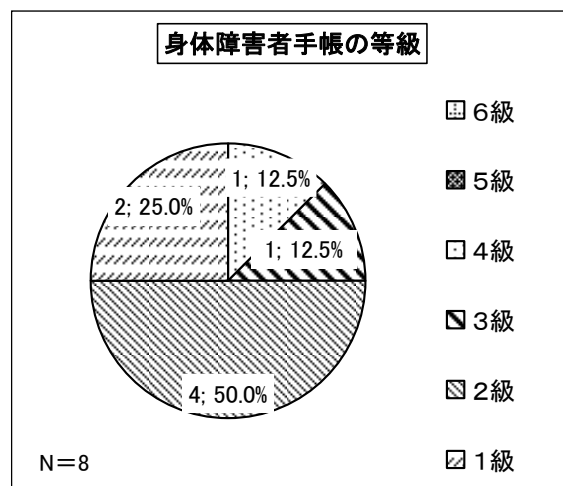
(7)精神障害者保健福祉手帳の等級

精神障害者保健福祉手帳を等級は、「3級」がもっと多く42.9%、「1級」と「2級」が28.6%となっています。



(8)身体障害者手帳の等級

身体障害者手帳の等級は、「2級」が最も多く50.0%、「1級」が25.0%、「3級」と「4級」が12.5%となっています。



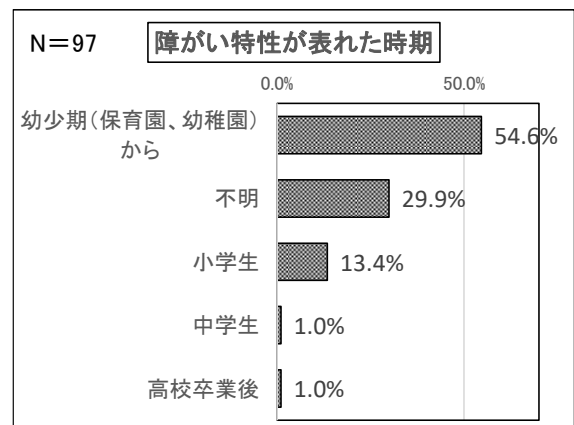
(9-1)本人の障がい特性で困っていること

本人の障がい特性で困っていることの第1位は、「突発的な行動」で59.8%、第2位は「大声や奇声や物音を立てる」で49.5%、第3位は「物を壊したりする行為」で38.3%、第4位は「激しいこだわり」で35.5%、第5位は「食に関する問題行動(食べられないものを口に入れる…など)」で32.7%となっています。

	件数	割合
突発的な行動	64	59.8%
大声や奇声や物音を立てる	53	49.5%
物を壊したりする行為	41	38.3%
激しいこだわり	38	35.5%
食に関する問題行動(食べられないものを口に入れる…など)	35	32.7%
他人を傷つける行為	33	30.8%
自分を傷つける行為	31	29.0%
その他	21	19.6%
昼夜逆転など睡眠の大きな乱れ	20	18.7%
不安定な行動(長時間の行動停止や反復行為など)	18	16.8%
排泄関係の強い障がい(便をこねる、強迫的に排便排尿行為を繰り返すなど)	9	8.4%
特に困っていない	8	7.5%
	107	

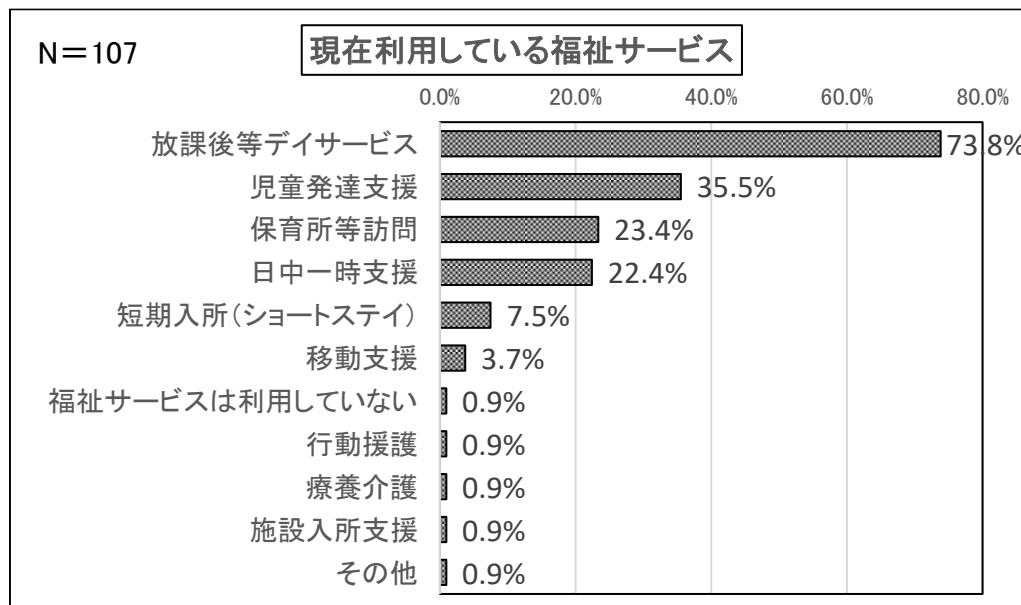
(9-2)特性が現れた時期について

障がい特性が表れた時期は、「幼少期(保育園、幼稚園)から」が最も多く54.6%、次いで「不明」が29.9%、「小学生」が13.4%、「中学生」と「高校卒業後」が1.0%となっています。



(10)現在利用している福祉サービス

現在利用している福祉サービスの第1位は、「放課後等デイサービス」で73.8%、第2位は「児童発達支援」で35.5%、第3位は「保育所等訪問」で23.4%、第4位は「日中一時支援」で22.4%、第5位は「短期入所(ショートステイ)」で7.5%となっています。



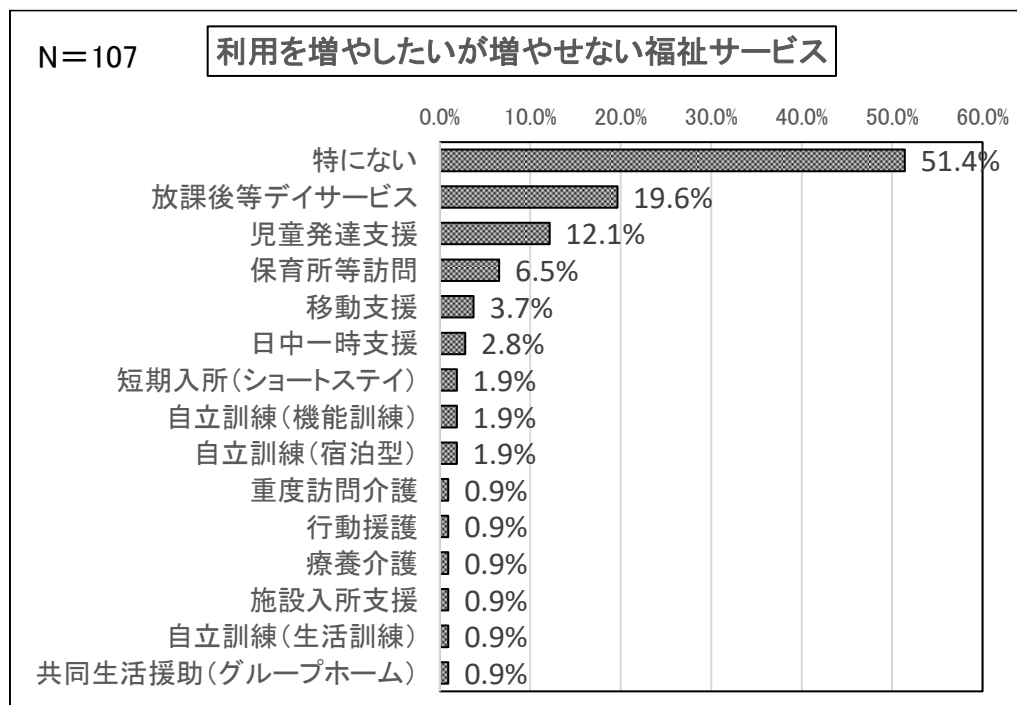
(11)現在利用しているサービス量について

現在利用しているサービス利用量について、「サービス量(時間や日数など)は十分足りている」が最も多く46.6%、次いで「サービス量はまあまあ足りている」が36.9%、「よくわからない」と「サービス量はあまり足りていない」が6.8%、「サービス量は全く足りていない」が2.9%となっています。

	件数	割合
サービス量(時間や日数など)は充分足りている	48	46.6%
サービス量はまあまあ足りている	38	36.9%
よくわからない	7	6.8%
サービス量はあまり足りていない	7	6.8%
サービス量は全く足りていない	3	2.9%
	103	

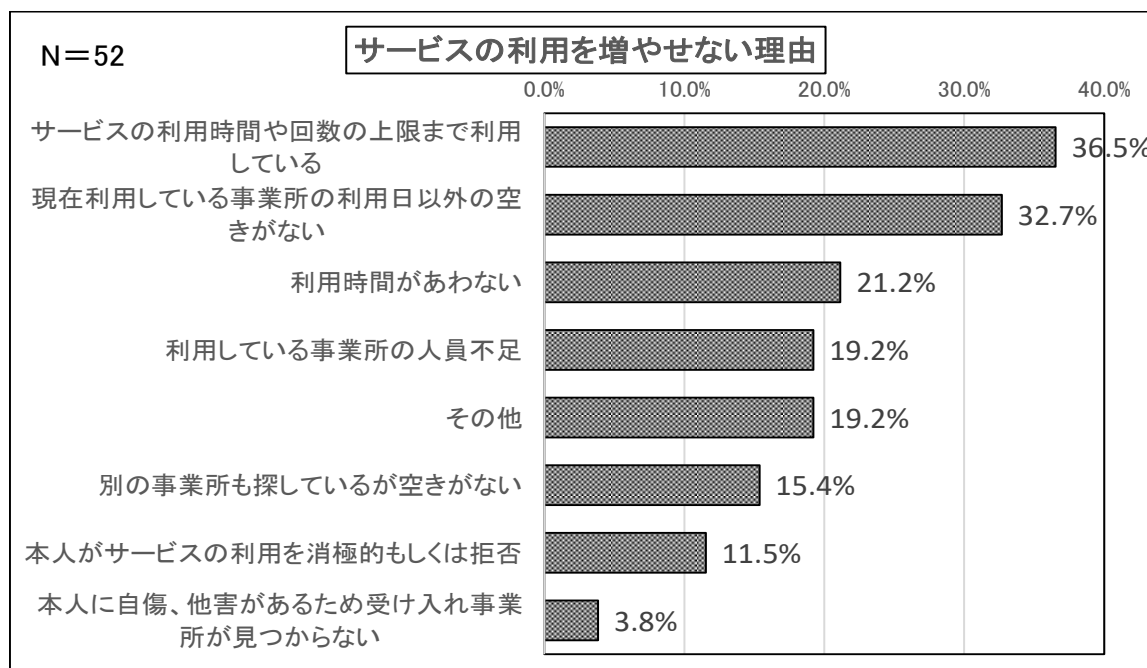
(12-1)現在利用しているサービスについて増やしたいが増やせないサービスはあるか

現在利用しているサービスで利用量を増やしたいが増やせないサービスがあるかについて、「特にない」が51.4%で最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が19.6%、「児童発達支援」が12.1%、「保育所等訪問」が6.5%、「移動支援」が3.7%となっています。



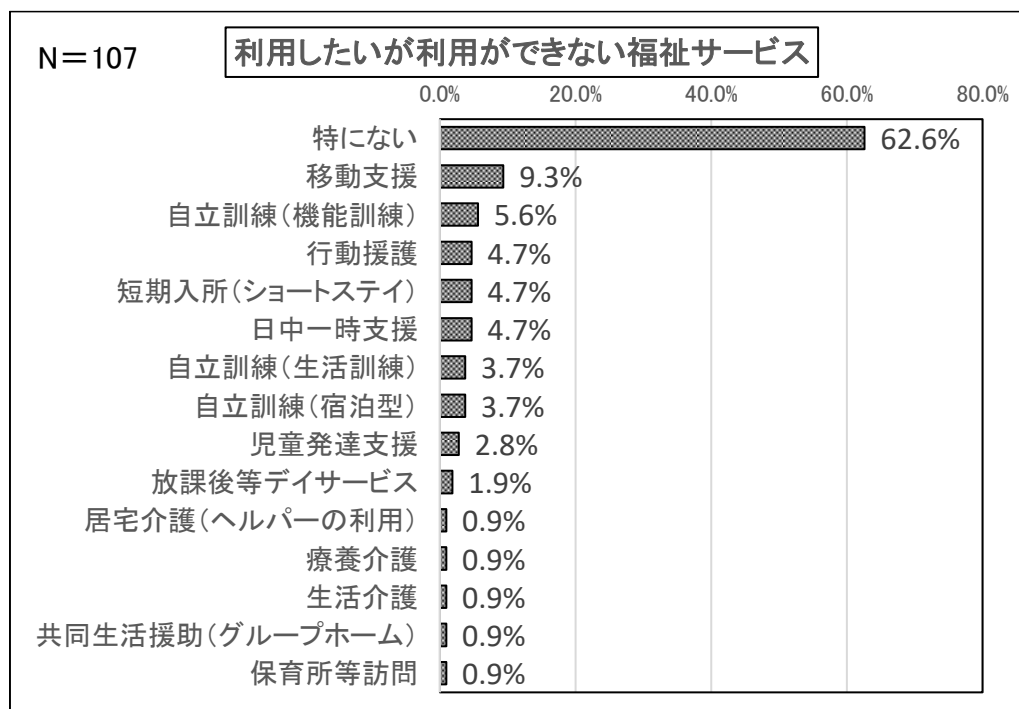
(12-2)サービスの利用を増やせない理由について

第1位は、「サービスの利用時間や回数の上限まで利用している」で36.5%、第2位は「現在利用している事業所の利用日以外の空きがない」で32.7%、第3位は「利用時間があわない」で21.2%、第4位は「利用している事業所の人員不足」と「その他」で19.2%となっています。



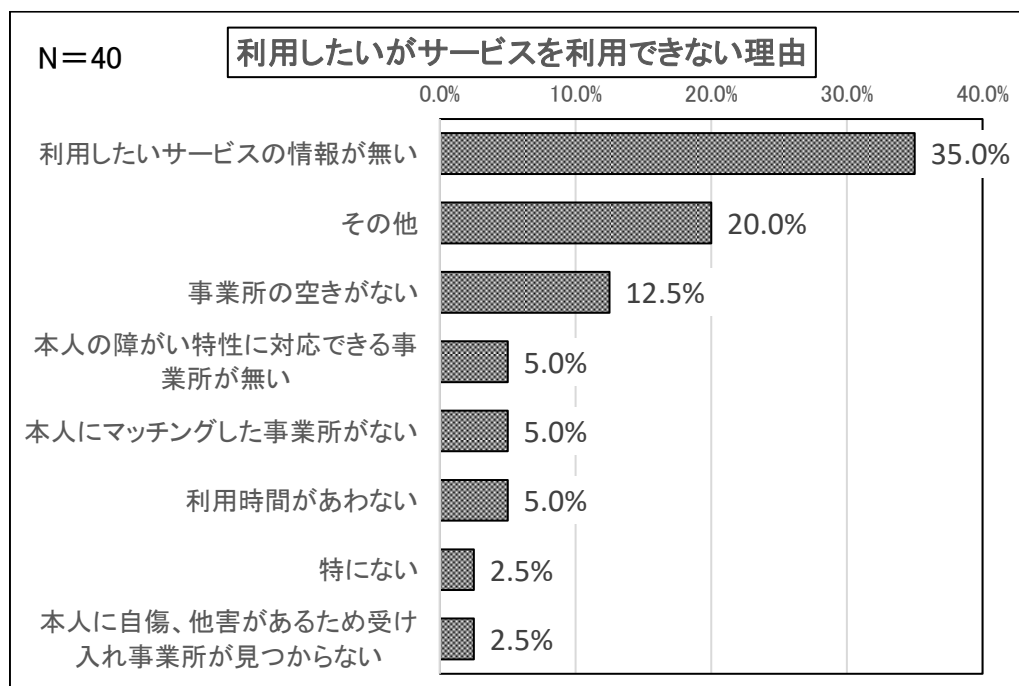
(13-1)利用したいが利用ができていないサービス

現在利用しているサービス以外で、利用したいが利用できていないサービスの第1位は、「特にない」で62.6%、第2位は「移動支援」で9.3%、第3位は「自立訓練(機能訓練)」で5.6%、第4位は「行動援護」、「短期入所(ショートステイ)」、「日中一時支援」で4.7%となっています。



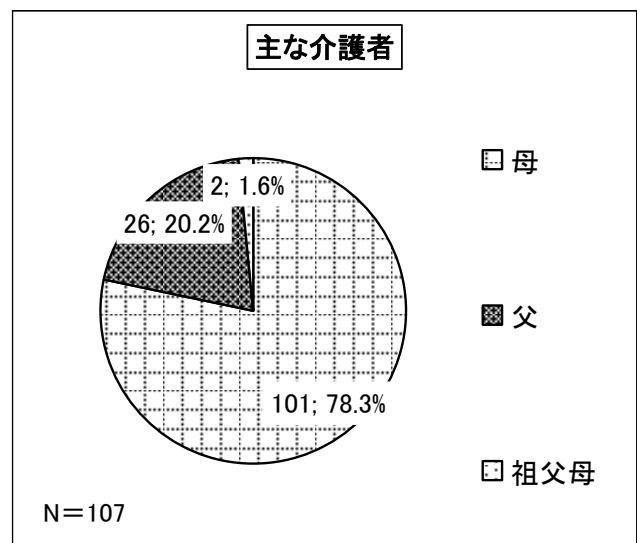
(13-2)利用したいがサービスを利用できない理由

利用したいがサービスを利用できない理由の第1位は、「利用したいサービスの情報が無い」で35.0%、第2位は「その他」で20.0%、第3位は「事業所の空きがない」で12.5%となっています。



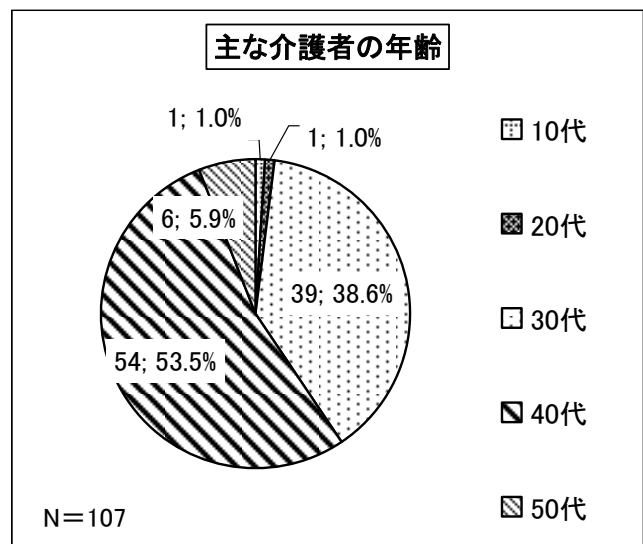
(14)主な介護者について

主な介護者は、「母」が 78.3%、「父」が 20.2%、「祖父母」が 1.6%となっています。



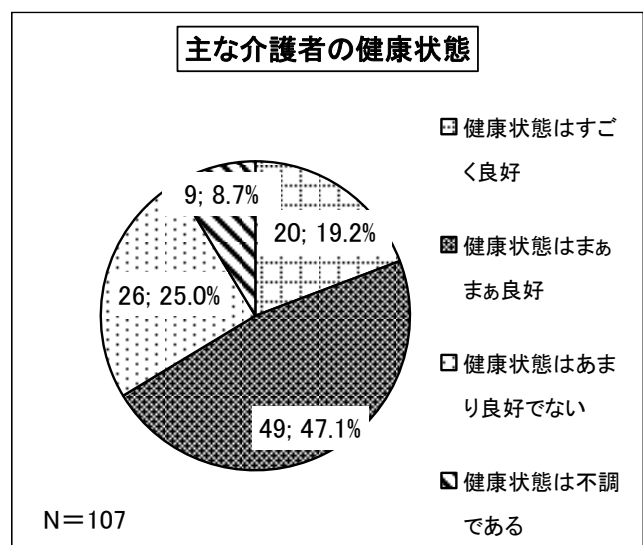
(15)主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「40代」が 53.5%、「30代」が 38.6%、「50代」が 5.9%、「10代」と「20代」が 1.0%となっています。



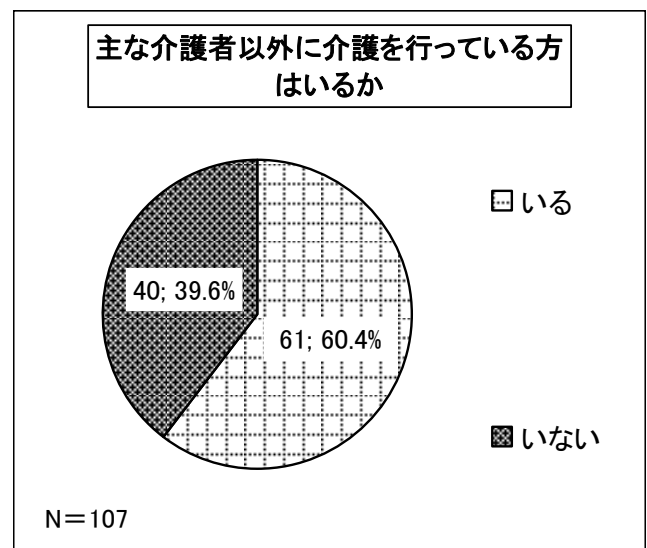
(16)主な介護者の健康状態

主な介護者の健康状態は、「健康状態はまあまあ良好」が最も多く 47.1%、次いで「健康状態はあまり良好でない」が 25.0%、「健康状態はすごく良好」が 19.2%、「健康状態は不調である」が 8.7%となっています。



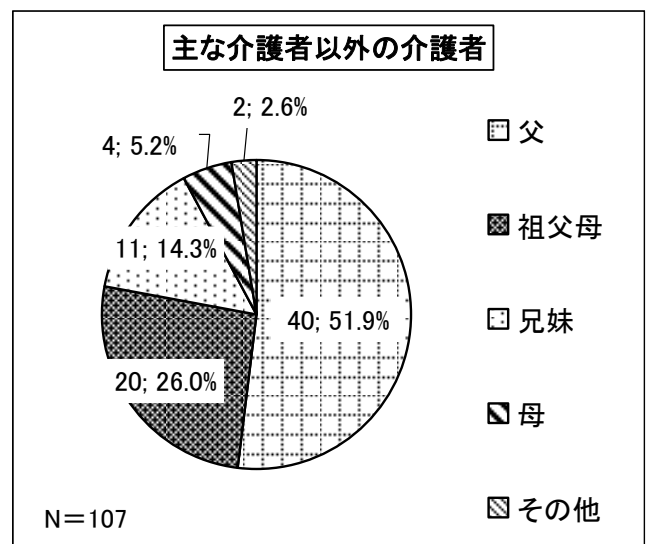
(17)主な介護者以外で介護を行っている方はいるか

主な介護者以外で介護を行っている方はいるかについて、「いる」が 60.4%、「いない」が 39.6%となっています。



(18)主な介護者以外の介護者

主な介護者以外の介護者は、「父」が最も多く51.9%、次いで「祖父母」が26.0%、「兄妹」が 14.3%、「母」が 5.2%、「その他」が 2.6%となっています。



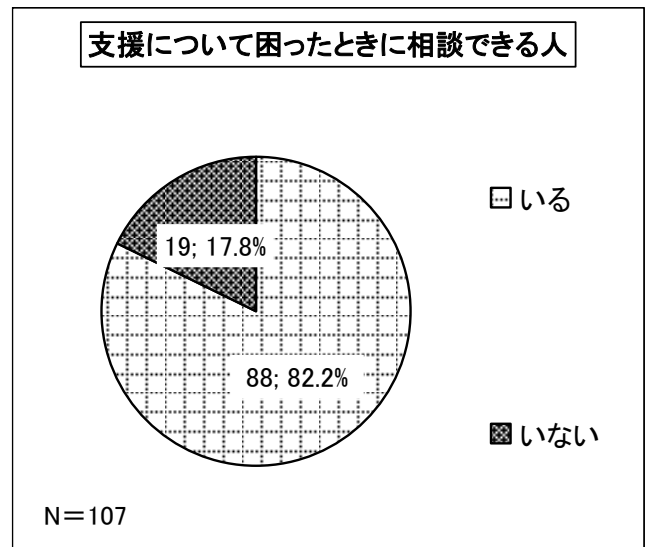
(19)生活での困りごと

本人の生活を支えるうえでの困りごとの第 1 位は、「家族で外出した際(買い物や食事)の外出先での見守り」で 50.5%、第 2 位は「本人とのコミュニケーションがうまく取れない」で 35.5%、第 3 位は「本人が病気やケガをした時の通院」で 33.6%、第 4 位は「介護者やその他の家族の負担」で 28.0%、第 5 位は「冠婚葬祭、季節の行事ごと(清明祭(シーミー)や旧盆など)への参加」で 26.2%となっています。

	件数	割合
家族で外出した際(買い物や食事)の外出先での見守り	54	50.5%
本人とのコミュニケーションがうまく取れない	38	35.5%
本人が病気やケガをした時の通院	36	33.6%
介護者やその他の家族の負担	30	28.0%
冠婚葬祭、季節の行事ごと(清明祭(シーミー)や旧盆など)への参加	28	26.2%
介護者の休息や睡眠時間の確保が難しい	27	25.2%
近隣での迷惑行為	25	23.4%
家族で外出する際の移動手段	23	21.5%
障害福祉サービスや制度などの情報がわからない	21	19.6%
特に困りごとは無い	20	18.7%
主な介護者以外の家族とのコミュニケーションが取れない	18	16.8%
自宅では本人を落ち着かせるための場所がない	13	12.1%
その他	10	9.3%

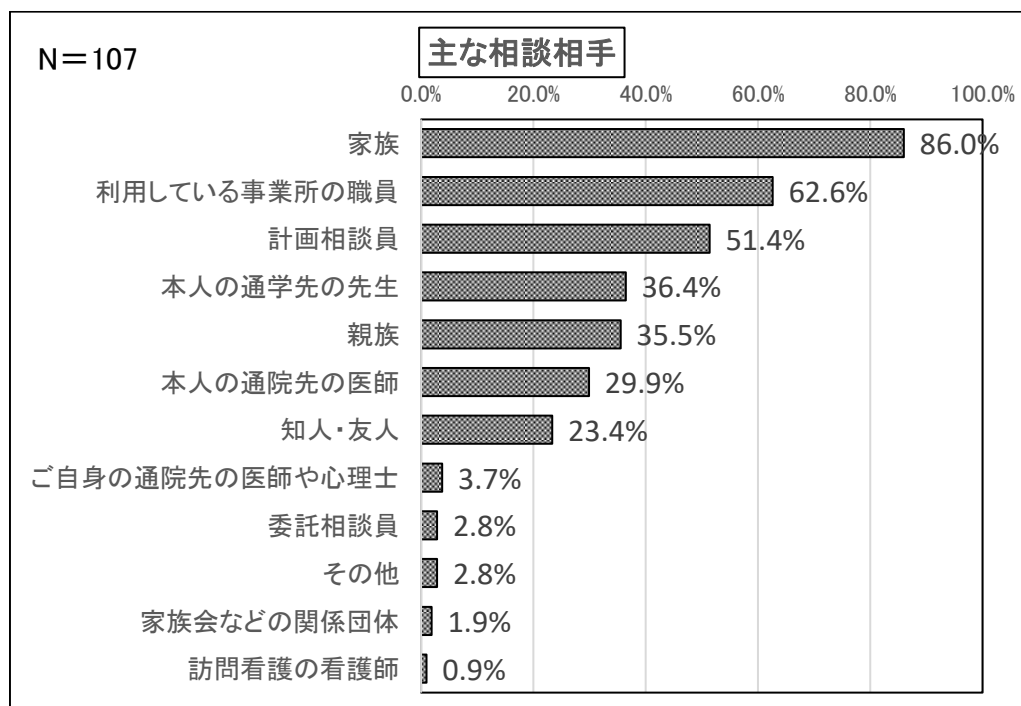
(20-1)支援について困ったときに相談できる人

支援について困ったときなどに相談できる人はいるかについて、「いる」が 82.2%、「いない」が 17.8%となっています。



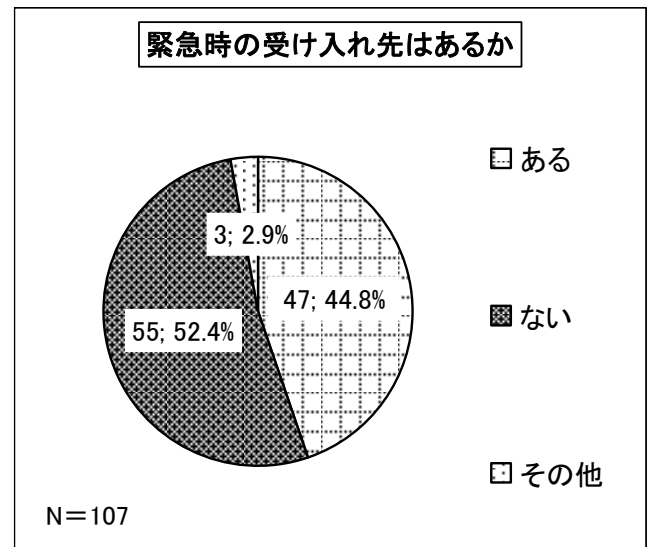
(20-2)主な相談相手

主な相談相手の第 1 位は、「家族」で 86.0%、第 2 位は「利用している事業所の職員」で 62.6%、第 3 位は「計画相談員」で 51.4%、第 4 位は「本人の通学先の先生」で 36.4%、第 5 位は「親族」で 35.5%となっています。



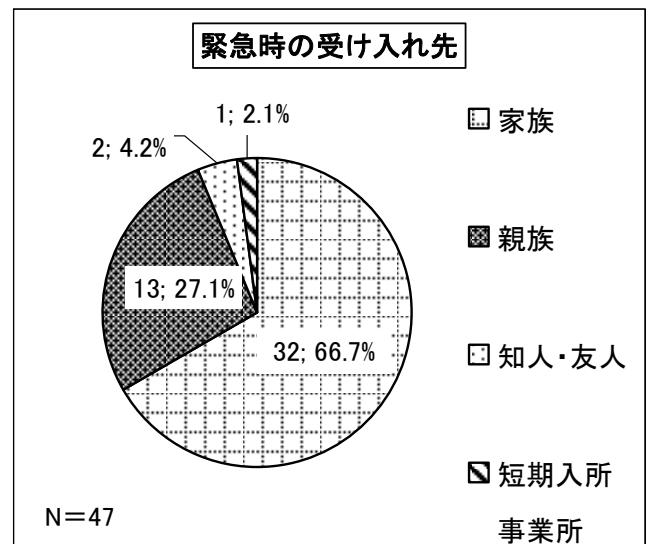
(21-1)緊急時の受け入れ先はあるか

主な介護者等が事故や病気などで介護ができなくなった場合など緊急時の受け入れ先はあるかについて、「ない」が 52.4%、「ある」が 44.8%、「その他」が 2.9%となっています。



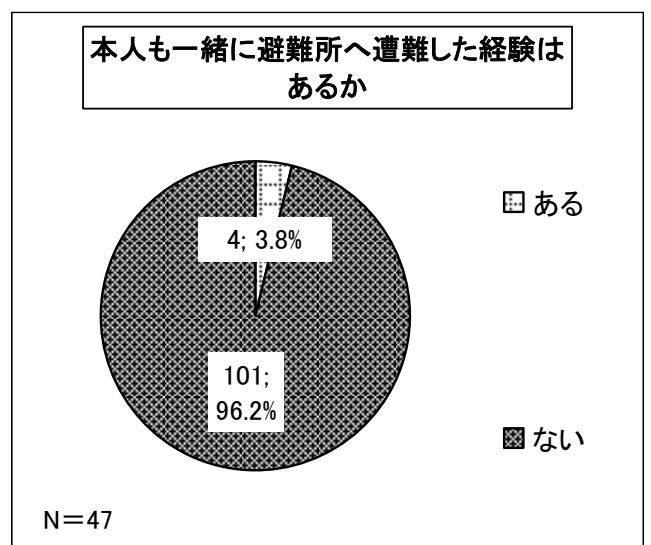
(21-2)緊急時の受け入れ先

緊急時の受け入れ先は、「家族」が最も多く 66.7%、次いで「親族」で 27.1%、「知人・友人」で 4.2%、「短期入所事業所」で 2.1%となっています。



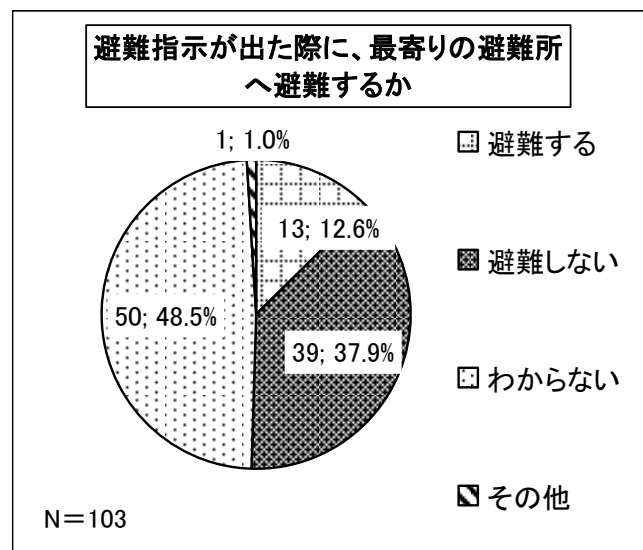
(22-1)本人も一緒に避難所へ避難した経験はあるか

これまで、台風などの災害時に避難指示が出た際に、本人も一緒に避難所へ避難した経験はあるかについて、「ない」が 96.2%、「ある」が 3.8%となっています。



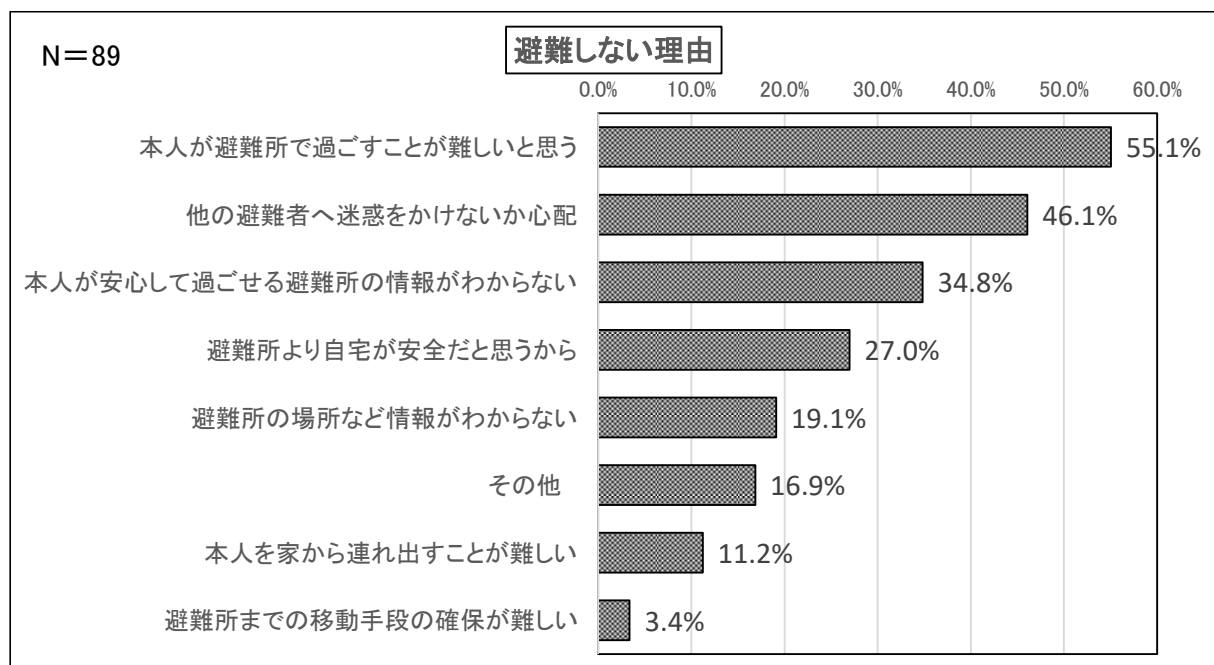
(22-2)最寄りの避難所へ避難するか

台風などの災害時に避難指示が出た際に、最寄りの避難所へ避難するかについて、「わからない」が最も多く48.5%、次いで「避難しない」が37.9%、「避難する」が12.6%、「その他」が1.0%となっています。



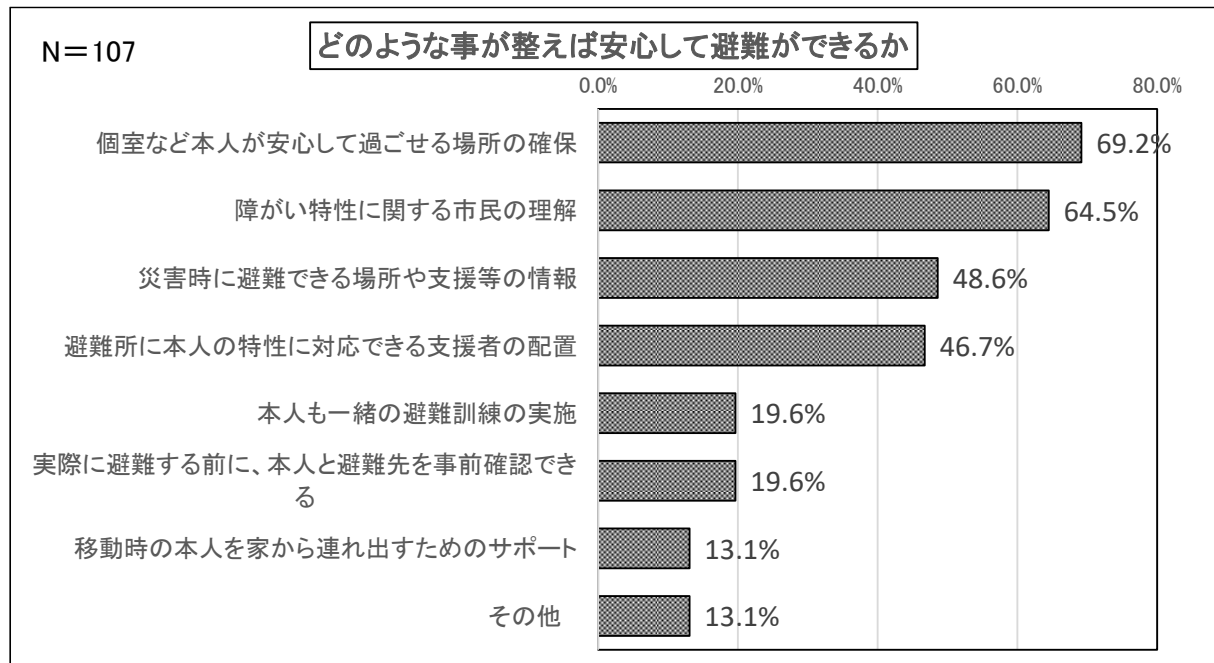
(22-3)「避難しない」または「わからない」理由

災害時に「避難しない」または「わからない」と回答した理由の第1位は、「本人が避難所で過ごすことが難しいと思う」で55.1%、第2位は「他の避難者へ迷惑をかけないか心配」で46.1%、第3位は「本人が安心して過ごせる避難所の情報がわからない」で34.8%、第4位は「避難所より自宅が安全だと思うから」で27.0%、第5位は「避難所の場所など情報がわからない」で19.1%となっています。



(22-4)安心して避難するために必要なこと

どのような事が整えば安心して避難できるかについて、第 1 位は「個室など本人が安心して過ごせる場所の確保」で 69.2%、第 2 位は「障がい特性に関する市民の理解」で 64.5%、第 3 位は「災害時に避難できる場所や支援等の情報」で 48.6%、第 4 位は「避難所に本人の特性に対応できる支援者の配置」で 46.7%となっています。



(23)避難所を利用する際に必要な機材や備品など

息子は車のおもちゃがあれば大人しく1人遊び出来るので避難所にはおもちゃを置いていただくと助かります。
おねしょシート
鍵のついた衛生を保てる個室、衛生用品(小児用紙おむつ、エプロン、レジャーシート)
テレビゲーム
プライベートが確保できるもの、充電できるもの、食料、水、子供のお菓子
充電できる電気の確保、できれば個室で雑音が少ない場所。
発電機、WiFi 環境
オムツ、ダンボール等の囲い。
充電器の確保。(他者への迷惑防止の為タブレットや YouTube で落ち着かせる事が多い為)
近隣の人たちももっと障害を理解してほしい
静かな周りを気にせず過ごせる場所
食材、落ち着く場所、プライベートが保てる場所
子ども用トイレ。臭いや汚れに嫌だと感じると行かなくなるため。
初めての場所に入れない。偏食、他人との距離、暑さ寒さに敏感、トイレが汚いとダメ。本や DVD、マンガ、お菓子など
音を防ぐヘッドホン、Ipad、個室かパーテーションで仕切る。

タブレット、Wifi
パーテーション
電源、医療品、吸引チューブ、医療用吸引機
音楽で気が楽になるためその備品
ぬいぐるみ、懐中電灯
発電機
親が亡くなったりしたときに声をかけてくれる人がいるかどうか
新しい場所に慣れるまでかなりの時間がかかる。洋式トイレ(ウォシュレット付き)が必要。
台風の避難の時に役所に避難したが、生理だったので大変でした。
女性用の衛生用品

(24)沖縄市の支援体制の充実に向けた取り組みに関して、ご意見やご要望について

支援者は理解が無く困りごとに対して話を聞いてくれない。自分のスケジュールをこなすだけの方しかみたことない。困っている障がい者を救う、助ける、安心させることはできないのか。
仕事の紹介のサポートがあれば嬉しい。現在パートの為 7 万くらいの給与でやりくりしてますが、かなり厳しい。支援学校は 8 時半からの受け入れの為仕事が見つからず困っています。シングルで養育費も全く貰ってないので助けてほしい。
とても充実していると思います。 全国的なことだと思いますが、 ・介護職員への支援も必要だと思います。 ・サービス利用時間の関係で、親が仕事に行ける時間が短くなるため、働きやすい仕事があると助かります。 ・周りに迷惑をかけないで、本人が自由に遊び回れる環境があればいいなと思います。
児童発達支援事業所を利用していますが、ネットで事業所の情報がもっとあればいいなと思いました。事業所はたくさんありますが相談員さんに聞くまで情報が得られず利用までに時間がかかりました。
庭付きの放課後デイサービスや児童発達支援事業所がもっと増えてほしい。なぜなら思ったように事業所が利用できないため。
福祉サービスを利用していますが、不安な中、市役所職員のいつも安心できる対応に感謝しています。 やはり、発達障害への市民の理解がまだまだのように思います。
学校、デイサービスが連携をとって本人の困り事など共有してほしい。
沖縄市の手厚い対応に感謝しています。
避難所開設情報や避難所の空き状況を分かりやすく周知してほしい。

部活等でこまり事が多いです。練習できる施設や学校へ訪問指導があると嬉しいと思っています。また、更新時に困ってることはありませんか？と聞かれます。なにが自分でもわからないかわからないです。こういうのあるの知ってますかとか情報が職員さんから話が出ないので不透明な部分も多いです。また、小学校、中学生にあがるにつれ部活や生活が変わり、凄くお金がかかっていきます。仕事を頑張ろうとすればするほど子供との時間はなくなります。なので時短にしていますが、子供のやりたい！気持ちにお金がついていきません。割引やサービスの支援の幅が広がらないかなと思いました。
障がいを持っている子は、特性が本当に十人十色なので、既存しているサービスは柔軟に対応してほしい。
医療を必要とする子供も含め、大人も沢山いらっしゃると思うので、停電したり避難を要する事になった場合の医療設備や介護、看護を充実させてほしい。また自閉症の子など、見た目では分からない障がいを抱えた子への理解や配慮もとても必要だと思います。
家庭の状況に応じてデイサービスの利用日数を増やしてほしいです。週6で勤務なので、確実に足りません。デイサービスが日中一時をやらなくなり、大変困りました。
放課後児童デイが最大 23 日なのか？25 日までに出来ないのかなと思います。 ヘルパーさんなどの生活支援も、それぞれの個々の状態、生活環境も考慮して利用出来たりしたらとてもいいなと思います。 毎月支援ありがとうございます。今後もよろしくお願いします。
移動支援の時間数が厳しすぎます。 この件が理由でいくつもの事業所さんに断られました。ガソリンも高騰が続く中、余裕のない時間で快く受け入れてくださる事業所さんはあるのでしょうか？障がいがあるとスムーズにいかないこともあります。事業所さんにご迷惑おかけしないよう気を配り利用していますが、ヒヤヒヤな気持ちで利用する状況は避けたく思います。移動支援を利用するため、うちは執拗にお願いを重ねなんとか利用となりました。制度やサービスは行政の飾りではないと思います。必要な方が利用できてこそ意味があるのです。適切にご判断で許可頂きますようお願いいたします。
役所でも手続きを各課連携して簡潔にして欲しい。
事業所の障害児虐待にあたる行為があっても泣き寝入り。 気になる点を伝えると即退所や方の事業所の受け入れも難しくなる。
本人の急な入院の際、兄弟児(障がい特性あり)の預け先がなくて困った。本人の介護者は私のみのため入院付き添いも私しかできず、父親は単身赴任中、祖父母は高齢で体力的に孫を預かれない、という状況になりとても困った。病院側へ兄弟児同伴での入院ができないか相談したが、できなかった。本人や兄弟児の急な入院の際、専門知識のある職員が在籍する宿泊型の預かり施設があると助かると思った。
兄弟(障がい特性あり)の急な入院時に預け先がなく困った。また、祖父母の急な検査付き添い(早朝だった)や夜間に倒れて病院から呼び出された時なども子どもの預け先がなく困った。専門知識のある職員が在籍する宿泊型の施設があると助かると思う。

数多く事業所があるが、受け入れ人数の制限もあり、利用できない。市の方でもそのような方々への支援や受け入れ窓口があれば助かる。また事業所によっては児童を萎縮させるような発言を行う事業所があり、児童虐待にあたるのでは？と思うことも多々ある。市の方でこのようなケースの場合、どうした方がいいのかどのような方法があるのか教えて頂きたい。
事業所の障害児虐待に対する対応
「ABA(応用行動分析)」が役立つのでを取り入れた方がいいと思う。
沖縄市は障がい者に対する事がとても冷たく感じます。じーっと見られたり嫌な顔をされます。幼稚園から障害者の理解について早めに教えてほしいです。知的障がいのことも知ってほしいです。急にかんしゃくを起こす、奇声をあげる、こだわりが強いなど私の子どもは毎日大声出し、ダメと教えてもわからず家族が毎日休まる日もあります。近所の方にも迷惑をかけ不安で外にも出れません。周りの方々が理解して頂けたり優しく見守ってくれるだけで安心して暮らせます。障害児の住んでいる近所の方に理解して頂きたくて役所の方で知らせてほしいのもお願いしたいです。今住んでいるところを追い出されたら生きることも辛くなってしまいます。私たちは今を一生懸命生きています。何度この子と一緒に死ねたら周りが迷惑にならないかとよく考えます。安心して暮らせる障がい世帯の住まいや公園など利用できる場所増えたらいいなと思います。知的障がい、自閉症、強度行動障害、その他にも診断されている子どもの事をわかってほしいです。皆さんが関心をもって優しくしてくださるだけで生きていいんだと安心するのです。
介護者が高齢となった場合、頼れる情報確かな情報提供
子どもが安心して過ごせる支援をもっと増やしてほしい。大人になっても自立に向けての職場や理解をしてくれる職場作りでずっと働ける事業所をもっと多くしてほしい。
学校の支援員や教員が足りず週 2～5 日学校で子を見守りしている。フルタイムで仕事をしているため、保育所等訪問の回数が 2 回→5 回に増えたが、親の支援(学校訪問)があり落ち着く気がしない。
グレーゾーンの子どもに関してまだまだわからないこともたくさんあるとは思いますが、もう少し手厚くしてくれたらとても助かります。社会の理解が追いついておらず、この子たちが大人になったとき社会で働き始めたら、苦しい場面がたくさんあると思います。今から認知度の向上や理解などに力を入れて頂けたらと思います。
親のサポートを誰かにしてほしい。リフレッシュする機会がなく心身ともにつぶれそう。気軽に一時預かってくれる場所など。理解者が多くなく仕事との両立が困難なため助けてほしい。
障がいなどの手当の更新の手続きの簡略化。予約も取りづらく費用がかかる。一年に一回の更新の場合もあり負担が大きい。医療費は無料なのに、更新のたびに 1 万円～診断書にかかるのは非常に負担。
周囲の人、障がいに対する理解は少しずつ高まっていると思う。交流啓蒙活動を今後も取り組んで頂きたいです。障がいは個々によって困りごとが様々だと感じるので、手帳更新作成の際の聞き取りを活かしたり、日頃から本人と関わる人を増やす取り組みを今後もアップデートさせていって頂きたい。聞き取りを元に非常時の対策の目安を立てていってほしいです。

学校教育におけるサポート体制の質の向上をお願いします。障がい特性や支援する人の育成に力を入れてほしい。行動特性から複数回、放デイを断られたことがあります。本当に困っている当事者へは福祉の手が届かないと感じています。
知的障がいの支援体制をもっと充実させてほしい。支援が必要な人たちが置いて行かれているような感じがします。
障がいのある子専用の公園等がほしい。
小学校の支援学級の教員数が児童数に対して少なく、教員の人数を増やすことが実現できれば選択肢が増えていい。
ペアレントメンター制度の実施
子どもの就学時の看護師配置。
サービスの情報提供が充実していない。受けられる内容がわかりづらい。
排泄用補助サポートが必要。オマル等は年齢に合うものが少なくレンタル代は高いので使えず。おむつもサイズがアップすれば高いのと取扱店が少なく探せない。情報が少なく知らない事だらけです。
1歳半の検診で言語の発達の遅れを指摘され、親子教室からつくし園の通園、言語療法で本人がとても成長出来て保育園・幼稚園、現在1年生へと進級することが出来ました。もし沖縄市じゃなかったら…。支援の輪の温かさと援助のおかげで私たち親子は生かされていると改めて思います。行動障害が子の成長発達、心、自己肯定感にいかに関与するか、それをサポートできるかがカギだと思います。みなさまありがとうございました。
小学校のわかば学級にヘルパーを入れてくれると先生も私たちもすごく助かると思います。実際あったお話しですが、1人の子が教室から外へ出てしまい、その子を探し説得し教室へ入るよう話をしている間、他の子どもたちはずっと待たされ、授業がストップすることが何回もあり、その間にまた別の子が外に出てしまうなど1人の先生では大変そうだったのでヘルパーさんが居てくれると助かります。
沖縄市では、障がいのある子どもや不登校で学校にいけない子供の安心のため、500円から1000円くらいで遊び遊具や勉強を教えたりするところを作してほしい。遊べる場所が無く車の免許も持っていない人のためにそういう場所を作してほしいです。
障がいの重度の子や軽い子が安心して遊んだりできる場所を増やしてほしい。キッズランドみたいな遊ぶ施設。沖縄市は子どもが遊ぶ場所が少ない。
学校の中でサポートが出来るようにしてほしい。たとえば親が希望していなくても学校の希望で支援員をつけたりなど。午前中は学童の先生に依頼をしたり支援員の時短など考えてもいいのではと思います。
きれいごとではなく、本当に障がい者の居場所がこの国にあるのでしょうか。親が亡くなったら支えてくれる人がいるのでしょうか。貧困ビジネスのように福祉ビジネスの食べ物にされて生きていくことが幸せでしょうか。
調子が悪い時は母が仕事に行けなかったもので、そのようなときに利用ができるサービスがあればいいと思います。以前はファミリーサポートを使っていたが、インフルになり誰も預かってもらえず仕事を3週間休んだ。今後何があるかわからないのでサービスがあればありがたい。

台風 6 号のときに市役所に避難しました。年配の方が多い中、受け入れてくれて大変助かりましたが、子どもが大声を出したり走り回ったりしたので、その状況を見ていた職員が個室を用意してくれて大変助かりました。それでも本人が落ち着かず数時間経って自宅に戻りましたが、とても助かりました。ありがとうございました。祖母が車いすなので役所でベッドがあるかと聞くと無いとのことだったので、祖母は自宅に置いてきました。車いすの方が利用できる避難所があると助かります。

災害時の避難所について自治会に相談に行ったところ、障害者、高齢者の避難所って何？特性って何？と聞かれました。心身に弱みを持っている人の特性を把握することはかなり難しい問題だと思います。行政の方より自治会へ障がい者、高齢者の特性、特性に対する理解、地域に障がい者がどれくらいいる等を理解させることが大事だと思います。「障がい児を持つ家族です」と自治会に伝えたら、口をあけてぽっかんという感じでした。また、役所の窓口で困りごと、ファミサポに類似したものがあるかどうか尋ねたところ、「なんでこのような質問があるのでしょうか？」と表現し職員同士顔を見合わせていました。行政は障がい者の家族の気持ちをどうお考えでしょうか。

災害の時は、どのような場所・個人の性格にあった場所で避難ができるのか不安で避難所には行きづらいです。

出来るだけ先生方も含め周知してほしい。小学校で先生方の数名は関与しない雰囲気があるので、私からできるだけPTAに参加したり、先生や他の親に伝えて理解をしてもらい、歩み寄っていますが、それでもほんの一握り。まだまだ発達障害＝問題児的な見方があり苦しんでいる子たちはたくさんいます。一番身近な先生方から理解して頂ける機会があったらいいなと思いました。

まだまだ情報発信が不足しています。学校やPTAを利用し「問題児」ではなく「発達障害児」ということを周りに理解して頂けたら、この子たちも学校生活やりやすくなるかと思います。また、病院（特に歯科）が南部医療でしか全麻治療が出来ないのは親子かなりきつい。歯科でも耳鼻科でも障がい児を受け入れてくれる場所を作してほしい。

2. 策定体制

○沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会規則

(平成 4 年 3 月 31 日規則第 15 号)

改正 平成 4 年 11 月 30 日規則第 21 号 平成 12 年 3 月 22 日規則第 10 号
平成 16 年 3 月 31 日規則第 14 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号
平成 31 年 3 月 29 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市附属機関設置条例(昭和 51 年沖縄市条例第 26 号)第 3 条の規定に基づき、沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 懇話会は、福祉のまちづくりに関する問題とその施策のあり方について、調査又は研究し、その結果について、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 懇話会に部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長を置き、部会長及び部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、沖縄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年沖縄市条例第25号)を適用する。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、健康福祉部ちゅういしい課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年11月30日規則第21号)

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日規則第10号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第12号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○沖縄市障がい福祉部会設置要綱

(令和 2 年 9 月 28 日決裁)

(設置)

第 1 条 沖縄市の障がい者(児)福祉施策に関し必要な検討を行うため、沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会規則(平成 4 年沖縄市規則第 15 号)第 7 条の規定に基づき、沖縄市障がい福祉部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者(児)福祉の施策に関すること。
- (2) その他、必要と認める事項。

(部会長及び副部会長)

第 3 条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会員の互選でこれを定める。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 22 日から施行する。

沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会委員名簿

部会名	所 属	役 職	氏 名
会長	沖縄大学 おきなわ地域福祉研究会	名誉教授	上地 武昭
高齢福祉部会	公立大学法人 沖縄県立看護大学	教授	佐久川 政吉
	沖縄県中部福祉事務所	所長	大城 順次
	社会福祉法人金武あけぼの会 特別養護老人ホーム森城	施設長	宜野座 哲
	沖縄市老人クラブ連合会	地域福祉委員長	知花 朝盛
	沖縄市民生委員児童委員協議会	副会長	与那嶺 奈美子
	沖縄県介護支援専門員協会 沖縄市支部	副支部長	仲門 文子
	中頭地区医師会 沖縄リハビリテーション病院	医師	富盛 宏
障がい福祉部会	NPO 法人 ゆくり	代表理事	佐久川 伊弘
	特定非営利活動法人 おきなわ自立支援センター	理事長	田中 寛
	医療法人卯の会 新垣病院 相談支援事業所あらかき	部長	宮城 聡
	特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会	副理事	城間 枝利子
	沖縄市障がい者 基幹相談支援センター	所長	島 和也
	特定非営利活動法人 バリアフリーネットワーク会議	理事長	親川 修
こども福祉部会	沖縄市子育て支援センター たんぽぽ広場	センター長	嘉陽 理子
	NPO 法人 こども家庭リソースセンター 沖縄	理事長	與座 初美
	沖縄市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	石原 イカリ
	沖縄市母子保健推進員協議会	理事	比屋根 久美子
	一般社団法人 くじら寺子屋	代表	山下 千裕

沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会 答申

令和6年3月8日

沖縄市長 桑江朝千夫 様

沖縄市福祉のまちづくり推進懇話会
会長 上 地 武 昭

令和5年11月27日付、沖市ち第1127001号により諮問のあった「第5次沖縄市障がい者プラン《改訂版》」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申致します。

記

1. 障がい者理解の促進について

障がい者への理解が促進されることにより、障がい者が生活しやすい地域となることが出来る。障がい者も地域の生活者であるというあたり前のことを市民全体で共有し、偏見や差別のない地域づくりに尽力されたい。

2. 災害時の対応について

障がい者の災害時における迅速な対応に向け、ライフラインの確保及び障がい者の特性に配慮した避難の在り方について、地域と連携し仕組みづくりに取り組まれたい。

3. 情報発信について

障がい者のいのちを守り、円滑な社会参加の推進を図るには、情報の十分な取得が重要である。特に行政の情報は、わかりやすい文言や手段によりすべての障がい者へ伝わるようさらに工夫されたい。

4. 進捗管理について

策定した計画を実効性のあるものにするためには、進捗管理が重要であることから、毎年度の実績を全庁で確認し、障がい者部会へ進捗状況について報告されたい。

○沖縄市障がい者計画(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)庁内検討委員会
設置要綱

(平成 23 年 11 月 14 日決裁)

改正 平成 25 年 2 月 1 日決裁 平成 27 年 2 月 27 日決裁
平成 29 年 5 月 24 日決裁 令和 2 年 10 月 8 日決裁
令和 5 年 11 月 14 日決裁

(設置)

第 1 条 沖縄市障がい者計画(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、沖縄市障がい者計画(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(業務)

第 2 条 検討委員会は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体のものとして、障がい者計画の基本的事項及び推進策等を検討する。

(委員会の組織)

第 3 条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 健康福祉部 部長
- (2) 健康福祉部 次長
- (3) 健康福祉部 障がい福祉課長
- (4) 健康福祉部 ちゅいしいじい課長
- (5) 健康福祉部 介護保険課主幹
- (6) 健康福祉部 市民健康課長
- (7) 企画部 政策企画課長
- (8) こどものまち推進部 保育・幼稚園課長
- (9) こどものまち推進部 こども相談・健康課長
- (10) こどものまち推進部 こども相談・健康課主幹
- (11) 経済文化部 企業誘致課長
- (12) 建設部 都市交通担当技幹
- (13) 建設部 住まい建築課長
- (14) 指導部 指導課長

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部次長を充てる。

3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

5 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者を充てることができる。

(招集)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員は、会議に出席できないときは、委員長の同意を得て、その代理者を会議に出席させることができる。

4 委員長は、計画の推進策等について必要があると認めるときは、関係課の職員に出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、第2条の規定による検討が終了したときに満了する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

附 則(平成25年2月1日決裁)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日決裁)

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

附 則(平成29年5月24日決裁)

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則(令和2年10月8日決裁)

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

附 則(令和5年11月14日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

沖縄市障がい者計画庁内検討委員会

	職 名	氏 名	備 考
1	健康福祉部 部長	仲宗根 勲	委員長
2	健康福祉部 次長	上原 智美	副委員長
3	障がい福祉課長	親川 鋼一	
4	ちゅいしいじい課長	比嘉 健一	
5	介護保険課主幹	石原亜希子	
6	市民健康課長	上里 嘉郎	
7	政策企画課長	田中 健介	
8	こどものまち推進部副参事兼 保育・幼稚園課長	森口 まり	
9	こども相談・健康課長	内間 安研	
10	こども相談・健康課主幹	我如古直哉	
11	企業誘致課長	久保田理香	
12	都市交通担当技幹	阿嘉 悟志	
13	住まい建築課長	西 憲太郎	
14	指導課長	金城 広司	

○沖縄市障がい者自立支援協議会設置要綱

(平成 19 年 11 月 12 日決裁)

改正 平成 28 年 8 月 3 日決裁 平成 30 年 10 月 26 日決裁
平成 31 年 4 月 1 日決裁 令和 4 年 4 月 11 日決裁

(設置)

第 1 条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)が地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、沖縄市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織及び任期)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 雇用関係機関関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 教育関係者
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が認めた者

2 委員の任期は委嘱を受けた日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項を審議する必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員の任期は、その者の担当する特定の事項に関する審議が終了するまでの間とする。ただし、第 2 項の規定にある委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(機能)

第 4 条 協議会は、次に掲げる機能を行う。

- (1) 処遇困難事例への対応に関すること
- (2) 委託相談支援事業者の中立、公平性等に係る評価
- (3) 地域支援ネットワークの構築に係る協議

(4) 地域の社会資源の改善及び開発に係る協議

(5) その他、障がい者等の福祉の推進に必要な事項に関することの協議
(協議会)

第 5 条 協議会は、前条に掲げる事項を総合的に協議するため、会議を開催する。

2 会議は、必要に応じて会長が招集し、年 2 回程度実施する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。ただし、やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、会議に加わることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは議長の決するところによる。

5 会議において必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、または資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 課題解決に向け、社会資源の改善及び開発等の協議をするため部会及び連絡会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(運営会議)

第 7 条 協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は協議会を円滑に運営するために、協議会の会議、部会の調整を行う。

3 前条の部会及び運営会議について、必要な事項は沖縄市障がい者自立支援協議会部会設置要領に定める。

(関係機関への協力要請及び連携等)

第 8 条 協議会は、必要があると認めたときは、同協議会以外の関係機関等に対し、資料や情報の提供、その他必要な協力を求めることができる。

(個人情報の保護)

第 9 条 協議会の構成員及び会議に出席した者は、正当な理由がなく知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務局は、沖縄市健康福祉部障がい福祉課及び沖縄市障がい者基幹相談支援センターが担い、庶務は沖縄市健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 3 日決裁)

この要綱は、平成 28 年 8 月 3 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 26 日決裁)

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日決裁)
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 11 日決裁)
この要綱は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。

別表 削除

令和5年度 沖縄市障がい者自立支援協議会委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	佐久川 伊弘	沖縄市民生委員児童委員協議会	会長
2	島村 聡	沖縄大学 人文学部福祉文化学科	
3	上原 健次	社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会	
4	久貝 晶子	沖縄県発達障がい者支援センター かじゅま〜る	
5	宮城 聡	医療法人 卯の会 新垣病院 地域医療部	副会長
6	久高 唯文	沖縄市自治会長協議会(美里自治会)	
7	金城 悦子	特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会	
8	山川 伸夫	株式会社うむさんラボ	
9	平川 直樹	特定非営利活動法人 海莉 児童サポートハウス Conte	
10	松岡 孝	沖縄県南部医療センター・こども医療センター 小児総合診療科	
11	島 粒希	一般社団法人 沖縄県知的障害者福祉協会	
12	島 和也	沖縄市障がい者基幹相談支援センター (公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会)	
13	高江洲 夢美	沖縄市障がい者基幹相談支援センター (公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会)	
14	上原 智美	健康福祉部	
15	兼城 絹枝	こどものまち推進部	
16	内間 三千代	教育委員会 指導部	

3. 審議の概要

開催日	会議等	内容
令和5年 3月1日～ 7月7日	就労継続支援 B 型利用 者アンケート調査	グーグルフォームによる調査 配布数 900 件、回答数 132 件
9月6日	相談支援事業所ヒアリ ング	障がい者(児)を取り巻く課題、相談の状況、優 先的に進めるべき取り組み等について
9月7日	沖縄市障がい者福祉協 会ヒアリング	団体の活動状況、困りごと、サービスに対する ニーズ等について
9月19日～ 10月13日	医療的ケア児アンケート 調査	グーグルフォームによる調査 配布数 47 件、回答数 23 件
10月11日	手をつなぐ育成会、おあ しすコール ヒアリング	団体の活動状況、困りごと、サービスに対する ニーズ等について
10月16日 ～11月3日	強度行動障がい者(児) アンケート調査	グーグルフォーム及び郵送による配布回収 配布数 283 件、回答数 107 件
11月9日	関係課ヒアリング	施策の取り組み状況と今後の課題、方向性等 について
11月22日	第1回沖縄市障がい者 計画庁内検討委員会	・関係者ヒアリングのまとめ報告 ・第5次沖縄市障がい者プラン〈改訂版〉素案検 討及びアンケート調査結果について
11月22日	第1回沖縄市障がい者 自立支援協議会	・関係者ヒアリングのまとめ報告 ・素案検討及びアンケート調査結果について
11月27日	第1回沖縄市福祉のまち づくり推進懇話会	・関係者ヒアリングのまとめ報告 ・素案検討及びアンケート調査結果について
令和6年 1月11日	第2回沖縄市障がい者 計画庁内検討委員会	・素案の検討 ○重点目標(案)、重点施策(案)の検討 ○施策の検討 ○基本目標ごとの指標及び見込値の検討 ○計画の推進体制等の検討
1月18日	第1回沖縄市福祉のまち づくり推進懇話会障が い福祉部会	・素案検討
1月26日～ 2月26日	パブリックコメント	
3月8日	第3回沖縄市福祉のま ちづくり推進懇話会	・答申案について
3月11日	第3回沖縄市障がい者 計画庁内検討委員会	・素案決定

4. 用語解説

あ行

◆あんしん賃貸支援事業

高齢者世帯・障がい者世帯・外国人世帯・子育て世帯（以下：高齢者等世帯）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように、高齢者等世帯を受け入れることとしている民間賃貸住宅の登録制度を設け、情報提供を行う事業（平成 18 年 10 月 16 日施行）。

◆医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18 歳以上の高校生等を含む）をいう。

◆インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

◆沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対応な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して制定された条例。平成 26 年 4 月 1 日より施行。

◆沖縄県ちゅらパーキング利用証制度

公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画（「車いすマーク」のある駐車区画）の利用対象者を障害者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図る制度。

◆沖縄県福祉のまちづくり条例

本条例は、平成 9 年に制定、翌年 4 月に全面施行。高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、県民の福祉の増進に資することを目的としている。

◆沖縄市地域保健福祉計画

児童、障がい者、高齢者等の個別計画だけでは対応できない複雑化した地域課題を解決に結び付けるため、市民、事業所、行政等の役割など、基本的な指針を定め、地域福祉の推進を目指す計画。

◆沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱

すべての市民が等しく安全かつ快適に利用できるように、「公共的建築物」、「道路及びこれに付帯する施設」、「公共交通機関に付帯する施設」、「公園又はこれに類する施設」を対象とした整備基準。

か行

◆共生型サービス

共生型サービスとは、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができる制度。

◆共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの１つ。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

◆居宅介護（ホームヘルプ）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの１つ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

◆権利擁護

高齢者や障がい者など、立場が弱いとされている方の権利を守るための取り組み。その人がその人らしく生きるための「人権」の侵害の問題を解決し、権利を守ること。

◆行動援護

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの１つ。自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

さ行

◆施設入所支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの１つ。夜間や休日に、施設に入所する人に対して入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

◆児童発達支援

児童福祉法に基づく、障害児通所支援サービスのメニューの１つ。障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識を身に付けたり、集団生活への適応訓練等を行う。

◆社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決を目指す公益性の高い非営利団体。

◆重度障害者等包括支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

◆重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

◆就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

◆就労継続支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。一般企業等での就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結ぶ「A 型」と雇用契約を結ばない「B 型」がある。

◆自立訓練（機能訓練、生活訓練）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

◆障がい児保育

保育に欠け、家庭で十分な保育が受けられない幼児で、集団保育が可能な心身に障がいがある児童を、一般の幼児とともに認可保育所で受け入れる事業。

◆障害者基本法

障がい者の自立と社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

◆障害者権利条約

障がい者に対する差別を禁じ、社会参加を促進するため、国連総会本会議が 2006 年 12 月 13 日に全会一致で採択、成立した条約。障がい者を対象にした人権条約は初めてで、20 力国が批准した時点で発効する。条約は前文と本文 50 条から成り、障がい者が「すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享受」できる環境を確保するのが目的。

こうした目的を達成するため「すべての適当な立法、行政措置」を講じるよう締約国に求めている。具体的には①障がい者の移動を促進するため建物や道路、交通機関における障害物の除去②教育における機会平等の確保③就職や昇進面での差別禁止一などが盛り込まれている。

◆障害者総合支援法

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律のこと。

障がい者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行された。

◆障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援をおこなう組織。

◆生活介護

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。常に介護を必要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

◆成年後見制度

障がいにより判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人はその契約を取り消すことができることにより、これらの人を不利益からまもる制度。

た行

◆短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。介護を行う家族などの病気、旅行、休養その他の理由により、障がいのある人が介護を受けることができない場合に、施設において障がいのある人を一時的に預かり、必要なサービスを提供する事業。

◆地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つ。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◆特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害（ＬＤ）や注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う、新たな教育の考え方。

◆トライアングルプロジェクト

文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携のために発足させたプロジェクト。各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

な行

◆日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護することを目的とする事業。

◆日常生活用具

身体障がい者（児）が日常生活を送る上で障がいによる負担を軽減するための用具。

◆ノーマライゼーション

“平準化”のことで、障がいのある方や高齢者等、日常生活を送る上で支援が必要な方を排除して成立する社会を形成するのではなく、地域社会の構成員として当然に存在するものとして捉え、必要な支援の提供により地域での生活を継続することが選択できるような社会の構築を目指す理念。

◆農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

は行

◆発達障がい

子どもの成長過程において、心身の発達に遅れがある状態をいい、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）などと定義している。

◆バリアフリー

もともとは障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁（バリア）とな

るものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられている。

◆ハローワーク（公共職業安定所）

民間事業所（企業）に就職を希望する人に対し、求職の登録等求職の受付や各種職業の紹介、就職後の援助、就業訓練の援助、就業訓練の指示等を行う厚生労働省所管の機関。

◆ペアレントトレーニング（発達障がい児・家族支援）

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

◆ペアレントプログラム（発達障がい児・家族支援）

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向け取り組む。

◆ペアレントメンター（発達障がい児・家族支援）

メンターとは「信頼のおける仲間」の意味。発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

◆法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ法定雇用率に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならないこととされている。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
民間企業	法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
	対象事業主の範囲	43.5人以上	40人以上	37.5人以上
国、地方公共団体等	法定雇用率	2.6%		
都道府県等の教育委員会	法定雇用率	2.5%		

◆補装具

身体障がい者（児）の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器などがある。

や行

◆ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

◆療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を見につけ社会性を発揮させる援助などを行う。

◆療養介護

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。